# 国土強靱化アクションプラン2018 (素案の検討資料)

# 目 次

(頁)

はじめに	1
第1章	アクションプラン2018の策定について 2
第2章	プログラムごとの進捗状況 ・・・・・・・・・ 11
第3章	各プログラムの推進計画等 ・・・・・・・・ 16
第4章	プログラム推進のための主要施策 ・・・・・・・・・ 47
(別紙1)	プログラム及びプログラム共通的事項ごとの進捗状況・・・・・ 66
(別紙2)	変更した重要業績指標 (KPI) について 90
(別紙3)	統合進捗指数 (IPI) の設定について 94
(参考 <sup>-</sup>	1) 重点化プログラムに係る工程表 ・・・・・・・・・・・・・・ 95
(参考2	2) 国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策136
(参考3	3) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する
	関係府省庁の支援について ・・・・・・・・・・・・144
(参考 4	4) 国土強靱化基本計画を反映した国の他の計画等 ・・・・・・・・154

#### はじめに

平成25年12月11日に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月3日には、基本法に基づき、強靱な国づくりのためのいわば処方箋である国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。さらに、取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靱化アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を国土強靱化推進本部においてこれまで4回決定するとともに、ほぼ全ての都道府県で国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)が策定されるなど、国土強靱化の取組は本格的な実行段階にある。

東日本大震災をはじめ災害が頻発しており、平成28年(2016年)熊本地震(以下「熊本地震」という。)や、この1年でも、火山の噴火、台風、豪雨、大雪等による災害が発生している。今後も、気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されており、大規模自然災害等の様々な危険を直視して平時からの備えを行うことが必要である。

他方、国土強靱化の推進は希望を生み出す強い経済実現においても重要であり、一億総活 躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策にも、推進すべき旨が位置づけられているとこ ろである。また、「GDP600兆円」の強い経済の実現にも貢献する観点も含め、国土強靱化を実 効性のあるものとするためには、国、地方、民間、国民が一体となった取組が不可欠であり、 今後は、特に市区町村での地域計画の策定や民間の主体的な取組を促すことが重要となる。

中長期的な視野の下で推進していく国土強靱化は、いわば国のリスクマネジメントであり、主たるリスクの特定・分析、脆弱性の分析・評価、対応方策の検討、計画的な実施、そして、取組結果の評価と改善という PDCA サイクルを実践・徹底していくことが求められる。毎年度の個別施策の進捗状況だけではなく、新たに発生した大規模自然災害等を踏まえた施策の点検を加えることにより、PDCA サイクルをより充実させることが可能となる。

このため、PDCA サイクルを機能させるべく国土強靱化アクションプラン2018(以下「アクションプラン2018」という。)を策定し、国土強靱化アクションプラン2017(以下「アクションプラン2017」という。)等に掲げたプログラムの進捗状況を把握・評価するほか、新たに発生した災害等を踏まえ、プログラムの充実・改善を図り、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に進化させるとともに、基本計画策定以降の4年間の施策の達成状況の整理を行い、5年目を迎える基本計画の見直しにも反映させていくこととする。

#### 第1章 アクションプラン2018の策定について

#### 1 アクションプラン2018の策定方針及び構成

基本法が施行されて約4年半が経過し、国土強靱化の取組は本格的な実行段階にある。毎年度しっかり進捗管理を行い、効果的・効率的に施策を推進していくことは重要であり、このことは、事前防災及び減災の考え方に基づく計画的な社会資本整備、地方創生の推進にも資するものである。

基本計画は、中長期的な視野の下で施策の推進方針を示したものであり、その着実な推進を図るため、毎年度、取り組むべき具体的な個別施策等を示したアクションプランを決定している。その中で、個別施策の進捗を極力定量的に把握するとともに、これを基に各プログラムの進捗状況を府省庁横断的に把握・評価し、これらを踏まえて、プログラムごとの推進計画を策定・修正する進捗管理を行っているところである。

すなわち、毎年度、それまでの進捗状況を踏まえ、概ね向こう1年間に取り組むべき具体的施策をアクションプランとして策定 (Plan)、優先順位を付けて計画的に実施 (Do)、重要業績指標等を活用して結果を評価 (Check)、その上で、進捗状況に応じた修正及び必要な新規施策の追加等の改善 (Action)を行い、次年度のアクションプランにつなげるという PDCAサイクルを実践・徹底することが必要である。更に、アクションプラン 2017 において、国土強靱化の取組のスパイラルアップを進めるため、新たに発生した大規模自然災害等を踏まえた PDCAサイクルを加えたところである。アクションプラン 2017 からのプログラムの進捗状況等を踏まえ、国土強靱化の取組をさらに計画的かつ着実に進化・加速させるため、毎年度の PDCAサイクルを実践・徹底するとともに、5年目を迎える基本計画の見直しに反映させる。

このため、以下の方針に則り、アクションプラン 2018 を策定する。

#### 1. プログラムの進捗管理の徹底

指標の充実(現状値の迅速な把握、指標の見直し等)を図りつつ、アクションプラン 2017 以降の施策の進捗状況の把握等を行い、各プログラムの推進計画等を見直すとともに、基本 計画策定以降の4年間の施策の達成状況の整理を行う。

また、プログラム共通的事項の進捗状況・推進計画、重点化プログラムごとの工程表(参考1、95頁参照)を作成する。

#### 2. プログラムの充実・改善等

施策の進捗を踏まえたプログラムの不断の見直し、九州北部豪雨等既往災害の教訓、仙台防災枠組、ICT 技術の進展等を踏まえ、必要に応じた新しい施策の追加を行うこととし、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国・地方公共団体・民間等との連携等の観点から各プログラムの推進計画等を見直す。

その際、地域計画の策定及び実施への支援のほか、事業継続に取り組む企業等を認証する 制度の周知等を通じた国土強靱化に資する民間投資の拡大など、地方公共団体及び民間の取 組の促進について、プログラムの充実・改善を図る。

また、基本計画の見直し及び国の他の計画等の見直しの状況についても整理する。

#### なお、基本計画で示された、

- 災害等の発生に対する4つの基本目標
- 大規模自然災害を想定した事前に備えるべき8つの目標
- その妨げとなるものとしての 45 の「起きてはならない最悪の事態」
- 「起きてはならない最悪の事態」のうち対処に当たっての国の役割の大きさ・緊急度 及び影響の大きさの観点から重点的に対応すべきものとして選定した 15 の事態 は次表のとおりである。

# 起きてはならない最悪の事態

基本目標	L	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
			1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における 火災による死傷者の発生
		大規模自然災害が発生したと きでも人命の保護が最大限図 られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
				広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1			異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
				大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生の
			1-5	みならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		大規模自然災害発生直後から 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)		被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不
				足
	2			救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機
			0 7	能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		大規模自然災害発生直後から 必要不可欠な行政機能は確保 する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な但下による治安の悪化
	3		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	J			首都圏での中央官庁機能の機能不全
Ⅰ.人命の保護		, ,		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
が最大限図られ		大規模自然災害発生直後から		電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
る	4	必要不可欠な情報通信機能は		郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		確保する		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
Ⅱ. 国家及び社			5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の但
会の重要な機能 が致命的な障害			0-1	下
が致命的な障害 を受けず維持さ		大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
れる	5			コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
1.0				海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
Ⅲ. 国民の財産			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの
及び公共施設に			Г С	機能停止
係る被害の最小				複数空港の同時被災 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
化				金料等の安定供給の停滞
双冲去水海口		大規模自然災害発生後であっ		電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェ
IV. 迅速な復旧 復興	6	ても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	电力疾病やの・プース(光変电が、)と記載設備がで行為・ローカスッププイデュ  一ンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
				汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
				地域交通ネットワークが分断する事態
	L		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
				市街地での大規模火災の発生
		制御不能な二次災害を発生させない	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発
				生 
				有害物質の大規模拡散・流出
				農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	-		/-/	風評被害等による国家経済等への甚大な影響  
		大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	1			重応   道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、
			8-2	垣崎台開寺の復向・復典を担り入村寺(寺門家、コーティネー、カ働名、   地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8		0 0	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事
	Ĭ		8-3	能
			8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興
	L		8-5	が大幅に遅れる事態
-				W. (B. 11) 1

※網掛けは、重点化プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

#### (3) 構成

アクションプラン2018の主な内容は、プログラムごとの進捗状況(第2章)、各プログラムの推進計画等(第3章)、プログラム推進のための主要施策(第4章)で構成しており、それぞれ以下の方針でまとめている。

○ プログラムごとの進捗状況については、プログラムごとに取組の達成度及び進捗について、把握・評価した。また、プログラム共通的事項についても把握・評価した。

重要業績指標について、諸情勢の変化に応じた追加・見直しを検討するとともに、精度向上のための現状値(原則、平成29年度末値、速報値を含む。)の迅速な把握、平成30年度目標値(参考値含む。)の明示の検討を引き続き行った。

また、国土強靱化アクションプラン2015ではじめて試行した統合進捗指数 (IPI: Integrated Progress Index) を用いて、プログラムごとの進捗状況の把握・評価を行った。

これに加えて、基本計画策定以降の4年間の施策の達成状況の整理を行った。

- 各プログラムの推進計画等においては、アクションプラン2017に示されたプログラム の進捗状況や主に平成29年度中に発生した災害の教訓等を踏まえ、各プログラムの新た な推進計画をとりまとめた。なお、プログラム共通的事項については、推進方針をまと めることとした。
- プログラム推進のための主要施策については、施策分野ごとに整理する形で、プログラムの進捗状況等に応じて見直しを行った。

#### 2 特記すべき事項

#### (1) 民間の主体的な取組の促進

#### (取組を促進するための基本的考え方)

国土強靱化の推進に向けては、国、地方公共団体のみならず、民間の自主的かつ主体的な 取組が極めて重要である。大規模自然災害等への対処に際しても事前防災のあらゆる側面に おいても、取組のすそ野を広げ、社会全体で取り組むのでなければいざという時に十分な効 果は期待できない。

一方で、企業、学校、病院その他の民間事業者による国土強靱化に資する取組は、各分野 に多様なニーズを生み出し、イノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらすことにより、 民間事業者の災害対応力の向上や、サプライチェーンの強化・販路の多様化、平時の生産性 の向上等を通じて産業競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長や地方創生、 一億総活躍社会の実現にも貢献する。また、第5期科学技術基本計画にて示された Society5.0の取組として、自然災害に対する強靱な社会も含めた「超スマート社会」の実現 を目指して、官民での研究開発投資の拡大が進められている。国土強靱化に関する民間市場 の規模は、2013年(平成25年)現在約11.9兆円に達しており(「国土強靱化に資する民間の 取組の促進について」平成28年2月1日ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会、以 下同じ。)、これは、公共事業を含めた公的主体(国、地方公共団体等)の行う強靱化関連の 公的支出と同程度の規模となっている。そのうち、国土強靱化に直接資すると考えられる 財・サービスの市場の合計(コア市場)は、2013年(平成25年)現在約8.0兆円規模である が、2020年(平成32年)には実質で約11.8~13.5兆円に達し得ると試算されている(実質で 約3.9~5.6兆円、実質年率5.8~7.8%の伸び)。国土強靱化を進める上で民間投資の果たす 役割が大きいことを再認識し、デフレ脱却のための政策を推進する中で、国土強靱化の努力 を持続的な経済成長に結びつけていくことが望ましい。

#### (民間の取組を評価する制度)

国土強靱化の実現のためには、民間の企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化が必要であり、国や地方公共団体のみならず、民間主体のそれぞれが行っている事業や活動が非常時にも可能な限り継続される体制を事前に整える必要がある。そのためには、個々の民間主体において事業継続計画の策定や、それに基づく事前対策、訓練、不断の計画の見直し等を進めることが求められるが、こうした努力は一般に市場からは見えないものであり、適切に評価され難いため、そのままでは十分に行われないおそれがある。

そこで、顧客や取引先から見えにくい企業・団体等の自助努力に光を当て、社会的な認知を浸透させることにより国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げていくことをねらいとして、事業継続に積極的に取り組んでいる企業・団体等を第三者により認証する仕組み(国土強靱化貢献団体認証)を平成28年度創設した。熊本地震では、中小企業や地場の企業における事業継続の取組の一層の強化が必要であるとの指摘があった。こうした指摘も踏まえ、この国土強靱化貢献団体認証の仕組みを利用する等により、中小企業や地場の企業、医療・福祉施設など民間の企業・団体等の事業継続の取組を一層進めていく。また、この認証制度の周知や事業継続計画の策定・運用に係るノウハウの普及等を通じて民間における強靱化投資等の取組を促進していく。

さらに、国土強靭化に資する民間の取組としては、社会貢献・地域貢献(共助)として行われるものもあり、こうした取組を促進するために共助を行う企業・団体等を認証する仕組みの検討を進める。

#### (取組事例の紹介・施策の広報)

現在、民間における取組として、住宅・建築物の耐震化、情報通信施設の耐震化や通信回線の複線化等、様々なものが行われている。これらの取組の一部に対し、国は、住宅・建築物の耐震化や公益的事業者等の施設・設備の耐災害性の強化等の促進施策を講じているところである(参考2、136頁参照)。また、これらの施策を利用者にとって探し易く、わかりやすい形にとりまとめ、公表することでその活用促進を図っているところである。また、NPOを含めた民間の取組の成果を把握し、広く発信していくことで民間の公益活動の更なる活性化を促進する取組も始められているところであるが、国土強靱化について、民間により既に取り組まれた事例を広く収集・整理するとともに、特色や工夫がみられるものや先進事例を「民間の取組事例集」として広く情報展開することで、民間の自主的取組に向けた意識の醸成に努めている。

## (2) 地方創生につながる強靱な地域づくりの推進

#### (地域計画策定の必要性)

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体、民間事業者 や国民を含め関係者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。

また、各地域において大規模自然災害のリスク等を踏まえて、予断を持たず、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、被災後の迅速な復旧につながるとともに、地域の安定した経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。

地域計画は、国土強靱化の観点における地方公共団体の様々な分野の計画等の指針となるものであるとともに、民間が策定する事業継続計画や共通した想定リスクを有する関係自治体間の取組等と相互に作用して、地域における強靱化の実効性を高めていくものである。

これらを踏まえると、各地方公共団体で地域計画が早期に策定されることが求められが、その際、事業継続等に積極的な取り組みを行っている民間事業者・民間団体等と密接に連携を図ることが望ましい。また、地域の状況等によっては関係する地方公共団体が共同で策定

すること等も考えられる。

#### (国における支援)

地域計画は基本計画との調和が必要であり、地域計画の中で国の施策等を位置づける場合もあることから、その策定に当たっては、地方公共団体と国が十分連携・協力する必要がある。

こうした観点等から、国は地方公共団体による地域計画の策定が円滑に図られるよう取組を行っている。具体的には、平成29年度は6月にガイドライン(第4版)を策定し、全ての都道府県及び市区町村に配布したほか、ガイドライン、アクションプラン等の周知を図るため、地方公共団体職員向けの説明会を同年7月に開催した。また、地方公共団体を対象に、地域計画策定に向けた内閣官房職員による出前講座を全国23箇所で開催し、地域計画の策定意義、地域計画実施に係る国の支援、国の基本計画の手順を参考とした場合の計画策定方法などについて講義をするとともに、意見交換を行った。さらに、交付金等による支援状況に関するフォローアップ調査を行い、地域計画策定済の地方公共団体が地域計画に基づいて行う取組に対し、交付金等が活用されている事例を収集した。併せて、地域計画策定済団体を対象に、地域計画策定過程で得られた取組の効果等についてもフォローアップ調査を行った。

なお、地域計画の平成30年4月1日現在の策定状況は、地域計画を策定した地方公共団体は45都道府県・74市区町村、また、地域計画を策定中の地方公共団体は2県・52市町村となっており、ほぼ全ての都道府県において地域計画策定済となっていることから、平成30年度からは、政令指定都市をはじめとする市区町村において地域計画の策定がより円滑に促進されることが必要である。このため、平成30年度は、平成29年度に実施した出前講座における意見交換結果や、フォローアップ調査結果等に基づき、市区町村においてより策定が進捗することを目的としたガイドラインの改定(第5版)を行う。また、関係府省庁の連携の下で改定した「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」に基づき、引き続き地方公共団体が地域計画に基づき実施する施策について、30の交付金等の交付に当たり一定程度の配慮を行う支援を行うことにより、地域の支援に関係府省庁一体となって積極的に取り組む(参考3、144頁参照)。さらに、地方公共団体職員向けの説明会や専門家の派遣を含む出前講座の開催等についても、一層積極的に取り組む。

#### (地域資源を活用した地方創生につながる国土強靱化の取組)

国土強靱化の取組と地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平時いずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する。

また、現在、地方創生の取組の一環として東京一極集中是正等の各種施策が展開されつつあるが、東京一極集中を是正し、「自律・分散・協調」型国土の形成を図ることは、国土全体の強靱性を確保することにつながる。その際、国土強靱化の取組として、高速道路ネットワークや新幹線ネットワークの整備を着実に進めるとともに、現在、地方創生の取組の一環として展開されている東京一極集中是正に向けた各種施策を、国土強靱化の取組と調和して強力に進めていくことが必須である。

しかしながら、地域が持つ社会資源には限界があり、地域の強靱化の取組を効果的に地方 創生に結び付けることが必要である。両者の相乗効果を高めるためには、地域計画と地方創 生の地方版総合戦略が、調和しながら策定されるとともに、地方公共団体が災害時・平時の 両方の効果が期待できる取組を連携して行うことが望まれる。

このため、地方公共団体においては、地域計画の策定や見直しに際して、防災・減災機能等自然環境が有する多様な機能を「グリーンインフラ」として積極的に用いるなど、地域が

有する自然や地形など地域資源を有効に活用し、地域の豊かさを維持・向上させるよう、両者を十分連携させることが望まれる。このような地域計画と地方創生の地方版総合戦略の連携について、出前講座等の機会を通じて、周知していく。

#### (3) 平成29年度に発生した災害への対応等を踏まえた新規施策の充実等

#### (平成29年度に発生した災害対応等の新規施策の充実)

平成29年度は、7月の九州北部豪雨やその後の台風、本年1月の本白根山の噴火、1月から2月にかけての大雪等により、多数の方々が被災された。

これらを踏まえ、以下のような施策を充実したところである。

- 九州北部豪雨等を踏まえ、激甚災害の指定の早期化に向けた運用の改善を行った他、 十砂災害対策や水害対策、治山対策に関して、
  - ・緊急点検により抽出した緊急的・集中的に流木対策が必要な全国約1,200地区において、新規事業等により対策を推進
  - ・全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた土砂・流木対策や再度の氾濫防止対策、 低コストの危機管理型水位計設置の推進などの水防災意識社会の再構築の取組の推進
  - ・土砂災害警戒情報の最大20分迅速化や台風強度の予報期間の延長 (3日先→5日先) 等による防災情報提供の実施
  - ・広範囲にわたって被災し、土砂等により埋塞している河川について、川幅を拡げるなどの一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業(一定災)としての適用の全国への拡大による事務手続き及び地方負担の軽減、公共土木施設の被災状況を掘り起こして確認することなく「全損」(全て壊れているもの)として災害査定を行うことによる、本格的な災害復旧事業への着手の大幅な迅速化
  - ・直轄河川における一定規模以上堆積した流木等の処理を新たに直轄河川災害復旧事業 の採択要件に追加することで、流木等の処理を迅速化

等に取り組むこととしている。

- 本白根山の噴火を踏まえて、臨時観測点を設置した他、SAR 衛星データを使用した火山周辺の地殻変動の定期的監視及び地殻変動情報の関係機関への迅速な提供、各火山の個別課題の検討を行い各火山地域の取組みの支援等に取り組むこととしている。また、火山噴火災害対策以外も含め、新たに設置した JETT (気象庁防災対応支援チーム)を活用して、災害時に地方自治体の防災対応を支援することとしている。
- 雪害対策については、本年1月から2月にかけての大雪を踏まえ、道路啓開計画の実 効性向上等の雪害対策の推進に取り組んでいく。また、基本計画を見直すに当たり、 国土強靱化の観点からより総合的に推進するよう対応する。
- 熊本地震における被災市町村への地方公共団体による応援職員の派遣に関する成果と 課題を踏まえ、被災市区町村応援職員確保システムを構築したほか、港湾管理者の要 請に基づき国が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設したところであり、こ れらの制度の適正な運用に取り組むこととしている。
- 火災対策については、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を踏まえ、大規模な火災につながる危険性が高い地域における火災防御計画の策定等のフォローアップや火災からの復興の経験をもとに取りまとめた「今後の復興まちづくり計画の考え方」の周知等に取り組んでいく。

また、この他にも、応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策及び住宅の応急的な修理の促進方策や平成29年度に設置した国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チームによる官民での迅速な情報共有のルール等の重要課題について引き続き検討を行う。

更に、住宅耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした総合支援メニューの創設、伝統的建造物群等の耐震対策の手引きの作成、Lアラートの視覚化に向けた実証実験の実施、現地政府を巻き込んだ東アジア、ASEAN の防災能力強化に向けた政策提言活動等の実施、標準的な設計・施工に係る情報を国の営繕基準へ反映させる等による CLT の活用促進、防災拠点施設における合併処理浄化槽への転換、新規制度を活用した農業水利施設等の長寿命化及び防災・減災対策の更なる推進や突発的な事故への対応、「緊急速報メール」サービスを活用した洪水氾濫の危険性の住民への周知、救急車の適正利用を促すための救急安心センター事業の推進等の新しい施策に取り組む。

#### (4) 大規模自然災害等を踏まえたPDCAサイクル

熊本地震を契機として、アクションプラン2017において、基本計画、アクションプランの 推進に当たり実践・推進している PDCA サイクルにおいて、これまで取り組んできているプログラムの進捗状況の定期的な把握・評価に加えて、新たに発生した大規模自然災害等を踏まえた施策の点検を実施し、国土強靱化の取組をより一層、計画的かつ着実に進化させることとしたところであり、今後も大規模自然災害等が発生した場合には、これを踏まえた施策の点検に取り組み、PDCA サイクルを一層有用なものとする。

#### (5) リスクコミュニケーションの実践と深化

国民が国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、自らが主体的に国土強靱化について考えることが重要である。また、各地域において国土強靱化を推進する担い手が国及び地方公共団体と連携できるよう、適切に活動できる環境を整備していく必要がある。

このため、地域の実情や児童生徒等の発達の段階に応じた系統的、体系的な学校における 防災教育を充実するとともに、国土強靱化に関する学校向けの副読本を、全国の希望のあっ た学校等へ配布するほか、国土強靱化関連イベント等においても情報交流等に活用しており、 学校の授業等での積極的な活用を一層促進する。

また、国土強靱化に関する自発的な活動が集い、活動が進化(深化)し、活動と活動の触発により新たな活動が創造され、交流を通じて活動の裾野が広がるように、各地域で活動している多様なコミュニティが共創する活動の場を充実・拡大するとともに、こうした平時のつながりを災害時のネットワークとして活かす取組を推進する。

#### (6) 国際貢献の重点的推進

多くの自然災害が発生する我が国は、国際的に見ても国土強靱化に関する先進的な取組を 進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において諸外国との相互理解を 深め、国際社会に貢献していく必要がある。

平成27年12月22日に国連総会において11月5日を「世界津波の日」とする決議が全会一致で採択された。これを国民にも広く周知するとともに、津波に対する意識の向上のための啓発活動や津波対策を促進するため、シンポジウム等を開催したほか「世界津波の日」が11月5日となった由来の安政南海地震において、私財を投げ打って村人の命を津波から守ったと伝えられる濱口梧陵氏にちなみ、津波防災をはじめとする沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた国内外の個人又は団体を表彰する「濱口梧陵賞」を創設し、国際社会の津波対策に関する意識向上に貢献する取組を進めた。さらに、国土強靱化を担う将来のリーダーを育成すること等を目的に、2016年の高知県に引き続き、沖縄県において「『世界津波の日』2017高校生島サミット in 沖縄」(主催:沖縄県ほか)が開催され、日本を含む世界26ヶ国から約250名の高校生が一堂に会し、「"みんなを守りたい"津波の脅威を知り、備え、いま自分ができること。~万国津梁の島から発信する"ゆいまーる"の心~」をテーマに議論し合った。

平成30年度においては、引き続き「世界津波の日」に関する広報、普及啓発を国連機関及び関係府省庁との連携のもとに行うことを通じ、国内及び国際社会の理解を深める取組を重点的に推進する。また、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)と連携し、東アジア及び我が国の国土強靱化対策の知見を活用し、災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究を実施、シンポジウム等を通じた研究結果の普及に努める等、国際社会において国土強靱化の理解を増進する。

#### (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策の実施

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会の運営に影響を及ぼす様々なリスクや起きてはならない事態を想定し、首都直下地震対策の強化、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策の強化、無電柱化の推進等、自然災害が発生しても安全・安心な大会を実現するための施策を引き続き着実に推進する。

また、大会期間及びその前後には、世界各国から多くの来訪者等が東京及び日本各地に来訪することを考慮し、多言語対応の強化や外国人来訪者等への救急・防災対応等の施策を実施するとともに、パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、障害のある観客等も安心して大会を楽しむことができるよう、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進や障害者等に配慮した避難のあり方の検討にも取り組む。

大会を契機としたユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーの推進に向けた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)や、円滑な大会運営に向け、各種自然災害の発生に備えた対応等を含む「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)」(平成29年4月東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部報告)を策定した。これらに基づき、2020年に向けた対策、施策の具体化が進められているところである。

今後も、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、関係機関が密接に連携しながら必要な取組を計画的かつ総合的に実施し、これらの取組を通して、日本が次世代に誇れる遺産(レガシー)を創出し、日本の力を世界に発信する。

#### 3 国の他の計画の見直し

基本法において、基本計画は「国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の 指針となるべきものとして定めるもの」とされていることから、基本計画を構成する各施策 の根拠となる国の他の計画等について、基本計画を踏まえた見直しを進めていく必要がある。

関係府省庁は、基本法、基本計画に基づいて実施する施策を推進するために、関係する国の他の計画等の改定等の時期において、自ら精査し、国土強靱化に資する見直しを行う。

平成 26 年 6 月に基本計画を策定して以降、順次国の他の計画等に基本計画の内容を反映 させている(参考 4、154 頁参照)。

例えば、平成29年度には、平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化するなど、必要な施策を推進することを盛り込んだ健康・医療戦略〔平成29年2月一部変更〕、災害等のリスクに対応するサステイナブルな物流の構築等を盛り込んだ総合物流施策大綱(2017年度~2020年度)〔平成29年7月〕等において国土強靱化基本計画を指針とした見直しが行われたところであり、様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなる。

#### 4 国土強靱化基本計画の見直しに向けて

基本計画は「『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要(基本計画第1章)」との理念の下、計画期限は定めていないが、同時に、「今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする(同、第4章)」とも定めている。

現在の基本計画は平成26年6月に策定され、平成29年度は計画策定から4年目に差し掛かる時期に来ていることに鑑み、昨年度から基本計画の見直しに向けた取組を本格化している。

基本計画の変更案の作成に当たっては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため脆弱性評価を行い、この結果に基づいて作成することが基本法に定められている。平成29年度は、これら法定手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、現状に関する概略・予備的な調査を行うため、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、脆弱性(予備)評価を行った。脆弱性(予備)評価にあたっては、まず「起きてはならない最悪の事態」の見直しの検討を行い、地方公共団体が定めた地域計画における設定も参考に、新たに「豪雪・暴風雪」を設定する等の見直しを行った上で、起きてはならない最悪の事態がどのようなプロセスで起こりうるのかを視覚的に「見える化」し、より的確な課題認識を関係者間で共有することを可能とするため、フローチャート分析手法を用いて検討を進めた。

平成30年度は、脆弱性(予備)評価結果も参考に、国土強靱化地域計画や民間における強靱化の取組からフィードバックすべき事項、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化に加え、本アクションプランにおいて整理するこれまでの取組の進捗状況等や5回のアクションプランにおいて進化していった事項、現行の基本計画策定以降に発生した自然災害から得られた知見、起きてはならない最悪の事態に至るプロセスの分析から想定される事項等を踏まえ、関係府省庁協力の下、地方公共団体や学識経験者等の意見を伺いながら法定手続きに則った検討を進め、年内を目途に基本計画を見直していくこととする。

#### 第2章 プログラムごとの進捗状況

# 1 KPI 及び IPI による進捗の管理 (KPI 及び IPI 集計中)

平成30年4月時点で行ったプログラムごとの進捗状況及びその重要業績指標(実績値及び目標値)について把握・評価した結果は、別紙1(66頁参照)のとおりである。

その際、重要業績指標について、諸情勢の変化に応じて指標の追加・見直しを検討した結果、〇指標について指標を追加、〇指標について指標を見直しした。

この重要業績指標の変更等の結果については別紙2 (90頁参照) のとおりである。

等、指標の元となる計画の変更等に伴う指標の見直しを行っており、具体的には、

○「○○」等の見直し

を行った。

なお、今後も国の他の計画の改定等により関連する重要業績指標及び数値目標が見直された場合には、当該重要業績指標及び数値目標を踏まえて把握・評価を行うものとする。

あわせて、プログラムごとの把握・評価を充実するため、国土強靱化アクションプラン2015ではじめて試行した統合進捗指数 (IPI) を引き続き試行的に運用する。統合進捗指数 (IPI) は、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗の比較に活用することを目指し、プログラムごとに当該プログラムを構成する個別指標について達成度(ストック相当=50)と計画期間内の進捗状況(フロー相当=50)を同等に評価し、計画期間内に目標が達成されれば100となるように設定した (別紙3、94頁参照)。その算出結果を12頁に示す。

IPI を算出した結果について、重点化プログラムの進捗状況を把握するため、特にフロー相当に着目してみると、平成30年に目標を達成すれば50となる指数について、4年目を終えた時点で、IPI2018の指数で40を超えたプログラムが45プログラム中○○プログラムとなっている。IPI2017の指数で30を超えているものが35プログラムであることと比較すると、○○に進捗している。

注:各プログラムを構成する個別施策の指標には、目標を達成し高度化した等の理由によって、 入れ替わっている指標があることから、IPI2017についても遡って再算出している

IPI については、今後のアクションプランにおいても継続的に算出し、その変化を踏まえ施策の実施の参考とするとともに、その精度向上を図っていくことが不可欠である。

なお、基本計画の策定に当たっては、脆弱性評価を国土強靱化に関する施策の分野ごとに 実施している。この施策分野ごとの脆弱性評価に至る過程で、個別施策ごとの課題分析を基 に各プログラムの達成度及び進捗を把握し、プログラムごとの脆弱性を評価した。一方、毎 年度策定するアクションプランにおいては、脆弱性評価は行わないものの、基本計画の目標 年度(概ね5年ごとに基本計画の計画内容の見直し)に向けた各プログラムの進捗状況の把 握・評価を行っており、その際、プログラム間の進捗比較を重要業績指標の充実や統合進捗 指数(IPI)により、定量的に把握・実施できるよう図っているところである。

# IPI(統合進捗指数)2018

			IPI2017	'	IPI2018			
	カキマはかこかい 貝 亜の本総		IPI	IPI		IPI	IPI	
	起きてはならない最悪の事態	IPI	(ストック	 (フロー	IPI	(ストック		
			相当)	相当)		相当)	相当)	
1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火 災による死傷者の発生	72	41	31		14 - 17	10 - 17	
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	82	45	37				
	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	73	41	32				
1-4	異党気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	69	38	31				
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	77	42	35				
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	66	36	30				
	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	72	39	34				
	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	70	39	31				
	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	77	42	34				
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	76	42	34				
	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	72	39	33				
	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能	75	42	34				
2-6	の麻痺		. –					
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	86	45	40				
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	93	44	48				
	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	35	17	17	Ш		L	
3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全	77	41	36				
	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	74	41	33		算		
	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	71	39	32		<del>7T</del>		
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	80	47	33				
4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	76	42	35		_		
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	67	37	30		出		
	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	73	40	33		Щ		
	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	70	38	32				
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	64	36	28	Ш	_	L	
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	66	38	29		中		
5-6	複数空港の同時被災	46	25	21		-		
5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	86	45	40				
5-8	食料等の安定供給の停滞	65	36	28	Ш			
6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	70	38	32				
	上水道等の長期間にわたる供給停止	66	37	29				
	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	70	38	32				
	地域交通ネットワークが分断する事態	67	38	29				
	異常渇水等により用水の供給の途絶	65	38	27				
	市街地での大規模火災の発生	71	39	32				
	海上・臨海部の広域複合災害の発生	70	39	31				
	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	75	42	34				
	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	70	40	30				
	有害物質の大規模拡散・流出	81	44	37				
	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	75	45	30				
7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響	100	50	50				
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事 態	40	24	16				
8-2	域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78	44	34				
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	73	39	35				
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	70	40	30				
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	55	31	24				
	おけけ 舌占ルプログラムに仮る扫きてけたにない是亜の車能							

<sup>※</sup>網掛けは、重点化プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

<sup>※</sup>IPIの算出は、原則として前年度末値を用い、一部とりまとめに時間を要する指標については前々年度末値を用いた。 ※IPI=IPI(ストック相当)+IPI(フロー相当)であるが、四捨五入のため一致しない場合がある。

<sup>※</sup>IPI2017は、指標の高度化等による指標の入れ替えに伴い、再算出した値である。

#### 2 これまでの達成状況

- (1) 達成された施策・取組の例(8つの事前に備えるべき目標ごとに整理)
  - 1) 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

#### 【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

- ・公立小中学校、国立大学法人等施設の耐震化が概ね完了
- ・約9万6千箇所のため池を一斉点検し、施設の現状を把握するとともに周辺への影響度 を確認・公表
- ・「緊急速報メール」サービスを活用した洪水氾濫の危険性を住民に周知するエリアを全 ての国管理河川(109水系)に拡大
- ・全直轄109水系において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表
- ・九州北部豪雨を踏まえて、土砂・流木対策や再度の氾濫防止対策を推進するため、全国 の中小河川(約2万河川)の緊急点検を実施
- ・全市町村の J アラート (全国瞬時警報システム)の受信機への自動起動装置の整備を完了
- ・災害発生時の通信手段確保等に資する準天頂衛星システムを打ち上げ、平成30年度から 4機体制で運用を開始
- デジタルサイネージの国内標準仕様の策定
- ・全国の火山災害警戒地域の火山全てについて、火山防災協議会の設置完了

#### 【制度創設等がなされたもの】

- 「無電柱化の推進に関する法律」が成立・施行
- ・南海トラフ沿いの対象エリア内において、平成29年4月以降新築する超高層建築物等について建築用長周期地震動に基づく検証を義務化
- ・「水防災意識社会 再構築ビジョン」、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計 画の策定
- ・東京湾における一元的な海上交通管制を構築
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改訂、避難所運営ガイドライン、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン及び福祉避難所の確保・運営ガイドラインを策定
- ・土砂災害警戒情報の発表の迅速化(最大20分)を実現
- ・大地震発生から一週間程度は過去の事例や地域特性に基づいた見通しや地震発生状況の 発表を行い、併せて周辺に活断層がある場合は、安全確保のための留意事項等を呼びか けるなど情報提供内容を見直した。
- ・直轄河川による浸水が想定される全ての市町村において、避難勧告着目型のタイムラインの策定を完了
- ・国連総会で11月5日を「世界津波の日」とする決議が全会一致で採択
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速 させる等のため水防法等を一部改正
- ・緊急ダイバート運航総合支援システムの整備完了
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

#### 【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) を全ての基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院へ配備
- ・全ての消防本部における消防救急無線のデジタル化整備を完了
- ・全国の各地域(10地域)ごとに約4日分に相当するガソリン、灯油、軽油、A 重油等の 石油製品の備蓄を完了
- ・貨物鉄道事業者の BCP 策定
- ・ガス供給の迅速な復旧に資する情報共有システムの改良を完了

#### 【制度創設等がなされたもの】

- ・プッシュ・プル型による物資調達・輸送調整等を支援するシステムを構築
- ・地方公共団体相互の効率的な応援職員派遣スキームを構築
- ・危険物を積載したタンクローリーの通行が規制されている長大トンネル等について、災害時にエスコート通行方式で通行できるようにする規制緩和を実施

#### 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

・全関係府省庁において事業継続計画の策定を完了

#### 【制度創設等がなされたもの】

・地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、『政府関係機関移転基本方 針』を決定

#### 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

・警察情報通信の無線中継所リンク回線の高度化が完了

#### 【制度創設等がなされたもの】

- ・中央省庁の霞ヶ関エリアにおける情報通信システムに対する脆弱性評価結果を踏まえ、 「通信回線の脆弱性評価マニュアル」を作成・公表
- 5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

#### 【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

- ・全ての重要港湾以上の港湾125港において事業継続計画の策定を完了
- ・圏央道の茨城県内区間全通により、東名、中央、関越、東北、常磐、東関道の各方面が、 東京23区を通らずに相互に接続
- ・非常時参集要員等の対応に係る規定の整備を全銀協正会員の全銀行で完了

#### 【制度創設等がなされたもの】

- ・地域再生計画に基づき、200件の事業者の計画を道府県において認定
- ・港湾法を改正し、港湾管理者の要請に基づき、国が港湾施設の管理を行うことが出来る

#### 制度を創設

- ・荷主と物流業者が連携した BCP 策定のためのガイドラインを策定
- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを策定
- 防災推進国民会議を設置及び防災推進国民大会を開催
- ・道路管理の充実による安全性の更なる向上等のため、道路法等の一部を改正
- 6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期普及を図る。

#### 【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

- ・製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備(非常用発電機、非常用情報 通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備)の導入を完了
- ・発電専用ダムの自然災害に耐性評価を完了
- ・LPガスの国家備蓄目標までの備蓄を完了
- 7)制御不能な二次災害を発生させない

#### 【基本計画策定以降の4年間で目標を達成した施策・取組】

・流木災害等に対する治山対策のための緊急点検を実施し、要対策地区約1,200地区を抽出

#### 【制度創設等がなされたもの】

- ・木材需要創出にも資する、建築基準法に基づく、CLT を用いた建築物の一般的な設計法等の告示、枠組壁工法の床版及び屋根版にCLTを使用するための基準に係る告示を制定
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を 整備する

#### 【制度創設等がなされたもの】

- ・激甚災害の指定の早期化に向けた運用を改善
- ・糸魚川の復興まちづくり計画の策定過程等を通じ得られた教訓を抽出した「今後の復興 まちづくり計画の考え方」を策定・公表・周知
- (2) 進捗状況を踏まえ、更に施策・取組の推進に向け取り組むべき課題 (2)

進捗状況が比較的低い施策・取組について課題を整理

#### 第3章 各プログラムの推進計画等

第2章で整理したプログラムごとの進捗状況を踏まえた、各プログラムの推進計画及 びプログラム共通的事項の推進方針は、次のとおりである。

プログラムの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で重要業績指標等の具体的データを共有するなど、推進計画の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、重点化した15のプログラム(以下で※が付いたプログラム)については、その重要性に鑑み、個々に工程表を作成し、プログラムの進捗状況や関係府省庁における施策の具体の内容・実現に向けた過程等を可視化している。これらの重点化したプログラムについては、引き続き目標の更なる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

#### 【個別プログラムの推進計画】

- 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ※1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 住宅・建築物等の耐震化等について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けたきめ細かな施策を推進する。特に、住宅耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした総合支援メニューを創設し推進する。また、天井等非構造部材の耐震化を推進する。
- 相模トラフ地震や南海トラフ地震における長周期地震断層モデルの構築を行うととも に、相模トラフ地震における長周期地震動による超高層建築物の構造躯体への影響評価 と対策について検討を進める。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対 策の対象エリア内における一定の既存の超高層建築物等の構造安全性の検証を促進する。
- 橋梁(ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路をまたぐ跨道橋等)の耐震補強等、交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を進める。また、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、要素技術の研究開発を進めるとともに、戦略的イノベーション創造プログラム(以下「SIP」という。)と連携しつつ、レーザー装置やドローン(小型無人機)等を活用した点検技術等、開発技術の実用化に向けた取組を推進する。
- 緊急輸送道路における占用制限の拡大や低コスト手法の普及拡大等により、無電柱化 を推進する。
- 大規模盛土造成地マップ及び液状化被害ハザードマップの作成と公表、宅地の耐震対策を推進する。また、地下街の安全性の向上に取り組む。
- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)について、 老朽建築物の除却、建築物の不燃化、緑地・公園の整備による避難地の確保等、官民が 連携して計画的な改善に取り組む。目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善 に向けて取り組む。また、感震ブレーカーの普及に取り組むとともに、火災予防・被害 軽減のための取組を推進する。
- 大規模地震・火災から人命を保護するため、救助・救急体制の絶対的不足に対処する

ための取組を推進する。また、大規模な火災につながる危険性が高い地域において、火 災防御計画の策定等に関するフォローアップを行う。

#### (重要業績指標)

- 【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅:79% (H20)  $\rightarrow$ 82% (H25)  $\rightarrow$ 91% [H30参考値]  $\rightarrow$ 95% [H32]  $\rightarrow$ 耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 [H37] 建築物:80% (H20)  $\rightarrow$ 85% (H25)  $\rightarrow$ 92% [H30参考値]  $\rightarrow$ 95% [H32]
- 【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 16% (H25) →16% (H28) →20% [H32]
- 【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する 主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →概ね100% (H29) →概ね100% [H29]
- 【国交】大規模盛土造成地マップ等公表率 8% (H25) →52% (H28) →約54% [H30] → 約70% [H32]
- 【国交】災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →15% (H28) →100% [H30]
- 【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,706ha (H28) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32]
- 【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30]

#### 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の耐震化を 着実に推進する。
- 住宅耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした総合的に支援するメニューを創設し、住宅耐震化を加速する。
- 文化財である建造物や石垣の耐震診断、耐震対策について、その文化財的価値を損ねない範囲で現代工法の採用も踏まえて検討を進める。また、伝統的建造物群保存地区や 登録有形文化財建造物の耐震対策に資する手引きを作成する。
- 学校施設の吊り天井等の非構造部材の耐震対策を含む耐震化の早期完了に向けた取組 や、老朽化対策を推進する。
- 被災時の救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化等を推進する。

#### (重要業績指標)

- 【国交】建築物の耐震化率 80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32] (再掲)
- 【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30] (再掲)
- 【厚労】社会福祉施設の耐震化率 86% (H25) →90% (H27) →95% [H30]

#### ※1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○ 日本海溝・千島海溝地震の想定津波を設定し、被害想定と対策の検討を進める。また、 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性を踏まえた、具体的な防災対応について検討 を進める。

- 「世界津波の日」及び「津波防災の日」を契機として国民の津波防災に関する意識向 上のための取組、津波防災地域づくり等を着実に推進する。
- 最大クラスの津波・高潮を想定した、津波災害警戒区域・高潮浸水想定区域の指定及 びそれら区域を踏まえたハザードマップ作成を促進するため、都道府県と市町村に対し 技術的支援等を実施する。
- 南海トラフ地震震源域及び東北地方太平洋沖に整備した地震・津波観測網により、海 溝型の地震・津波を即時に検知し、その情報をもとに発表される警報を、関係機関を通 じて伝達するシステムを確実に運用させる。住民に確実かつ迅速に災害情報を提供する 仕組みであるJアラートについては、これと連携する情報伝達手段の多重化・多様化を 進めるとともに、訓練等を通じた点検を実施する。また、南海トラフ西側の海域におい て、地震・津波観測網に関する検討を進める。
- 津波対策のための緊急避難場所や避難路の確保、避難場所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化、官庁施設等の防災拠点機能の強化や海抜表示シートの設置などの対策を進める。
- 大規模地震想定地域等において、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、海岸 堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に推進する。
- 関係機関が連携して、防潮堤等のハードと、警戒避難体制等のソフトを組み合わせた 対策を推進する。例えば、人口・機能が集積する大都市圏の湾域等の港湾において、粘 り強い構造の防波堤の整備を進めるとともに、港湾関係者の津波避難計画の策定等の取 組を推進する。また、津波等に対して脆弱性を有する漁業地域において、防波堤の耐津 波化等を進めるとともに、市場等の漁港施設を活用した避難ルートの設定などの取組を 推進する。
- 津波に対する被害軽減効果の高い「粘り強い海岸防災林」の整備を進めるとともに、 これまでに造成された海岸防災林の機能の維持・強化の取組を推進する。この際、自然 生態系の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」 としての効果が発揮されるよう取組を推進する。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の統廃合や自動化、遠隔操作化等の着実 な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。

#### (重要業績指標)

【国交】津波防災情報の区域数 13区域 (H25) →99区域 (H28) →171区域 [H30] →204 区域 [H33]

【国交・農水】最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 (津波) 0% (H26)  $\rightarrow$ 60% (H28)  $\rightarrow$ 100% [H32] (高潮) - (H26)  $\rightarrow$ 0% (H28)  $\rightarrow$ 100% [H32]

【国交】緊急地震速報の迅速化 (H22-26平均値24.4秒より) 0秒短縮 (H27) →0.5秒増加 (H28) →3秒以上短縮 [H30] →5秒以上短縮 [H32]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域 等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37% (H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約46%(H28)→ 約69%[H32]

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 45% (H25) →48% (H27) →60% [H33]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地

域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (河川) 約40% (H26) →約45% (H28) →約78% [H32] (海岸) 約43% (H26) →約52% (H28) →約82% [H32]

#### ※1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、平成27年の関東・東北豪雨災害、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害も踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組の中小河川への拡大も加速化するため、河川管理者・都道府県・市町村等からなる「大規模氾濫減災協議会」での地域の取組方針のとりまとめ、国管理河川において浸水が想定される市町村すべてについて策定した避難勧告着目型タイムラインに基づく訓練、中小河川におけるホットラインの構築、要配慮者利用施設における避難体制構築への支援等を進め、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
- 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、土砂・流木対策、再度の氾濫防止 対策、低コストの危機管理型水位計の設置等を推進し、「水防災意識社会」を再構築す るための取組を加速する。
- 水害や土砂災害発生時の適切な住民避難の推進を目的とした、要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集を策定する。
- 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難について検討を行う。
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避する高規格堤防の整備、既設ダムの施設改良による機能強化、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等のハード対策を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、想定しうる最大規模の降雨による洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、消防団・水防団の充実・活性化による地域水防力の強化、既設ダムの柔軟な運用、地下街等を有する地方公共団体における水位周知下水道制度の運用開始と普及等のソフト対策を組み合わせて実施する。
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設、砂防設備等及 び下水道施設の戦略的な維持管理を進める。
- 排水機場等の土地改良施設の整備等によって地域排水機能を総合的に強化するととも に、農地浸水マップ作成ガイドラインを策定する。

- 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (うち農地面積) Oha (H27) →約6.5万 ha (約5.7万 ha) (H28)→約34万 ha (約28万 ha) [H32]
- 【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備 率(国管理区間) 約71%(H26)→約72%(H28)→約76%[H32]
- 【国交】大規模氾濫減災協議会の設置数 約37% (134/367) (H28) →約99% (350/351) (H29)→100% [H33]
- 【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」 として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長(国管理) 約11km(H27)→約184km (H28)→約1,200km [H32]
- 【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長 (国管理) 約7km(H27)→約541km(H28)→約1,800km [H32]

- 【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 (H26) →0% (H28) →100% [H32]
- 【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 0%(H27)→0%(H28)→100%[H32]
- 【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →730市区町村 (H29) →730市区町村 [H32]
- 【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) →約58% (H28) →約62% [H32]
- ※1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
- 火山遠望観測施設の機能強化や台風・集中豪雨等の予測精度の向上等のためのシステム整備等を実施し、降灰・火砕流・噴石の飛散・噴煙高度などの詳細な把握、台風強度(中心気圧・最大風速等)の予報期間を3日先から5日先への延長等、火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の提供体制を強化する。また、新たに設置したJETT(気象庁防災対応支援チーム)を活用して、地方自治体の防災対応を支援する。
- 森林の整備に当たっては、条件不利地等を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐 及び主伐後の再造林や森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 「グリーンインフラ」の効果に着目し、自然生態系が有する防災・減災機能を定量的 に評価する手法の開発を進め、自然環境の保全・再生により、効果的・効率的な災害規 模低減につなげる。
- 九州北部豪雨を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を重点的に整備するとともに、災害のおそれがある箇所の観測・調査に基づいた訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、災害に強い森林づくりや、土砂災害リスクが高まっている地域の状態把握、予防的な対策、無人化施工を活用した二次災害防止対策等を総合的に実施する。また、土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査の実施と土砂災害警戒区域等の指定について、確実な実施を支援するとともに、阿蘇地域における予防的な土砂災害対策に着手する。さらに、砂防工事における無人化施工機械のさらなる活用を推進する。
- 火山噴火による土砂災害等に備えた緊急減災対策を推進する。各火山の個別課題の検 討を行い各火山地域の取組を支援するほか、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協 議会等連絡・連携会議の開催や体制強化、指針・手引き等を用いた研修の開催、広域噴 火災害時の対応策の検討、噴火避難計画策定事例集の作成等により、火山災害対策を推 進する。
- SAR 衛星データにより全国陸域の99の火山周辺の定期的な地殻変動の監視を行い、火山活動時の地殻変動情報の速やかな関係機関への提供を行う。
- 他分野との連携・融合を図りながら観測・予測・対策の一体的な火山研究の推進、「火山研究人材育成コンソーシアム」による次世代人材の育成等を推進する。
- 火山防災対策推進ワーキンググループ及び総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を受けた対策を推進する。
- 農業水利施設の耐震化対策等を推進するとともに、ため池については、一斉点検等を 踏まえた豪雨対策、耐震化等のハード対策や管理体制の強化等のソフト対策を推進し、

特にハザードマップの作成を重点的に進め、地域コミュニティの防災・減災力の向上に 取り組む。

#### (重要業績指標)

- 【内閣府】噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率 13% (H25) →26% (H28) →100% [H32]
- 【国交】土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 約42万区域 (H26) →約53 万区域 (H28) →約65万区域 [H31] 土砂災害警戒区域指定数 約35万区域 (H25) → 約49万区域 (H28) →約63万区域 [H32]
- 【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸(H25)→約112万戸(H28)→約 114万戸[H30]
- 【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約52% (H28) →約54% [H32]
- 【国交】要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 約37% (H26) →約39% (H28) →約41% [H32]
- 【農水】耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の 策定割合 41%(H27)→55%(H28)→100%[H32]
- 【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 34% (H25) →65% (H28) →100% [H32]
- 【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H28速報値) →58千集落 [H30]

#### ※1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 地震調査研究推進本部において、主要な活断層や海域の地震の発生確率等の評価を行 うとともに、地方自治体や住民等の防災対策への更なる活用を目指し、公表方法の改善 を検討する。
- 地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化・多様化の推進、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進と視覚化の検討、自治体クラウドの推進、ラジオ放送局の難聴地域解消・災害対策の実施、防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防・防衛等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、運用を開始する準天頂衛星システムを活用した地震、津波などの災害情報の配信や避難者の安否確認、避難所の開設情報等の提供による情報提供手段の多様化・確実化を推進する。
- 国管理河川における浸水が想定される市町村について、国と市町村が協力して避難勧告着目型タイムラインに基づく訓練等を進める。
- 洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、全ての国管理河川(109水系)において、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用し、洪水氾濫の危険性を住民へ周知する取り組みを実施する。
- 中小河川等の沿川市町村による避難勧告等の発令が確実に行われるよう、各市町村の 発令基準やタイムライン等の点検実施の支援を行うとともに、水害リスク情報等を共有 する。
- 要配慮者利用施設において確実な避難体制を確保するため、避難に関する計画の作成 や避難訓練の実施を促進する。
- GPS 波浪計・海域の地震津波観測網による地震関連情報の提供、総合防災情報システ

- ム等の整備、観測衛星システムの整備・活用等、ITを活用した情報収集手段の高度化・ 多様化をさらに促進・推進する。
- 情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を促進する。
- 発災後に想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の 機能停止を防止する信号機電源付加装置等の整備を着実に推進する。

- 【総務】Lアラートの都道府県の運用状況 28%(H25)→87%(H28)→100% [H30]
- 【総務】AM 放送局 (親局) に係る難聴地域解消のための中継局整備率 0% (H25) →64% (H28) →100% [H30]
- 【総務】Wi-Fi 環境の整備済み箇所数 約1.4万箇所(H28)→約3万箇所[H31]
- 【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32 補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32]
- 【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →730市区町村 (H29) →730市区町村 [H32] (再掲)
- 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ※2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。
- 発災後、官民の自動車プローブ情報の活用等により自動車の通行に関する交通情報を 正確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備 資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制の整備を進める。
- 輸送手段のエネルギーセキュリティ (C・LNG 車両の普及) にも効果的なレジリエンス ステーション (仮称) の普及等に向け、天然ガスの利用を推進する。
- 水道施設に関する耐震化計画等策定指針の周知等により、水道事業者等における耐震 化計画策定を促進するとともに、老朽化が進み耐震性のない基幹管路等の耐震化を推進 する。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用に関する調査研究を進めるとと もに、調査結果を地方公共団体等と共有し、多用な水源利用の普及啓発を行う。
- 経年劣化したガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを 推進する。
- 一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的燃料備蓄 や公的施設等への燃料備蓄や自家発電機の導入等の普及啓発を推進するとともに、災害 発生時の情報収集方法の構築等を進める。
- 応急用食料の調達を確実にするため、食料・物資支援に係る図上訓練を年複数回実施するとともに、災害時調達可能な品目、数量等の調査を行い、災害対応業務の実効性を 高める。
- 支援物資の輸送・保管等に民間物流施設等を円滑に活用するための広域物資拠点の開設・運営に関するマニュアルを周知するととともに、民間物流施設の地域防災計画への位置づけや、自家発電設備、非常用通信設備を備えた施設を広域物資拠点に選定するこ

とを推進する。また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の被害が想定されている地域で協議会が設置されたことを踏まえ、引き続き関係者との連携体制の維持を図る。関係者による支援物資拠点の開設・運営に係る訓練等を実施するほか、プッシュ・プル型による物流支援システムを構築し、避難所までの物資支援を円滑に行うための訓練を実施する。さらに、物流事業者における BCP の策定や、BCP に基づく訓練を推進する。

#### (重要業績指標)

- 【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフトー体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合 31%(H26)→79%(H28)→80%[H32]
- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35% (H25) →39% (H28) →42% [H30参考値] →50% [H34]
- 【経産】都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国) 85% (H25)→87% (H27) →88% [H30参考値]→90% [H37]
- 【農水】応急用食料の充足率 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【経産】社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31% (H25) →86% (H29) →100% [H30]
- 【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25) →100% (H28) →100% [H29]
- 【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H29]

#### 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津 波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に進める。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を、国、地方公共団体、民間事業者等が連携して進める。
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者の BCP 策定、海抜表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握・活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間と国が連携して行う「緊急災害時対応供給体制整備調査」に当たっては、調達品目等の追加及び業種の追加を検討する。また、訓練等の実施に当たっては、外部機関の参加も促し、より実践に近い体制での実施を検討する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を推進する。
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害対策用ドローンや官民の自動車プローブ情報等の活用による多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

- 【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32]
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75%

[H32]

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H30]

#### ※2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の 充実強化を推進する。大規模な火災につながる危険性が高い地域における火災防御計画 の策定等に関するフォローアップを行う。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化 や、緊急災害対策派遣隊(以下「TEC-FORCE」という。)、水防団、自主防災組織の充 実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保 を推進する。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、防 災演習等を通じ、災害時における在日米軍司令部との調整要領等について検証を実施す るなど、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について事前に明確化す る。
- 国と地方・民間企業等の連携による情報の相互利用をはじめ、災害対策業務の標準化の取組を進める。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の 耐災害性を強化する。また、消防救急デジタル無線の確実な運用、警察移動無線通信シ ステムの更新・統合、自衛隊のティルト・ローター機の整備や、ヘリコプター映像伝送 装置の整備など情報通信機能等の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、官民の自動車プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、災害情報の共有、災害対応に必要な情報のデータベース化を推進し、円滑に活動できる環境を整える。
- 道路・航路啓開計画の実効性向上に向けた取組を推進する。また、民間フェリーを利用した広域応援部隊進出にかかる図上訓練を実施するとともに広域応援部隊進出のための民間フェリー利用に関する問題の検討を行う。

- 【総務】緊急消防援助隊の増強 4,694隊(H25)→5,978隊(H29)→6,000隊 [H30]
- 【国交】TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県 (H26) →44都道府県 (H28) →47都道府県 [H32]
- 【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H30] (再掲)
- 【警察】災害警備訓練施設の設置 0%(H25)→63%(H27)→100% [H30]
- 【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85% (H25) →93% (H28) →95% [H30]
- 【総務】消防庁舎の耐震化率 84% (H25) →90% (H28) →95% [H30]
- 【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32 補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)
- 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時に石油製品を円滑に供給するため、地域の実情に沿う形で、地方公共団体、自 衛隊、その他関係機関が連携して定期的に訓練を実施して、連携体制を習熟・定着させ る。
- 災害発生時にその機能を維持すべき医療施設等において、需要家側での燃料備蓄等を 推進するための燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。また、高効率給湯・空 調設備等の導入により、福祉施設等の省エネ化を推進する。
- エネルギー供給のためのインフラが被災しないよう、道路の地震・津波・風水害対策 等を着実に実施する。

#### (重要業績指標)

【経産】社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31% (H25) →71% (H28) →100% [H30] (再掲)

#### 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 地方公共団体や民間事業者と連携し、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に沿った行動を周知する。
- 官民協議会による都市再生安全確保計画・エリア防災計画等の作成や計画に基づくソフト・ハード両面の取組を推進するとともに、都市再生緊急整備地域を所管する地方公共団体等に対し、都市再生安全確保計画への理解を促す取組を行い、計画策定を推進する。
- 一時滞在施設となる施設の指定等を進めるとともに、一時滞在施設となりうる学校や 公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、 貯水槽、マンホールトイレ等)の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入態勢を確 保する。また、帰宅困難者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
- 帰宅経路となる道路の災害対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、事前に関係府省庁間の連携調整を行い推進する。
- 地方公共団体が主体となって設置する駅前対策協議会における鉄道事業者の役割として、水・食料の備蓄等の取組を促進すべく、監査等の機会に確認し、必要に応じ改善を促す。
- 官民の自動車プローブ情報を活用し、自動車の通行に関する交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、信号機電源付加装置の整備を推進する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回 避するため、施設の耐震化等の取組を推進する。

#### (重要業績指標)

【国交・内閣府】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11地域 (H25) →27地域 (H28) →45地域 [H30]

#### 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化等を着実に推進する。また、津波浸水想定区域内の医療施設について、移転等の対策促進に取り組むための支援を行う。
- 災害発生時にその機能を維持すべき医療施設等において、需要家側での燃料備蓄等を

推進するため、地方公共団体を通じ、燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。 また、高効率給湯・空調設備等の導入により、福祉施設等の省エネ化を推進する。

- 平成30年度内にすべての災害拠点病院が BCP を策定できるよう、医療従事者等を対象 に BCP 策定に必要なスキル・ノウハウを学ぶ研修を実施する。
- 南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害に備え、DMAT 及び災害派遣精神医療チーム(以下「DPAT」という。)を養成し、災害発生時に全国から迅速に医療・精神保健 医療を提供できる体制を維持・強化する。また、定期的に養成体制及び活動内容の見直 しを行う。
- 大規模災害発生時に、都道府県災害対策本部の下に「保健医療調整本部」を設置し、保健所、DMAT・DPAT、日本医師会災害医療チーム(以下「JMAT」という。)、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチームとの窓口を設け、被害状況、保健医療ニーズに応じて、保健所等への派遣調整業務等行うことにより、被災地に派遣される各種保健医療活動チームが適切に連携して活動できる体制構築を推進する。また、同本部に参画する災害医療コーディネーターの養成を行う。
- 災害急性期以降も被災者の健康状態が維持されるよう、災害時の保健所機能を高め、 各種支援団体の連携をマネジメントしながら健康支援に当たる体制の構築を進める。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域 的に福祉人材を派遣する仕組みとしての、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に向けた取組を推進する。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所について、 指定の拡大及び住民等への周知を推進する。
- DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、斜面崩落防止、盛土補強、無電柱化、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に進捗させる。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など、道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備等の推進により、救急 搬送の遅延を防止する。
- 代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、南海トラフ地震具体計画に基づく医療活動訓練等の中で、具体の被災地域で必要とされる医療モジュールについて検討し投入するなど、航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の機能強化に取り組む。
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する。
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。また、大学病院において体系的な教育プログラムを構築することにより、災害医療の専門人材を養成する。
- 被災地における医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の対策を早急に講じるとともに、医療資源(医療資機材、医療従事者等)の適切な配分がなされるよう、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。

#### (重要業績指標)

【厚労】DMAT 保有率(基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上) 95%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) →45都道府県 (H29) →47都道府県 [H30]

【厚労】災害医療コーディネーター研修の修了実績(毎年、各都道府県より出席) 98%(H27)→100%(H29)→100%[H31]

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30] (再掲)

#### 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、 被災時に速やかに消毒、害虫駆除等を実施できる体制を構築する。また、避難所におけ る食中毒、感染症や、車中泊によるエコノミークラス症候群等を防止するため、予防対 策に関する情報提供を行い、必要に応じて、被災地に、迅速に感染症対策に関するスタ ッフを派遣する。
- 下水道施設の計画的な維持管理更新や危機管理能力の向上を図るため、下水道施設の情報を集約するシステム構築を進めるとともに、より効率的に活用する方策についての検討を進める。また、下水道施設の長寿命化、耐震化及び耐津波化を進めるとともに、下水道 BCP に基づく訓練等の先進的な取組事例集の発信等を通じ、より実践的な計画へと向上させていく。

#### (重要業績指標)

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

【厚労】法に基づく予防接種麻しん·風しんワクチンの接種率 麻しん·風しん (1期) 96% (H25) →97% (H28) →95%以上 [毎年度]

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15% (H25) →約100% (H28) →約100% [H28]

- 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築を推進すると ともに、災害時に、矯正施設の一部を避難所として活用できるよう、地域との連携を推 進する。
- 矯正施設等について、耐震診断等を踏まえ、耐震化を推進する。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を推進する。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用し、的確な交通情報の提供に努めるとともに、より効果的な交通対策の立案等が可能となるよう、集約する交通流監視カメラの画像を増やすなどのシステムの拡充を図る。災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進するとともに、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を進める。

#### (重要業績指標)

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに 訓練の実施 0%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]

【法務】矯正施設の耐震化率 72% (H25) →74% (H27) →76% [H30] →100% [-]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32 補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

#### 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 官民の自動車プローブ情報等を活用し、的確な交通情報の提供に努めるとともに、より効果的な交通対策の立案等が可能となるよう、集約する交通流監視カメラの画像を増 やすなどのシステムの拡充を図る。
- 停電に伴う信号機の停止による道路交通の混乱を最小限に抑え、住民の避難路や緊急 交通路を的確に確保するため、信号機電源付加装置の整備を着実に推進する。また、交 通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交 差点の活用を進める。

#### (重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台(H27)→444台(H28)→約2,000台[H32](再掲)

#### ※3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、各府省庁の業務継続計画について、 継続的に評価及び見直しを行うなど、実効性を向上させる。また、各府省庁において業 務継続計画を検証するために首都直下地震を想定した訓練を行う。
- 各府省庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を 踏まえ、庁舎の耐震化・天井対策等、電力の確保、通信・情報システムの確保、物資の 備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。特に、中央防災無線については、首都圏における バックアップを強化するとともに、直流電源装置の更新等を行う。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶等による機能不全を回避する ため、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、 洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強、官庁施設周辺空間の適正な管 理方策の検討等を着実に進める。
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関移転基本方針に基づき、具体的な取組を実施するとともに、フォローアップを行う。

#### (重要業績指標)

【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率 全府省庁(H27)→全 府省庁(H29)→全府省庁[毎年度]

#### 3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重

要な意味を担うことから、市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン等を活用しつつ、地方公共団体における業務継続計画の策定、見直し及び実効性確保のための取組の促進並びに災害時の応援協定の締結、防災スペシャリストの養成、データのバックアップ及び罹災証明書の円滑な発行に資する住家被害認定の体制整備等により、業務継続体制を強化する。

- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供 給体制に係る訓練、被災者台帳作成に係る体制整備の促進、総合防災訓練等による関係 府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。
- 警察署、消防署をはじめ、防災拠点となる地方公共機関等の庁舎施設、通信施設等の 耐震化等を一層促進するとともに、必要な装備資機材等を整備する。庁舎施設が被災し たときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の 耐震化、老朽化対策(非構造部材、ライフラインを含む)等を推進する。また、大地震 時に防災拠点に期待される機能が維持できるよう「防災拠点等となる建築物に係る機能 継続ガイドライン」について、周知を図る。
- 行政機関の機能を守る周辺対策として、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、 港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等 を着実に推進する。
- ○「被災市区町村応援職員確保システム」の周知を図るとともに、システムに基づく訓練 を実施する。また、災害マネジメント総括支援員の登録、研修を実施する。

#### (重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 85% (H25) →92% (H28) →100% [-] 【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率 15% (H25) →65% (H29) →100% [H35] 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率 33% (H25) →74% (H29) →100% [H36]

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

#### ※4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」により、霞が関エリア以外の各府省庁における情報通信システムの対策を支援する。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、輻輳等)を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、当該基準への適合性の自己確認を事業者に実施させる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、自家発電機の設置及び電力・燃料の優 先供給等の災害対応力の強化や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の 地域の災害対策を着実に推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動を確実に実施できるよう、警察、自衛隊等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を進める。

#### (重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則(総務省令)への適合 100%(H25)→100%(H29)

#### →100% [毎年度]

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25) →100% (H29) →100% [H30]

#### 4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

○ 日本郵便(株)において、引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、 BCPの実効性確保等を進める。

#### 4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、難聴地域解消のためのラジオ中継局、FM 補完局、予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、臨時放送局用の送信機の配備、ケーブルテレビネットワークの光化等を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも多様なメディアを通じて災害情報の提供を行う ことを可能とする基盤であるLアラートの加入促進及び全国的な合同訓練等に取り組む とともに、災害情報の視覚化のためのシステムの実用化に向けた実証実験等を実施する。
- 携帯電話等の通信手段の基地局を宇宙に設置可能とするための衛星技術の開発に向け、 技術課題の検証や技術試験衛星 9 号機の平成33年度の打ち上げに向けた開発を進める。

#### (重要業績指標)

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局 (親局) に係る災害 対策としての中継局整備率 19% (H25) →73% (H28) →100% [H30]

【総務】 L アラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →87% (H28) →100% [H30] (再掲)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

#### ※5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するために必要な企業連携型 BCP について、荷主と物流事業者が連携した BCP 作成のためのガイドラインを周知し、作成を促す。個別企業の BCP については、中小企業の BCP 策定運用指針及びガイドブック・事例集、並びに日本政策金融公庫による融資制度の普及や啓発に努めることにより、策定を促進する。
- 伊勢湾・大阪湾における効果的な海上交通管制の構築に向けた検討を行う。また、航路啓開計画の検証、災害に強い民間物流施設の整備促進、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進する。
- 企業の水害 BCP 作成における復旧や事業継続に関する計画の参考となる資料を提供するなど企業の自衛水防の技術的支援を実施する。
- 地方ブロックごとに、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等 が連携して、地方強靱化 BCP (仮称) の作成に向けた取組を実施する。

- 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) において、現地政府を巻き込んだ政策 提言活動やシンポジウムの開催等を通じ、国土強靱化に関する知見を ASEAN 各国と共有 する。
- 企業の本社機能の地方移転・拡充を積極的に支援する。

#### (重要業績指標)

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業: 54% (H25) →60% (H27) → ほぼ100% [H32] 中堅企業: 25% (H25) →30% (H27) →50% [H32]

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28% (H25) →69% (H28) →100% [H29]

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0% (H25) →100% (H29) →100% [H29]

#### ※5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油・石油ガス供給連携計画に 基づく訓練を実施する。また、系列 BCP の実効性向上を促すため、外部有識者による系 列 BCP 格付け審査結果を踏まえ、各社において課題となっている点の確認や、好事例の 水平展開を行い、石油業界全体の災害対応能力の底上げを図る。
- LP ガスの供給拠点である中核充填所への共通バーコードシステムの導入を進めるとと もに、経年劣化したガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替 えを推進する等エネルギーの供給能力を維持・強化する。
- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、 雪害対策等を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連 携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制の整備を進める。
- 関係府省庁が連携し、被災地への燃料供給を円滑に行う体制を、訓練等を通じ確認する。また、円滑な燃料輸送のため、長大トンネル等をタンクローリーが通行する方法について、関係省庁と協議を行う等輸送協力や諸手続の改善を進める。
- 住民向けの燃料供給拠点となる住民拠点サービスステーション(以下「SS」という。)の整備を促進する等、地域におけるエネルギーの供給拠点となるSSの供給能力を維持・強化するとともに、SS 過疎地において、住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を自治体が策定する取組の支援等を行う。
- コンビナート防災訓練等を踏まえ、エネルギーサプライチェーンを確保する上での課題の改善を図る。また、重要施設への優先的な燃料供給訓練等、連携強化に取り組む。
- 災害時の燃料等供給先の優先順位の考え方を事前に整理する観点から、災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD)の構築を推進するため、エネルギー導管等インフラの整備、非常用電気等供給施設協定の締結を推進する。

#### (重要業績指標)

【経産】激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日 (H25) →1日 (H29) →1日 [H30] →1日 [H31]

【経産】SS の災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の 実施 100% (H26) →100% (H29) →100% [毎年度]

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 47% (H26) →100% (H29) →100% [毎年度]

#### 【防衛】訓練目的の達成率 0% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

#### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 関係道府県への技術支援等を通じて、石油コンビナート等防災計画の見直しを促進する。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等地震・津波・高潮対策を推進する。
- 重要な既存の高圧ガス設備の耐震化を促進するとともに、南海トラフ地震が発生した場合の設備の健全性についてのシミュレーション結果を受け、必要に応じ、現行耐震基準の見直しを行う。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な 影響を及ぼさないよう、資機材整備・訓練・研修を実施するとともに、関係機関の連携 強化を促進する。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を一層充実するとともに、関係機関との合同訓練を推進する。また、実戦配備可能型の消防ロボットを完成させる。さらに、特定事業所の自衛消防組織について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を進める。
- 外部有識者による系列 BCP 格付け審査を踏まえ、各社において課題となっている点の確認や、好事例の水平展開を行い、系列 BCP の実効性向上を促す。また、製油所や油槽所が立地している港湾については、その特性を考慮した港湾 BCP となるよう、その策定・見直しに向けた協力体制を構築する。また、その後の事前対策、訓練・教育等の実施により実効性の向上と港湾 BCP の改善を進める。

#### (重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →75% (H29) →100% [H30]

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 99% (H25) →99% (H27) →100% [H28]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25)→8部隊(H29)→12部隊[H30]

#### 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、性能向上を進めるとともに、地方運輸局等においても運用を開始する。また、民間フェリーによる消防庁、防衛省の広域応援部隊の輸送を想定した図上訓練を行うなど、関係者間の連携・協力体制を推進する。
- 非常時における海上輸送を確保するため、海上・航空輸送ネットワークの確保のため の事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等 を、関係機関が協力・連携して進める。
- 陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震化や港湾 BCP の訓練等を通じた見直し・改善を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進する。

#### (重要業績指標)

【国交】航路標識の LED 灯器の耐波浪整備率 52% (H26) →67% (H28) →83% [H30]

#### →100% [H32]

### ※5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能 停止

- 東西を結ぶ基幹的交通ネットワークが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態は、起こり得るものとして、国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知する。また、「荷主と物流業者が連携した BCP 策定のためのガイドライン」を広く周知する等により、災害時における物流の継続に向けた取組を推進する。
- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の精度向上に取り組むことで東西 分断のリスクを適切に評価するとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に 関する想定精度の向上に取り組む。
- 非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるようにするため、 道路啓開・航路啓開計画の実効性向上、雪寒対策を含む防災体制確保、海上・航空輸送 ネットワークの確保のための体制構築、港湾 BCP の策定促進・見直し等の対策について、 タイムラインを設定する等時間管理概念を持ちつつ、関係機関が連携して推進する。ま た、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保のため、地 震・津波に対応した早期復旧計画の策定等を推進する。
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保による複軸の交通ネットワーク の構築に向けて、三大都市圏環状道路や新名神高速道路をはじめとする高速道路ネット ワーク、新幹線ネットワークの整備等を着実に推進する。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、重要物流道路及びその代替・補完路において国が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。
- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、耐震・耐津波対策・予防保全等を推進する。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を推進する。

#### (重要業績指標)

- 【国交】道路による都市間速達性の確保率 49% (H25) →54% (H28) →約55% [H32]
- 【国交】港湾 BCP が策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合 5% (H25) →39% (H28) →82% [H30] →100% [H31]
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75% [H32] (再掲)
- 【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H27) →約54% [H32] (再掲)
- 【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する 主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →96% (H27) →概ね100% [H29] (再掲)

#### 5-6) 複数空港の同時被災

- 各空港において地震・津波に対応した避難計画・早期復旧計画の策定を推進する。
- 「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方とりまとめ」 に基づき、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保を図る。
- 地震・津波対策として、管制施設や滑走路、誘導路など、空港施設の基本施設等の耐 震化を進める。

#### (重要業績指標)

【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港(H27)→7空港(H29)→18空港[H31]

【国交】広域的かつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数 0空港(H27)→3空港(H29)→8空港[H33]

#### 5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、短期金融市場・証券市場・外国為替市場、金融庁において、 BCP の実効性を維持・向上する対策を継続的に実施する。
- 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保、金融機関の店舗等の耐 震化等を推進する。

#### (重要業績指標)

【金融】①金融機関(全銀協正会員)における BCP の策定 100% (H25) →100% (H29) →実効性を維持 ②全預金取扱金融機関における BCP の策定 95% (H27) →99% (H29) →100% [H30]

【金融】①金融機関(全銀協正会員)のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度] ②全預金取扱金融機関のシステムセン ター等のバックアップサイトの確保 93%(H27)→98%(H29)→100%[-]

【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]

【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度] ②全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 95%(H27)→99%(H29)→100%[-]

#### ※5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、連携・協力等の標準例や 「災害時における食品産業事業者間の連携・協力のガイドライン」、平成29年度に実施 した連携・協力体制に係る全国的なアンケート調査等を活用し、食品サプライチェーン 全体を構成する事業者間による連携・協力体制を高めるための取組を検討するとともに、 連携・協力体制の構築、事業者による BCP の策定を促進する。
- 漁業地域の個別地域 BCP 策定のガイドラインの周知を図り、BCP の策定を促進する。
- 道路、港湾、空港等の物流インフラの耐震化等を推進する。また、輸送モード相互の 連携、平時における物流コスト削減や、リードタイムの縮減を実現する産業競争力強化 の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

- 農林水産業に係る生産基盤施設等について、耐震照査・耐震化、施設管理者の業務継続体制の確立、土地改良施設の整備等による農村地域の防災・減災対策の充実・強化、防災・減災等に係る新技術の開発・共有、基準等の改定、機能保全計画の策定等に資する農業水利施設情報の蓄積・位置情報等の精度向上等を推進する。
- 農業水利施設等の長寿命化とライフサイクルコストの低減に留意しつつ、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理を進める。また、突発事故への対応強化等防災・減災力向上のためのハード対策と、施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた取組を推進する。
- 卸売市場施設の耐震化及び防災対応も含めた整備を進めるとともに、国土強靱化地域 計画との関連に配慮して都道府県における事業採択を行う。

- 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24% (H24) →68% (H28) →50% [H29]
- 【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合 0%(H28)→30%[H33]
- 【農水】更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 0% (H27) →9% (H28) →約5割 [H32]
- 【農水】農道橋(延長15m 以上)・農道トンネル、林道橋(延長4m 以上)・林道トンネルの機能保全計画(個別施設計画)の策定割合 農道 9%(H27)→13%(H28)→100% [H32] 林道 11%(H27)→22%(H28)→100%[H32]
- 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (うち農地面積) Oha (H27) →約6.5万 ha (約5.7万 ha) (H28)→約34万 ha (約28万 ha) [H32] (再掲)
- 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下 水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ※6-1) 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
- 国内の発電専用ダムについて、レベル2地震動に対する耐性の評価を完了するとともに、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ、規制の整備や、発変電所・送電線網・電力システムの災害対応力の強化、迅速な復旧体制の構築を促進する。
- 製油所等の地震・津波対策や入出荷バックアップ能力増強等を促進する。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した港湾 BCP となるよう、その見直し・改善に向けた協力体制を構築する。また、その後の事前対策、訓練・教育等の実施により実効性の向上と港湾 BCP の改善を進める。
- 地域の需要に応じた石油製品・石油ガスの国家備蓄量を維持する。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を一層充実するとともに、関係機関との合同訓練を実施する。また、実戦配備可能型の消防ロボットを完成させる。さらに、特定事業所の自衛防災組織について、関係機関の一層の連携、防火体制の充実強化を進める。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動

車・燃料電池自動車等による V2X (自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム) について、標準化を進めるなど普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。

#### (重要業績指標)

- 【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →58% (H29) →84% [H30参考値] →100% [H31]
- 【国交】製油所・油槽所を考慮した港湾の BCP (港湾 BCP) 策定率 0% (H26) →73% (H28)→100% [H30]
- 【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄目標達成率 56% (H25) →100% (H29) →100% [H29] →100% [毎年度]
- 【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25)→8部隊(H29)→12部隊[H30](再掲)

## 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 耐震化計画等策定指針の周知等により、上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制の確保・周知等を推進する。また、水道事業者等が水道施設の計画的な更新に努めなければならないこと等を盛り込んだ水道法の改正に基づき、水道施設の計画的な更新を推進する。【P】
- 雨水・再生水利用施設における施策や事例等をとりまとめ、地方公共団体等の雨水・ 再生水利用に関する都道府県方針や市町村計画等の策定を促進させる。

#### (重要業績指標)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35% (H25) →39% (H28) →42% [H30参考値] →50% [H34] (再掲)

【経産】工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針を活用した更新計画策 定率 13%(H25)→39%(H29)→ 50%[H30]

#### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して、下水道施設の長寿命化、耐震化及び耐津波化を進めるとと もに、下水道 BCP に基づく訓練等の先進的な取組事例集の発信等を通じ、より実践的な 計画へと向上させていく。
- 「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き(施設監視編)(案)」を 周知するとともに、農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震 化等を推進する。
- 災害に強い浄化槽の整備を進めるとともに、災害対応力強化に資する浄化槽の活用方 法等について検討する。
- 汚水処理施設の耐震化等とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の 強化等を進める。

#### (重要業績指標)

- 【農水】農業集落排水施設の機能診断の実施率 48% (H25) →58% (H28) →100% [H32]
- 【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15% (H25) →約100% (H28) →約100% [H28] (再 掲)
- 【国交】災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44% (H25) →約48% (H28) →約60% [H32]
- 【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数 79自治体 (H25) →105自 治体 (H28) →110自治体 [H30] →130自治体 [H32]

#### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、施設の耐震化、 津波対策、予防保全措置等を進めている。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、 土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津 波・高潮対策、治山等を進めている。
- 地域防災計画等で緊急輸送道路や避難路の迂回路となっている農林道等について、その実態を調査し、関係者間で情報を共有する。また、民間も含め多様な主体が管理する 道についても、調査と情報共有を推進する。
- 道路啓開啓開計画の実効性向上、雪寒対策を含む防災体制確保について推進する。また、通行不能箇所や開通見通しの情報を収集し、提供する仕組みを的確に運用する。
- 道路区域外からの落石等を防ぐために、現行制度を拡充し、沿道区域内の土地管理者 への損失補償を前提とした措置命令権限を規定する。
- 被災地の公共交通の確保について適切かつ迅速な対応が行なえるよう、都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方公共団体と交通事業者等との事前の協定締結を 推進する。また、協定締結済の地域においても締結内容を充実させる。
- 被災した自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。
- 官民の保有するプローブ情報の活用等により自動車の通行に関する交通情報を正確に 把握し提供する。

#### (重要業績指標)

- 【農水】農道橋(延長15m 以上)・農道トンネル、林道橋(延長4m 以上)・林道トンネルの機能保全計画(個別施設計画)の策定割合 農道 9%(H27)→13%(H28)→100% [H32] 林道 11%(H27)→22%(H28)→100%[H32](再掲)
- 【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32] (再掲)
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75% [H32] (再掲)
- 【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H28) →7空港(H29)→18空港 [H31] (再掲)

#### 6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・再生水等の水資源の有効活用、土地改良区等の施設管理者の BCP 策定の支援等を推進する。
- 渇水による被害軽減方策の行動計画である渇水対応タイムラインの策定を推進する。

また、代替水源となる地下水の挙動や利用の実態把握、適正な地下水の保全・利用の指針となるガイドラインの検討を進める。

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備に取り組むとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、DMATの養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて横断的に推進する。
- 密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるため、空き地等における緑地の整備(みどりの防災・減災)を支援し、推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)について、老朽建築物の除却、建築物の不燃化等、官民が連携して計画的な改善を推進する。目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。併せて、感震ブレーカーの普及、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備等の推進により、消防 車両の到着遅れを防止する。

#### (重要業績指標)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,706ha (H28) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32] (再掲)

## 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を推進する。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を推進する。
- 大規模な津波や高潮によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策等を推進する。
- 「グリーンインフラ」の効果に着目し、自然生態系が有する防災・減災機能を定量的 に評価する手法の研究を進め、自然環境の保全・再生により、効果的・効率的な災害規 模低減につなげる。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な 影響を及ぼさないよう、関係機関による合同訓練等を実施する。
- 「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」の周知等により、港湾 関係者による高潮対策の検討への支援を行う。

#### (重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →75% (H29) →100% [H30] (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →58% (H29) →84% [H30参考値]

→100% [H31] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37%(H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約46%(H28)→約69%[H32] (再掲)

## 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する重点的・緊急的な支援措置を活用し、沿道建物の耐震化を進める。さらに、路面下空洞や橋梁の点検等の高度化・効率化に資する民間技術の開発・導入を推進する。
- 交通障害時においても、救助、救急活動等が十分になされるよう、装備資機材の充実 強化等の取組を推進する。
- 陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) について的確に運用し、被害状況の早期把握、復日計画の速やかな立案など、災害情報の収集体制を強化する。また、平成32年度の打ち上げを目標に、先進光学衛星 (ALOS-3) 及び先進レーダ衛星 (ALOS-4) の開発を進める。
- 官民の自動車プローブ情報を活用し、自動車の通行に関する交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、信号機電源付加装置の整備を推進する。また、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を進める。

#### (重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32 補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

#### 7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池は築造年代が古く、災害時に下流の住宅や公共施設等に影響を与えるリスクが高いため、ため池一斉点検の結果に基づき、優先度が高いため池を中心に詳細調査を実施するとともに、必要に応じて対策を講じる。また、国及び水資源機構管理ダムにおけるダム管理用水力発電の導入を推進するとともに、小水力発電の導入を促進する。
- 想定する計画規模への対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害では大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード対策と各種ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせた対策を行う。

#### (重要業績指標)

【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 34% (H25) →65% (H28) →100% [H32] (再掲)

#### 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修や、大規模

拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備促進等、国と地方公共団体が連携して対応する。

○ 高圧ガス等の漏洩を防止するため、重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化を進めるとともに、南海トラフ地震が発生した場合の設備の健全性についてシミュレーション結果を受け、必要に応じ、現行耐震基準の見直しを行う。また、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場を管理する地方公共団体等に速やかな対策を促す。

## (重要業績指標)

【経産】耐震化を行った鉱山集積場の数 0% (H26) →33% (H29) →33% [H30]

## ※7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の 地域資源の適切な保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進す る。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等の支援を強化し、地域コミュニティ の維持・活性化を促進する。
- 山地災害による被害を防止・軽減するため、植栽、本数調整伐等の森林の整備や治山施設の整備等のハード対策に加え、地域住民への危険地区情報の周知等のソフト対策を総合的に推進することで山地防災力を強化する。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう取組を推進する。集中豪雨、地震等に対する山地防災力を高めるため、荒廃山地の復旧整備とともに、山地災害危険地区での航空レーザ計測による詳細把握と重点的・集中的な復旧・予防対策等の事前防災・減災対策を推進する。また、九州北部豪雨等による流木災害の発生を踏まえ、流木捕捉式治山ダムの設置等の流木対策を総合的に実施する。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、市町村等の協力を得て、森林境界明確化の 促進、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動等を推進する。
- 地域のコミュニティ力を高めるよう、地元雇用の創出や地域の再建に寄与する自然公園内の園地、歩道、利用拠点施設等の整備を実施する。
- 森林の整備に当たっては、条件不利地等を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐及び主伐後の再造林の確実な実施に向け、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、CLT(直交集成板)の標準的な設計・施工に係る情報を国の営繕基準へ反映する等、CLT等の普及・利用拡大に向けた取組を進める。
- 自然生態系の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命 化対策を推進する。

#### (重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →70% (H28) →78%以上を維持(事業を実施しない場合は約56%に低下する見込み) [H30]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H28速報値)→58千集落 [H30] (再掲)

#### 7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時に、災害の状況に応じて、訪日外国人が必要とする正確な情報発信(道路・交通の状況、観光地の営業状況に関する情報等)を行う。
- 災害発生時に、国内外に適時適切な情報を発信するため、状況に応じた発信の内容や 情報発信経路に配慮した初動対応体制の構築を推進する。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響について、適切な対応を検討する。

#### (重要業績指標)

- 【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度] (再掲)
- 【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度] (再掲)
- 【金融】①金融機関(全銀協正会員)における BCP の策定 100% (H25)→100% (H29) →実効性を維持 ②全預金取扱金融機関における BCP の策定 95% (H27)→99% (H29) →100% [H30] (再掲)
- 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を 整備する
- 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画の見直しにあたり、南海トラフ地震等様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、万全な災害廃棄物処理体制の構築や廃棄物処理システムの強靱性の確保等について明記する。
- 災害廃棄物仮置場の確保や、災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、災害廃棄物対策指針等に関する説明会や、D. Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)からの講師派遣、災害廃棄物処理計画策定のためのモデル事業及び得られたノウハウの展開等を実施する。また、災害廃棄物処理に関する実績を収集し、仮置場の必要面積等を算出するための基礎データの蓄積を図る。
- 有害廃棄物の情報把握等も見込んだ災害廃棄物処理計画の策定が進むように、モデル 事業の成果を活用して自治体の取組の支援を行う。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備の設置等災害時に自立稼働が可能なごみ焼却施 設の整備を促進する。
- 港湾を活用した災害廃棄物の広域処理体制を構築するため、「リサイクルポート施策 の高度化研究会」で得られた結果を踏まえ、搬出側・受入側双方の体制について検討す る。
- 災害廃棄物の鉄道輸送に資する機関車の更新等を行う。

## (重要業績指標)

【環境】仮置場整備率 42% (H26) →45% (H28) →70% [H30]

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27% (H25) →20% (H28) →50% [H30]

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率(市町村) 9%(H26)→21%(H28)→60% [H30]

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発(都道府県) 9%(H25)→45%

(H28) →80% [H30] (市町村) 2% (H25) →8% (H28) →60% [H30] 【環境】有害物質把握実施率 23% (H26) →46% (H28) →100% [H30]

- 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成 に取り組むとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から社会保険への加入促進等の 就労環境の改善等に取り組む。
- 復興対応の要となる地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国から地方公共団体への派遣ニーズに対応した、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実などに取り組む。
- 無人化施工など実用性の高いロボットの、国が実施する工事の現場等での活用促進、CIM (Construction Information Modeling) の順次導入など、ICT 等を活用した技術の開発、定着に取り組む。また、災害対応やインフラ点検等におけるロボットやドローンの性能を評価するための基準を策定するとともに、日本発のルールで開発競争が加速する仕組みを構築する。
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、災害が発生した際の復興 課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの取組を推進する。
- 道路啓開計画の策定を推進する。

#### 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要なコミュニティ力の構築を促進する。 津波防災地域づくりの推進に向け、津波浸水想定の設定を促進するとともに、関係機関 と連携した広域的かつ実践的な防災訓練、住民参加による防災計画づくり、地域交通網 確保策の推進等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強 化するための支援等の取組を充実させるとともに、訓練を通じ、関係府省庁、地方公共 団体等の連携を強化する。
- 地域のコミュニティ力を強化することは、災害発生後の地域対応力の強化につながる。 このため、地域コミュニティ力の強化につながる地方における安定した雇用の創出、地 方への新しいひとの流れをつくる等し、地域経済・産業、人口等の維持・活性化のため の地方創生の深化に向けた取組を推進する。
- 九州北部豪雨による災害で講じられた施策の事例を収集し、復興に関する事例集やハンドブックを改訂し周知を図る。復興まちづくりイメージトレーニングの手引きや市街地復興のための事前準備ガイドラインの普及を図り、地方公共団体の地域防災計画等に復興事前準備の取組が位置づけられるよう促す。また、応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢等について検討を行う。
- 警察等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する ため、警察署の耐震化等の取組を推進する。また、地域の特性や実災害を踏まえた想定 による実戦的な災害警備訓練及び他機関との合同訓練を推進し、部隊の技術向上を推進 する。

【国交】TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県 (H26) →44都道府県 (H28) →47都道府県 [H32] (再掲)

## 8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 新幹線の構造物の健全性を維持向上させるため、計画的な大規模改修を推進する。
- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の耐災害性を向上させるため、施設の耐震化、 津波対策、予防保全措置等を推進する。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、 土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津 波・高潮対策、治山等を推進する。
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保のための複軸の交通ネットワークの構築に向けて、新名神高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの整備等を推進する。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して 地籍調査を推進するとともに、大都市、被災地等において重点的に登記所備付地図を作 成する。また、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備する ことにより、地方公共団体による地籍図等の整備を積極的に支援する。
- 電子基準点の故障・停止を未然に防ぎ、安定的な運用を保つため、機器更新等その機能の最適化を実施する。また、電子国土基本図の主要な公共施設等の情報の更新、全国活断層帯情報等の防災地理情報の整備・更新等を行うとともに、その統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。災害発生時には、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、関係機関へ提供する。

## (重要業績指標)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32] (再掲)

【国交】地籍調査進捗率 51% (H25) →52% (H28) →56% [H30参考値] →57% [H31]

【国交】南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査 未実施地域における官民境界情報の整備率 23% (H26) →54% (H28) →83% [H30参 考値] →100% [H31]

- 8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅 に遅れる事態
- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報の整備を進める。。
- 災害発生後に、高分解能かつ広域性のある観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供できるよう陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)を運用するとともに、先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダ衛星(ALOS-4)等の開発を進める。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を 推進する。

#### (重要業績指標)

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 - (H26) →0%(H28)→100%[H32](再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域 等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37% (H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約46%(H28)→ 約69%[H32] (再掲)

#### 【プログラム共通的事項に係る推進方針】

## 1. リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、シンポジウム等の機会を活用する等国や地方公共 団体、国民や民間事業者等全ての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、地域の実情や児童生徒等の発達の段階に応じた系統的、 体系的な学校における防災教育の充実を含め、全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に 関する教育、訓練等を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築くとともに、国 民一人一人が自助を実践し、自助の確立により成り立つ共助社会づくりを進め、災害に よる被害を減少させる。この一環として、「世界津波の日」及び「津波防災の日」に関 する意識向上のための啓発活動に国内外で取り組むとともに、学校の授業等で活用する ための国土強靱化に関する副読本の積極的な活用を促進する。また、地域全体での学校 安全推進体制の構築を図るため、先進事例を参考とするなどして、防災をはじめとした 学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での 学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援する。
- 地域コミュニティにおいては、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBT(性的 少数者)等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害 後の心のケアを重視し、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化する。また、地域コミュニティにおいて、災害時要援護者を地震・津波から守るため、施設の移転を含む安全なまちづくりを推進するとともに、防災ボランティア等による地域を守る組織、 団体の後方支援、多様なコミュニティが共創する活動交流の場の充実・拡大及び交流実践等を含む主体的な活動を促進する。
- 関係府省庁及びレジリエンスジャパン推進協議会等の民間団体等と連携しつつ、国土 強靱化に対する国民の意識を高めるためのコンテンツの開発や、ハザードマップ、地盤 情報等のリスク情報のデータベース化等及び普及を促進する。これらの取組により、住 民・民間事業者を対象として、災害から得られた教訓・知識を正しく伝え、応急対応、 心のケア等に係る実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援す るとともに、国土強靱化に貢献する各種サービス等の需要を喚起し、民間投資を促進す る。
- 東京一極集中の是正や大都市圏、地方都市圏等における地域の課題に対応していくため、受け身ではなく自ら考え地域づくりに取り組む地域を支える担い手を少子化と高齢化等も踏まえつつ戦略的に育成するとともに、地区防災計画を活用する等して、共助社会づくりにおける多様な主体の形成、ヒトの対流を活用した共助社会づくり、コミュニティの再生等に取り組む。
- 地域計画の策定は、行政、住民、民間事業者等によるリスクコミュニケーションの活発化に資するものである。そのため、地域計画策定ガイドラインや出前講座等を通じて、地域計画を検討するために必要な知見の共有等による支援を行っており、都道府県においてはほぼ策定済となったことから、平成30年度からは、政令指定都市をはじめとする市区町村においても早期に多くの地域計画が策定されるよう積極的な支援を行う。

(指標)

【共通】国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 (都道府県)策定済み 3道県 (H26)→45都道府県 (H30) 検討着手 28都府県 (H26)→2県 (H30) (市区町村) 策定済み 2市 (H26)→74市区町村 (H30) 検討着手 11市区町 (H26)→52市町村 (H30)

## 2. 老朽化対策

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、 国民の安全・安心を確保し、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を行う。
- インフラ長寿命化基本計画に基づき、インフラ長寿命化計画(行動計画)の推進に取り組むとともに、地方公共団体の行動計画である公共施設等総合管理計画をはじめとするインフラ老朽化対策のための計画に対する支援の一層の充実を検討する。行動計画に基づき、真に必要なインフラにおける点検・診断、修繕・更新、また点検情報等の整備により、円滑なメンテナンスサイクルを構築する。
- 非破壊検査技術等の点検・診断技術、新材料研究や補修・補強等の長寿命化技術、実用性の高いロボット技術の開発促進及び現場における試行的導入等、新技術の開発・普及や、分野横断的な活用・共有化等を推進する。また、SIP により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、点検・モニタリング・診断技術、ロボット技術において、技術認証を取得する。構造材料・劣化機構・補修・補強技術において、開発技術の対象領域・適用基準・運用方法を指針・ガイドラインとして取りまとめる。情報・通信技術として、3次元地図情報共通プラットフォームとデータベース化を拡充する。基盤要素技術において、ユーザーとのマッチングを行いビジネスとして成立させる。開発技術の地域展開を加速するため、地域拠点を機能させる。高精度・高効率な点検・情報通信・ロボット技術などを有効活用したアセットマネジメント技術を、プロトモデルとして広域ブロック単位で実装する。
- 非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、社会資本の維持管理・ 更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現する。 あわせて日本発のルールで開発競争が加速する仕掛けを構築する。
- 官民の連携・支援の下で、管理や更新等の現場を担う技術者の育成・配置、点検・診断に関する資格制度の拡充、民間資格の活用、研究体制の強化等に取り組む。
- 道路上部空間の利用等により、首都高速道路など高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行う PPP 事業を推進する。

(指標)

【共通】インフラ長寿命化計画(行動計画)策定割合 (国) 53.8% (H26) →100% (H27) (地方公共団体) 4.2% (H26) →24.7% (H27) →100% [H28]

# 3. 研究開発

○ 国土強靱化に資する以下の研究開発・技術開発等を推進する。 被害状況推測手法、地震・津波・火山等の観測・予測手法及び官民のデータプラット フォームの構築、長周期地震動を含む耐震・耐津波性等の評価に関する手法・基準、耐 震化・耐津波・長寿命化に資する構造材料・設計技術・点検・診断・モニタリング技術、 自然や生態系のもつ防災・減災効果を活用し国土強靱化を進める、いわばグリーンレジ リエンス(仮称)の評価と平時の利活用に関する技術、大規模災害に対応する車両・ロ ボットやドローン、資機材、プローブ情報を始めとする地理空間情報の活用、衛星によ る測位・情報通信の高度化、次世代社会インフラ用をはじめとするロボット技術及びそ の適切な利活用、火山研究者の育成 等

- SIP により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、レジリエントな防 災・減災機能の強化、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプログラムにおい て、研究開発の社会実装を推進する。
- ○「官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM)」の対象領域「革新的建設・インフラ維持管理技術/革新的防災・減災技術」において、民間を含めた災害対応主体が災害予防・被害軽減に寄与できる技術等の研究開発を推進する。
- 注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、() 内の年度末時点、または翌年度当初に把握されているものである。
- 注2) 年度が[]で示されている値は、重要業績指標の目標値である。
- 注3) 目標値の年度が「一」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。
- 注4) プログラム共通的事項に係る推進方針における指標は、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果(平成26年4月 国土強靱化推進本部)に示された重要業績指標とは別に、各共通的事項の進捗状況を定量的に把握するため、設定しているものである。

#### 第4章 プログラム推進のための主要施策

第3章に掲げた「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進 計画等に基づき特に取り組むべき個別具体的施策は、次のとおりである。

なお、当該事態を回避するための施策は、複数の事態の回避に資することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

これらの実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共 団体・民間・国民の連携等に留意するものとする。

なお、施策の推進に当たっての主管する府省庁をそれぞれ明示している。

#### 1. 行政機能/警察・消防等

#### [行政機能]

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)と内容の整合がとれるよう見直した業務継続計画に基づいた取組を行う。特に、非常用発電設備について、首都直下地震発生時に、非常時優先業務等を1週間程度継続させるために必要な燃料を確保するための方策を検討するとともに、燃料タンクの増設を行う。また、参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄する。【各府省庁】
- 既存不適格建築物(耐震性能評価値1.0未満)の耐震化を実施するとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能(Ⅰ類1.5,Ⅱ類1.25)を確保する。また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずる。【国土交通省、関係省庁】
- 災害対策本部予備施設(立川)の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘・東扇島)、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点の維持管理を行う。【内閣府、国土交通省】
- 自動車の所有データ、車検データ等を一元的に保有・管理している自動車登録検査業 務電子情報処理システムについて、耐震性能の強化や停電時の電力確保対策、運用体制 の見直し、バックアップ体制の強化等により災害時対応力を強化する。【国土交通省】
- 南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、政府現地対策本部 を設置する場合の設置場所候補である施設について、円滑な活動に資するための施設の 改修を行う。【内閣府】

(地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 広域防災拠点など、地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備を推進するととも に、津波対策を総合的かつ効果的に推進する。【国土交通省】
- 法務省施設や矯正施設において、旧耐震基準施設の建替えの促進、耐震改修及び新耐 震基準施設の長寿命化の検討を行う。また、総合警備システム等の警備機器等について、 使用年数・必要性等を考慮して更新整備し、その適正な稼働を確保する。【法務省】
- 地方公共団体の業務継続性の確保に向けて、地方公共団体における業務継続計画の策 定等を促進する。【内閣府】
- 地方公共団体や指定公共機関等の職員に対し、内閣府防災での 0JT 研修や、有明の丘 基幹的広域防災拠点での研修を行うとともに、総合防災訓練大綱に基づき、各訓練を実 施する。【内閣府、関係府省庁】

(その他)

- 災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し効率的に活用できるよう、助 言等に取り組む。【内閣府】
- 被災した自動車ユーザーに対し、各運輸支局が、整備事業者等の協力を得て、廃車等 の諸手続の相談、無料点検等を行う移動自動車相談所を避難所等に設置する。【国土交 通省】
- 地震・津波分野においては、地震や津波の沖合での観測データの活用による緊急地震速報や津波観測情報の迅速化等を、気象分野においては、気象レーダー観測の強化により監視能力の大幅な向上を図るとともに、台風強度(中心気圧・最大風速等)の予報期間を3日先から5日先の延長等、早めの防災対策に必要な防災情報の提供に向けた取組を進める。火山分野においては、遠望観測施設の機能を強化し、降灰・火砕流・噴石の飛散・噴煙高度などの詳細な把握を図る。また、新たに設置した JETT (気象庁防災対応支援チーム)を活用して、地方自治体の防災対応を支援する。【国土交通省】
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関移転基本方 針に基づき、具体的な取組を実施する。【内閣官房、関係府省庁】

#### 「警察・消防等]

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 警察が収集する自動車プローブ情報等の交通情報に加え、民間事業者が保有する自動 車プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施する とともに、同情報を災害対策に活用するほか、交通情報を効果的に提供する。【警察庁】
- 消防救急デジタル無線の確実な運用、全ての住民が J アラート等により災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制の確保、災害時に地方公共団体や緊急消防援助隊からの情報を G 空間プラットフォームへと接続するシステムの構築とそれにより集約される情報の緊急消防援助隊等での共有によって、より的確な災害対応を実施する。

## 【総務省】

- 全国の地方公共団体へのアドバイザー派遣や防災行政無線のデジタル化や戸別受信機 の整備支援により情報伝達手段の多重化・多様化等を促進する。【総務省】
- 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化に資する通信施設の整備を推進するとともに、通信指令施設の更新整備、高度化を推進する。【警察庁】
- 非常時における行政機関間の通信手段の多重化・高度化を促進し、消防庁所管情報システムの最適化を実施する。【総務省】
- 電力停止等の環境下においても抗たん性を確保することができる通信網(防衛情報通信基盤)の強化のための整備(計画区間におけるマイクロ回線の大容量化、通信衛星の 老朽化に伴う更新等)を行う。【防衛省】
- 関係機関の保有する無線機との連接を含めた現場レベルの通信連携要領の検討を行うとともに、連携可能な無線機の全国への早期導入を推進する。また、海上自衛隊の航空機等についても、海上保安庁航空機との近距離通信が可能となる無線機の整備を推進する。【防衛省】
- 陸上施設・巡視船艇・航空機に対して通信の安定性・効率性を確保できるデジタル無線機を整備し、通信事業者に依存しない通信手段を確保することにより、情報通信体制の継続性を確保する。【国土交通省】
- 東海・東南海・南海地域や日本海溝における海溝型地震の発生予測に資する基礎情報 の観測を実施するとともに、日本海溝、千島海溝沿いの地震対策に資する津波防災情報 図の整備を進めるなど巨大地震による津波に備えた海域の津波の挙動に関する情報の整 備・提供を実施する。【国土交通省】

○ 被害が想定される地域の周辺海域の在泊船舶や被害が想定される沿岸地域の住民、海水浴客等に対して、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。加えて、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。 【国土交通省】

(訓練等による人材・組織の充実)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境の設定、外部の知見活用、関係機関 との連携及び課題の抽出等に配意した訓練を実施するとともに、関東の災害警備訓練施 設の運用を開始する。【警察庁】
- 大規模災害による被害を想定した機動警察通信隊においてドローン運用を含む訓練の 実施等による対処能力の更なる向上を推進する。【警察庁】
- 防災・危機管理に関する基礎的知識及び心構えに関する標準テキスト等を用いて都道 府県や市町村の防災・危機管理責任者等を対象とした研修等を実施する。【総務省】
- エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の12部 隊配備完了を目指すとともに、消防ロボットシステムを完成させる。【総務省】
- 自衛防災組織の活動に関する近年の事故件数の推移及び事故原因等、事故情報等から得られる知見を提供することにより事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化を促進するとともに、消防団員の確保、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を促進する。【総務省】
- 水防活動の活性化のため水防団員の処遇改善や多様な主体の水防への参画促進、河川に関する情報や資機材の提供、実践的な水防訓練への協力等について検討を行うなど、 地域の水防力を向上し、大規模な洪水等に際しても、迅速かつ的確な水防活動が可能な 体制を構築する。【国土交通省】
- TEC-FORCE の人員・資機材等の整備、首都直下地震、南海トラフ地震を想定した活動計画に基づく訓練等、発災時の対応を強化し、大規模な自然災害等に際して被災状況の把握や被災地方公共団体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援をより迅速に実施する。【国土交通省】
- コンビナート総合防災訓練等、関係機関との合同訓練に参画し、情報共有体制の確立、 連絡手段の確保等について、地域の特性に合わせて連携を強化する。【国土交通省】
- 油や有害液体物質等の大規模拡散及び流出の予防・対応のため、現場で対応する機動 防除隊をはじめとする海上保安官の知識・技能を向上させる。【国土交通省】
- 防災・危機管理に関する専門的な知識・経験を有する者を活用し、防災関係機関と連携して首長の状況判断や各部局に対する指示を的確に補佐し得る人材の確保及び育成を 支援する。【防衛省】
- 防災訓練を含む各種訓練の企画段階から、関係機関との連携要領を検討するとともに、 関係機関と連携した合同訓練、民間事業者を含む関係者間の連携強化等を実施する。 【防衛省】
- 方面隊及び衛生学校等に勤務する医官・看護官・救急救命士(准看護師)に対し、災害医療における高度の知識・技術を修得させ、大規模災害等における大量患者発生に対応しうる技術者(基幹要員)を養成する。【防衛省】

(施設の対災害性の向上及び装備・資機材の充実)

- 警察施設について、耐震改修や建替等を行うことにより、耐災害性を強化する。【警察庁】
- 広域緊急援助隊用個人装備品の更新(改良)整備及び実災害を踏まえた資機材の充実 強化を推進するとともに、都道府県警察と連携しながら警察用航空機及び車両の更新整 備、高度化を推進する。【警察庁】

- 主要幹線道路等に設置されている重要な信号機へ信号機電源付加装置等の災害に備えた交通安全施設を整備し、災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、避難路や緊急交通路を確保する。【警察庁】
- 消防庁舎の耐震化に係る地方公共団体の取組を支援する。【総務省】
- 救助活動等拠点施設の整備を促進するとともに、長期の消防活動を支援する資機材を 積載した拠点機能形成車等の車両や資機材の整備等により緊急消防援助隊の機能を強化 する。【総務省】
- 熊本地震を踏まえ、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進するとともに、高機能消防指令センター、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、広域訓練拠点及び活動火山対策避難施設 (退避壕・退避舎)等の整備を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。【総務省】
- 発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の災害 対応力を有する巡視船艇・航空機を整備するとともに、航路啓開測量及び海図の補正を 目的とした水路測量を実施するための装備資機材を整備・維持する。また、油や有害液 体物質等の大規模拡散及び流出の予防・対応のため、資機材を整備・維持管理する。 【国土交通省】
- ヘリコプター映像伝送装置の整備を実施し大規模災害等発生時の情報収集態勢に寄与するとともに、無人偵察機を使用した訓練を実施し、災害対処能力を向上する。【防衛省】
- 自衛隊施設の津波対策実施に必要な技術基準等を制定するなど、津波対策及び耐震化 を推進する。【防衛省】
- 消防体制の整備及び確立を進める上で重要な消防の広域化を促進するとともに、指令の共同運用、消防用車両の共同整備など、柔軟に連携・協力することについても、推進する。また、消防と医療の連携、救急業務の高度化を推進する。【総務省】
- 場外離着陸場の指定を推進するとともに、艦艇が接岸可能な港湾等を継続的に調査し、 最新のデータを整備する。【防衛省】 (その他)
- 「災害対策標準化推進ワーキンググループ」における「中間整理」及び熊本地震における課題検証を踏まえた国と地方・民間企業等の連携による情報の共有及び利活用(「災害情報ハブ」の推進)や、関係機関の円滑な共通認識を図るための統一した地図(UTM グリッド、SIP4D)の有効活用など、災害対策業務の標準化を推進する。【内閣府】
- 災害の予防及び火災時の被害軽減のための取組を推進するとともに、危険物事故・石油コンビナート事故の防止・被害の軽減を推進する。【総務省】
- 関係機関の協力を得て、「被災市区町村応援職員確保システム」の周知を地方公共団体に行うとともに、同システムに基づく訓練を実施する。また、地方公共団体に対し災害マネジメント総括支援員の推薦を依頼・登録するとともに、支援員に対する研修を実施する。【総務省】

#### 2. 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の推進)

- 耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置、耐震改修計画の認定制度、表示制度等の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進するとともに、耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした総合支援メニュー等により、住宅・建築物の耐震改修を支援する。【国土交通省】
- 既存住宅におけるリフォームの促進のための建物評価手法を普及・定着させていくと ともに、新たな金融商品開発を促進する。【国土交通省】

- 老朽化マンションの再生事業に対する支援を強化するとともに、専門家による相談体制等を整備する。【国土交通省】
- 学校施設について、児童生徒等の安全・安心を確保するとともに、避難所としての役割を果たすことから、耐震化(非構造部材耐震対策を含む)、老朽化対策、防災機能強化等を推進する。【文部科学省】
- 公民館等の社会教育施設及び社会体育施設について、避難所としての役割を果たすと ともに、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化を促進する。【文部科学省】
- E-ディフェンスを活用し、巨大地震に対する構造物や附帯設備等の安全性と機能の維持に関する一層効果的な対策提案に向けた研究を実施する。また、過年度に実施した実験内容について解析等を実施し、成果の普及を推進する。【文部科学省】
- 相模トラフ地震における長周期地震断層モデルを構築する。また、その成果等を踏ま え、超高層建築物等の長周期地震動対策を検討する。【内閣府・国土交通省】
- 新築の一定の天井に対しては建築基準法に基づく天井の脱落対策を義務付け、既設の 天井については避難所等の特に早急に改善すべき建築物の耐震改修に対する支援により、 天井の脱落対策を推進する。【国土交通省】

(大規模火災対策の推進)

- 密集市街地において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難地、避難路の整備 や建築物の不燃化、緑地の整備等の取組を推進する。【国土交通省】
- 公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。【国土 交通省】
- 密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるため、空き地等における延焼防止のための緑地の整備を支援する。また、みどりによる延焼防止効果について、地方公共団体に周知する。【国土交通省】
- 大規模地震発生時における電気に起因する出火を抑制する感震ブレーカー等について、 延焼のおそれのある密集市街地において普及を促進する。【内閣府、総務省、経済産業 省】
- 国宝・重要文化財等の防火設備等の設置や耐震補強などの災害対策等の事業に対する 補助を実施する。【文部科学省】

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在 者等の安全と都市機能の継続のため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード 両面の対策を推進する。【国土交通省】
- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や 負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支 援を行う。【国土交通省】
- 大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地(帰宅支援場所)の整備について、地方公共団体における取組を支援する。【国土交通省】 (避難対策、災害復旧の充実)
- 退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常電源等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、 官民連携による都市の安全確保対策を推進する。【内閣府】
- 住民の緊急避難の場や最終避難地等となる公園、緑地、広場等の整備及びそれらにおける防災機能の発現に資する公園施設の老朽化対策について、地方公共団体における取組を支援する。【国土交通省】
- 応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策及び住宅の応急的な修理の促進方策等につい

て検討を行う。【内閣府】

○ 被災宅地危険度判定の効率的な実施を支援するマニュアルの策定・公表をするとともに、地震時に地すべりや崩壊のおそれのある大規模盛土造成地の調査及び区域情報の住民への提供、小規模宅地を含めた耐震化を推進する。また、地震時における液状化被害の発生可能性をよりわかりやすく示すハザードマップの作成手法を検討する。さらに、宅地の適切な管理を促進するため、擁壁等の耐震診断及び耐震補強技術について検討する。【国土交通省】

(その他)

- 水道施設について、耐震化計画等策定指針の周知等により耐震化を推進するとともに、 都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制構築 等を推進する。また、水道事業者等が水道施設の計画的な更新に努めなければならない こと等を盛り込んだ水道法の改正に基づき、水道施設の計画的な更新を推進する。【P】 【厚生労働省】
- 下水道施設の計画的な維持管理更新や危機管理能力の向上を図るため、下水道施設の情報を集約するシステム構築を進めるとともに、より効率的に活用する方策についての検討を進める。また、下水道施設の長寿命化、耐震化及び耐津波化を進めるとともに、下水道 BCP に基づく訓練等の先進的な取組事例集の発信等を通じ、より実践的な計画へと向上させていく。【国土交通省】
- 地下街管理者が行う地下街の安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の災害 対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。 【国土交通省】
- 都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、承継効が付与される非常用電気等供給施設協定の締結を推進するなど、エネルギーの自立化・多重化による災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を推進する。また、災害時に自立的に生活や業務が継続できる住宅・建築物を普及促進する。【国土交通省】
- 大地震時に防災拠点に期待される機能が維持できるよう「防災拠点等となる建築物に 係る機能継続ガイドライン」をとりまとめる。【国土交通省】

#### 3. 保健医療・福祉

(災害時医療の機能及びマネジメントの強化)

- 災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院、救命救急センター等の 医療施設の耐震化等を着実に推進する。【厚生労働省】
- 平成30年度内にすべての災害拠点病院が BCP を策定できるよう、医療従事者等を対象 に BCP 策定に必要なスキル・ノウハウを学ぶ研修を実施する。【厚生労働省】
- 南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害に備え、DMAT 及び DPAT を養成し、災害発生時に全国から迅速に医療・精神保健医療を提供できる体制を維持・強化する。また、定期的に養成体制及び活動内容の見直しを行う。【厚生労働省】
- 大規模災害発生時に、都道府県災害対策本部の下に「保健医療調整本部」を設置し、保健所、DMAT・DPAT、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチームとの窓口を設け、被害状況、保健医療ニーズに応じて、保健所等への派遣調整業務等を行うことにより、被災地に派遣される各種保健医療活動チームが適切に連携して活動できる体制構築を推進する。また、同本部に参画する災害医療コーディネーターの養成を行う。【厚生労働省】

- 災害急性期以降も被災者の健康状態が維持されるよう、災害時の保健所機能を高め、 各種支援団体の連携をマネジメントしながら健康支援に当たる体制の構築を進める。 【厚生労働省】
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、南海トラフ地震具体計画に基づく医療活動訓練等の中で、具体の被災地域で必要とされる医療モジュールについて検討し投入するなど、航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の機能強化に取り組む。【内閣府、厚生労働省】
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する。【厚生労働省】
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。また、大学・ 大学病院において体系的な教育プログラムを構築することにより、災害医療の専門人材 を養成する。【厚生労働省、文部科学省】
- 被災地内における医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の 対策を早急に講じるとともに、医療資源(医療資機材、医療従事者等)の適切な配分が なされるよう、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。【厚生労働省】 (福祉機能の充実)
- 大規模災害時において災害弱者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとしての、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- 社会福祉施設の安全を確保するため、耐震化を推進する。また、未耐震の社会福祉施設の把握に努めるとともに、各種支援制度等の活用を助言するなど、計画的に耐震化整備を推進することを都道府県に対し要請する。【厚生労働省】
- 高効率給湯・空調設備等の導入により、福祉施設等の省エネ化を推進する。【環境省】 (その他)
- 災害時の感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進するとともに、被災時に速やかに消毒や害虫駆除等を実施できるよう、地方公共団体における備品等の準備を促進する。また、避難所における食中毒、感染症や、車中泊によるエコノミークラス症候群等を防止するため、予防対策に関する情報提供を行い、必要に応じて、被災地に、迅速に感染症対策に関するスタッフを派遣する。【厚生労働省】
- 地域包括ケアに関し、大規模災害時にも要配慮者の支援を確実にするため、データ活用や関係者間における情報共有を可能とする、クラウド技術等を活用した情報インフラの構築に取り組む。【厚生労働省、総務省】
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所について、 指定の拡大及び住民等への周知を推進する。【内閣府】

#### 4. エネルギー

(エネルギー供給体制の強化)

- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を実施する。【経済産業省】
- 関係省庁が連携し、被災地への燃料供給を円滑に行う体制を、訓練等を通じ確認する。 また、円滑な燃料輸送のため、長大トンネル等をタンクローリーが通行する方法につい て、関係省庁と協議を行う等輸送協力や諸手続の改善を進める。【経済産業省】
- 精製・元売会社の系列 BCP の実効性向上を促すため、外部有識者による系列 BCP 格付け審査結果を踏まえ、各社において課題となっている点の確認や、好事例の水平展開を行い、石油業界全体の災害対応能力の底上げを図る。【経済産業省】
- 災害時に安定的にエネルギーが供給できるよう、地域住民向けの燃料供給拠点となる

住民拠点 SS の整備を推進する。【経済産業省】

- SS 過疎地において、安定的なエネルギーが供給できるよう、石油製品流通網把握システムによる分析等を地方公共団体へ周知することで必要な対策の組成を促すとともに、住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を自治体が策定する取組の支援等を行う。【経済産業省】
- LP ガスの供給拠点である中核充填所への共通バーコードシステムの導入を進めるとと もに、経年劣化したガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替 えを推進する等エネルギーの供給能力を維持・強化する。【経済産業省】
- 災害時の石油製品・石油ガスの安定供給を維持するため、地域の需要に応じた石油製品・石油ガスの備蓄量を維持する。【経済産業省】

(エネルギー関連施設の機能向上)

- 製油所等において、事業者が被災から24時間以内に平時の1/2の供給能力が確保できるよう、地震・津波対策や入出荷バックアップ能力増強等を促進する。【経済産業省】
- SS の災害対応力強化のため、全国47都道府県において災害対応研修や自家発電設備の 稼働訓練等を実施する。【経済産業省】
- 避難所、医療施設など需要家側での燃料タンク、自家発電設備等の導入を促進するほか、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的燃料備蓄を推進する。【経済産業省】
- 重要な高圧ガス設備の耐震化を進めるとともに、南海トラフ地震が発生した場合の設備の健全性に係るシミュレーションの結果を受け、必要に応じ、現行耐震基準の見直しを行う。【経済産業省】

(エネルギー関連施設の適切な管理及び管理体制の強化)

○ 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ、規制の整備や、発変 電所・送電線網・電力システムの災害対応力の強化や、迅速な復旧体制の構築を促進す る。【経済産業省】

(エネルギー供給の多様化)

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等による V2X (自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム)について、標準化を進めるなど普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。【経済産業省】
- 農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進に向け、採算や維持 管理面に関する優良事例集を関係機関に提供する。【農林水産省】 (その他)
- 地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用に関する調査研究を進めるとともに、調査 結果を地方公共団体等と共有し、多用な水源利用の普及啓発を行う。【国土交通省】
- 渇水時の地下水の適正な利用を図るため、その保全・利用の指針となる地下水ガイド ラインの策定を開始するとともに、地下水の挙動や利用の実態等を調査する。【国土交 通省】

#### 5. 金融

(金融サービスの体制強化)

○ 政府・中央銀行を含む関係機関の横断的な防災訓練の実施等を通じ、金融機関における BCP の実効性を検証するとともに、非常時参集要員の選定のフォローアップ、通信手段の多様化等、業務継続体制の実効性の向上を促進する。また、短期金融市場・証券市

- 場・外国為替市場において、金融庁・中央銀行を含め、実際の災害を想定した実践的な 防災訓練を行い、課題の抽出・解決等に取り組む。【金融庁】
- 電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化に向けて、引き続き、政府図上訓練への 参加を通じ、関係省庁間で連携を進める。【金融庁】

(金融関連施設の機能向上)

○ 金融サービスが確実に提供されるように、金融機関の早期の耐震化と、システムセンター等の重要拠点のバックアップサイトの確保を促進する。また、電力の停止が金融機関の業務継続に支障をきたすことがないよう、重要拠点への自家発電機の設置を促進する。【金融庁】

(その他)

○ 複合的な大規模災害を含む様々な自然災害発生時には、関係府省庁と協力の上、金融機関等において決済、現金供給等の機能を継続するための措置を講じるよう、適時的確に、金融機関に対して要請するほか、国内外への情報発信を行う。【金融庁】

#### 6. 情報通信

(情報提供・共有の充実)

- Lアラートの加入を促進するとともに、情報配信のレベルアップやより効果的な災害情報の伝達のため、自治体職員の訓練・研修や、視覚的な情報伝達のための実証事業、ライフライン事業者の加入に向けた取組を実施する。【総務省】
- 総合防災情報システムと他機関システムとの連携強化を推進するとともに、次期システムの構築に向けた詳細設計・開発を行う。【内閣府】

(情報通信施設の耐災害性の向上)

- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、過去の災害による被災状況 等(通信途絶、輻輳等)を踏まえた見直しを適宜実施する。【総務省】
- 日本郵便(株)において、郵便事業の業務継続計画の実効性を確保する取り組みを進める。 【総務省】
- 難聴地域解消・災害対策としてのラジオ中継局等の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。【総務省】
- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」により、霞が関エリア以外の各府省庁における情報通信システムの対策を支援する。【総務省】
- 放送局の予備送信設備等の整備、ケーブルテレビネットワークの光化等の放送ネット ワークの強靱化を進める。【総務省】

(技術開発等)

- 準天頂衛星システムを活用した災害情報を配信する機能や避難者の安否確認、避難所 の開設情報等を収集し提供する機能の整備を推進する。【内閣府】
- 災害情報等の一斉配信、多言語による情報提供等に対応したデジタルサイネージの実現に向けた取組を推進する。【総務省】
- 洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、全ての国管理河川(109水系)において、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用し、洪水氾濫の危険性を住民へ周知する取り組みを実施する。【国土交通省】

#### 7. 産業構造

(事業継続体制の構築に向けた支援)

○ 民間企業等の事業継続体制 (BCP の策定状況) に関する実態調査を実施する。さらに、

官民が連携した取組を行う上での課題を抽出し、必要な施策を検討する。【内閣府】

- BCP/BCM の実効性の確保・定着に向け、中小企業の BCP 策定運用指針及びガイドブック・事例集、並びに日本政策金融公庫による融資制度の普及や啓発を促進する。また、石油化学事業者における人材育成等の具体的な実施計画を公表し、実効性を向上する。 【経済産業省】
- 地方ブロックごとに、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等 が連携して、地方強靱化 BCP(仮称)の作成に向けた取組を実施する。【内閣官房】
- 中小企業等への BCP 策定の普及に資する国土強靱化貢献団体認証の周知及び活用促進を図る。【内閣官房】
- 防災・減災の担い手(建設業)の確保等の推進に向けて、技能労働者の処遇を改善するとともに、担い手確保につながる入札契約方式等の活用を推進する。【国土交通省】 (被害軽減に向けた研究等の推進)
- 各種製品のサプライチェーンに関するデータベース等を活用し、全国の産業施設について、地震や津波への対策レベルに応じた影響評価を実施するとともに、成果を複数の自治体と共有する。【経済産業省】
- 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) において、現地政府を巻き込んだ政策 提言活動やシンポジウムを開催するなど、東アジア及び我が国の国土強靱化対策の知見 を活用し、災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究を実施する。【経済産業省】 (その他)
- 工業用水道施設の更新・耐震計画作成及び、同計画に基づく更新・耐震事業が促進されるよう、既に計画を作成し事業を実施している事業体に関する事例の情報共有を進めるとともに、支援制度の活用状況を踏まえた見直しを行う。【経済産業省】
- 大規模災害時に工業用水道施設の早期復旧が可能となるよう、広域合同訓練や災害協 定の締結を進めるとともに、地域毎の連絡会議で地域間相互の応援体制を確認する等、 全国規模での応援体制の強化を検討する。【経済産業省】
- 企業の本社機能の地方移転・拡充を積極的に支援する。【内閣府】

#### 8. 交通 物流

(交通ネットワークの強靱化の推進)

- 救助や物資輸送等の応急活動に際し、緊急輸送道路としての機能を発揮できるよう、 代替性確保のためのミッシングリンクの整備、三大都市圏における環状道路の整備、橋 梁の耐震性能向上、道路構造物の液状化対策、道路斜面・盛土等の防災対策、電柱倒壊 による道路閉塞を回避するための電柱の新設禁止措置等も含む無電柱化等を推進する。 【国土交通省】
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、重要物流道路及びその代替・補完路において国が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。さらに、道路区域外からの落石等を防ぐために、現行制度を拡充し、沿道区域内の土地管理者への損失補償を前提とした措置命令権限を規定する。【国土交通省】
- 路面下空洞や橋梁の点検等の高度化・効率化に資する民間技術について、要求性能に 基づく技術の公募・フィールド実験・評価を行い、現場導入を推進する。【国土交通省】
- 地域防災計画等に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら、道の駅の防災設備、 海抜表示シートの整備、道路施設への防災機能の付加(避難路、避難階段)、道路啓開

計画の実効性向上の取組を推進する。また、山間部等において民間を含めた多様な主体が管理する道を把握し、避難等に活用する。【国土交通省】

- 利用者の適切な行動選択のため、災害情報、通行規制情報等について、道路管理者や 道路種別の違いを越え一元的な情報提供を行う。また、官民の保有する自動車のプロー ブ情報等のビッグデータを活用し、早期の被害状況の把握による初動強化を推進する。 【国土交通省】
- 異常降雪等に備え、冬期道路交通を確保するための除雪体制等を構築する。【国土交 通省】
- 新幹線ネットワークについて、完成に向けて着実に整備を進める。また、新幹線構造物の健全性を維持し又は向上させるため、東北(東京~盛岡間)・上越新幹線及び山陽新幹線の予防保全の実施について支援する。【国土交通省】
- 首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。【国土交通省】
- 各地方公共団体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅の出入口、トンネル坑口部等について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。【国土交通省】
- 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、海岸堤防等の整備、耐震性能調査及び耐震・液状化対策等のハード対策を進めるとともに、策定された港湾 BCP に基づく実効性のある体制を確保し、かつ継続的な見直し・改善が図れるよう、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。【国土交通省】
- 大規模地震に対して港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁、地方支分部局等が連携し、航路啓開訓練を通じて航路啓開計画を検証し、必要な改善を行う。【国土交通省】
- 大規模災害時の船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、性能向上を進めるとともに、地方運輸局等においても運用を開始する 民間フェリーによる消防庁、防衛省の広域応援部隊の輸送を想定した図上訓練を行うなど、関係者間の連携・協力体制を推進する。【国土交通省】
- 製油所や油槽所が立地している港湾については、その特性を考慮した港湾 BCP となるよう、その策定・見直しに向けた協力体制を構築する。また、その後の事前対策、訓練・教育等の実施により実効性の向上と港湾 BCP の改善を進める。【国土交通省】
- 東京湾において、構築された一元的な海上交通管制を的確に運用し、災害発生時における安全対策を推進するとともに、伊勢湾、大阪湾において、効果的な体制構築に向けた検討を行う。また、リサイクルポートの活用に関するこれまでの検討を踏まえ、被災側港湾における災害廃棄物の搬出体制や、受入れ側港湾における受入れ体制について検討を進める。【国土交通省】
- 各空港において地震・津波に対応した避難計画・早期復旧計画の策定を推進する。また、「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方とりまとめ」に基づき、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保を図る。 【国土交通省】
- 地震・津波対策として、管制施設や滑走路、誘導路など、空港施設の基本施設等の耐 震化を進める。【国土交通省】
- 大規模災害等への対策の強化が必要な地域の道(市町村道、農道、林道)、汚水処理施設(公共下水道、集落排水、浄化槽)及び港(港湾、漁港)の整備に対して、地域再生法の地域再生計画に基づく財政支援により、代替輸送路又は避難路となる道路の整備、

終末処理場等の耐震整備やエネルギー及び物資を供給する離島航路に係る港湾・漁港の整備等を推進する。【内閣府】

(物流ネットワークの強靱化の推進)

- 災害対策基本法における指定公共機関の拡充、緊急物資輸送協定の推進・拡充、インタンク保有情報の活用、トラック事業者の BCP 策定の推進、エネルギーセキュリティの推進 (C・LNG 車両の普及) 等に取り組む。【国土交通省】
- 緊急支援物資輸送に効果的な貨物鉄道の早期復旧に向け、BCP の深度化を促進する。 また、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を、貨物鉄道の大量輸送特性を活かし て輸送するのにも必要となる機関車の更新等を支援する。【国土交通省】
- 非常災害時の物資供給が円滑に行われるよう、物資調達・供給を担う関係機関の役割、 手順について、システムを活用した訓練を通じて確認していく。【内閣府】
- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の被害が想定されている地域において設置した、物流事業者等多様な関係者から構成される協議会において、災害時に広域物資拠点としての活用が見込まれる、非常用電源設備、非常用通信設備を備えた民間物流施設を予め選定しておくほか、同協議会を通じて、災害時における鉄道、内航海運、トラック等の多様な輸送手段の関係者との連携体制を維持する。さらに、熊本地震の教訓を踏まえ、ラストマイルを中心とした支援物資輸送訓練等を実施する。また、「荷主と物流事業者が連携した BCP 策定のためのガイドライン」を広く周知する等により、災害時における物流の継続に向けた取組を推進する。【国土交通省】
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の枠組みを活用し、災害に強い民間 物流施設の整備を促進する。【国土交通省】

(災害時の旅客等の安全確保、帰宅困難者対策及び被災後の地域交通確保)

- 地方公共団体等が主体となって設置する協議会における鉄道事業者の役割としての水・食糧の備蓄等の取組を促進すべく、監査等の機会に確認し、必要に応じ改善を促す。 【国土交通省】
- 津波発生時における鉄道旅客の安全確保に関する対応方針や、大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する対応策のとりまとめに基づき、各鉄道事業者において具体的な対策を進める。また、災害時における鉄道の運行情報について、鉄道事業者が駅構内・車内放送、液晶ディスプレイ等に加え、HP や各種 SNS も活用し速やかに提供することにより、利用者等の混乱を抑制する。【国土交通省】
- 被災地の公共交通の確保について適切かつ迅速な対応が行なえるよう、都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方公共団体と交通事業者等との事前の協定締結を推進する。また、協定締結済の地域においても締結内容を充実させる。【国土交通省】
- 被災した自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。【国土交通省】
- 津波観測にも資する GPS 波浪計について、過年度の訓練経験を踏まえ重点化した情報 伝達訓練を行い、的確に運用する。また、船舶及び旅客の安全船舶及び旅客の安全で確 実な避難行動の環境を整えるため、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を図っていくとともに、船舶津波避難に関連した訓練の実施を広く呼びかけていく。【国土 交通省】
- 港湾労働者等が安全に避難・退避できるよう、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定や、津波避難施設の整備を促進する。また、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援を行う。【国土交通省】 (旅行者の安全対策の推進)
- 訪日外国人旅行者を対象とした災害時対応マニュアルや地域防災計画等の先行事例の 全国周知を図るとともに、災害情報のプッシュ型通知アプリ"Safety Tips"の仕組み

- を、他の訪日外国人観光客向けアプリに組み込む取組を進める。また災害発生時に、 JNTO(日本政府観光局)のウェブサイト等を通じ、訪日外国人旅行者や訪日予定の外国人 へ向けた正確な災害情報発信を実施する。【国土交通省】
- 国内におけるツアー旅行者の安全確保のため、危機管理時における組織マネジメント に関するマニュアルを普及させるとともに、同マニュアルに基づき、各旅行業者におい て安全管理責任者を設置する等の組織体制の整備を促進する。【国土交通省】
- 首都直下地震など大規模災害が発生することを想定し、平時より海外や国内に対し、 適切な情報発信を行うことが重要であり、国土交通省及び各関係機関がホームページ等 で提供している防災情報を一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、国民や訪 日外国人等が容易に必要な情報を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」の充実など外国人を含む旅行者の安全確保のための情報提供や避難誘導等を推 進する。【国土交通省】

#### 9. 農林水産

(サプライチェーンの災害対応力の強化)

- 大規模災害時の被災地域において、円滑な食料供給の維持・回復に資する、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築及び事業者による BCP の 策定を促進する。【農林水産省】
- 農林水産省業務継続計画(首都直下地震対策)第2版(平成27年10月)に基づき、食料等の備蓄、災害時の参集要員の指定や災害応急業務の指定、参集の訓練などを実施する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。【農林水産省】
- 応急用食料の調達を確実にするため、食料・物資支援に係る図上訓練を年複数回実施するとともに、災害時調達可能な品目、数量等の調査を行い、災害対応業務の実効性を高める。また、訓練内容の検証や、調査品目の追加等の検討を行い、応急用食料の調達体制を強化する。【農林水産省】
- 食料の安定的な供給体制等を確保するため、施設の耐震化及び防災対応も含めた卸売 市場施設整備を推進する。【農林水産省】
- 機能保全対策を更に推進するため、全ての農道橋(延長15m 以上)・林道橋(延長4m 以上)、農道・林道トンネルについて、点検・診断を実施するとともに、点検・診断を 基にした施設計画の策定を推進する。【農林水産省】
- 地域防災計画等において緊急輸送路や避難路の迂回路となっている農林道について、 その実態を調査し、関係者間で情報共有を実施する。【農林水産省】
- 漁港漁場整備長期計画に基づき、水産物の流通拠点となる漁港等において、主要施設の耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。あわせて、災害発生後、直ちに水産業の再開に必要な陸揚げ・流通機能等を回復できるよう、BCP 等の策定を推進する。 【農林水産省】

(ハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化)

- ダム等極めて重要な国営造成施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査を推進するとともに、農業水利施設に係る設計基準等、技術書の適時・適切な改定を進める。 【農林水産省】
- ため池は築造年代が古く、災害時に下流の住宅や公共施設等に影響を与えるリスクが高いため、優先度が高いため池を中心に、農業水利施設の長寿命化及び防災・減災対策に関する新規制度等を活用しつつ、ハード対策及び、ハザードマップの作成、管理体制強化等のソフト対策を実施する。【農林水産省】
- 農地等への被害防止のほか、混住化が進む中での排水機能の強化等も視野に入れた豪

雨対策としての排水施設の整備、農村地域でハード対策(地すべり対策も含む。)、ソフト対策を拡充した制度も活用しつつ、総合的かつ計画的に推進する。【農林水産省】

- 農業集落排水施設の機能診断の実施、個別施設計画の策定及び耐震化等を促進する。 【農林水産省】
- 保安林の適切な指定・管理を実施する。平成29年度までの調査により把握された山地 災害危険地区において、事前防災・減災対策を推進するとともに、九州北部豪雨等によ る流木災害の発生を踏まえ、流木捕捉式治山ダムの設置等の流木対策を総合的に実施す る。この際、「グリーンインフラ」としての効果が適切に発揮されるよう考慮しつつ、 治山施設の設置や機能の低下した森林の整備を推進する。【農林水産省】
- 防波堤により堤外地の水産関連施設等の減災を進めるとともに、防波堤と防潮堤を組み合わせて効率的かつ効果的に堤内地の人命・財産等の防災・減災に取り組むための考え方の全国への普及を推進する。【農林水産省】
- 「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等の普及を図るとともに、引き続き、避 難路及び避難施設等の整備を推進する。【農林水産省】
- 南海トラフ地震等により発生が予測される津波に対して、「グリーンインフラ」としての効果が適切に発揮されるよう考慮しつつ、津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の造成を進めるとともに、維持管理等に関する指針を整理し、これまでに造成された海岸防災林の機能の維持・強化を推進する。【農林水産省】

(国土保全機能の適切な発揮に向けた取組の推進)

- 地域共同で行う水路や農道等の地域資源の保全活動を通じて、国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を安定的な制度の下で推進するとともに、地域住民が主体となった地域の将来像の合意形成や集落営農組織等を活用した集落間の結び付きの強化や地域資源を活用した都市農村交流の推進により、地域の維持・活性化を図る取組を支援する。【農林水産省】
- 農村における基幹集落への施設・機能の集約と集落間のネットワークの強化による定住環境の確保、地域コミュニティの活性化を推進し、集落機能の維持と地域資源の適切な保全管理を進める。【農林水産省】
- 条件不利地等を含め、間伐や主伐後の再造林や鳥獣害対策の推進による多様で健全な森林の整備及び林道等の路網の整備等を通じて、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。【農林水産省】
- 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じた森林の国土保 全機能等の維持・増進や地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を 推進する。【農林水産省】
- CLT (直交集成板) の活用を促進するため、CLT 標準規格の検討・作成を進めるとともに、CLT の設計・施工ノウハウの蓄積、講習会・セミナーの開催等を通じて、CLT 等の普及・利用拡大に向けた取組を進める。【農林水産省】

(施設の適切な管理及び管理体制の強化等)

- 基幹的農業水利施設の機能診断を行い、ライフサイクルコストを低減するような補 修・補強等の実施を内容とする機能保全計画を作成の上、施設の長寿命化対策や突発事 故対策等の平成30年度新規制度も活用し、計画を推進する。【農林水産省】
- 農業水利施設の施設情報の情報化を図る地理情報システム (GIS) を活用した情報プラットフォームの構築、機能保全計画の策定等に資する情報の蓄積、位置情報等の精度向上を推進し、施設の保全対策を円滑に実施する。【農林水産省】
- 水利施設等の管理者である土地改良区等において、被害の早期復旧を可能とするため 関係機関の連携・支援により BCP 策定を促進する。また、ため池を含む農業水利施設の

管理体制の整備・強化を推進する。【農林水産省】

(その他)

- 農業水利施設等の災害対策や老朽化対策等に係る研究開発や新技術の実証・普及啓発 等に資する取組を推進する。【農林水産省】
- 農村地域の再生可能エネルギー供給施設は、災害発生時の補助電力供給源となり得る ため、農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入を推進する。【農林 水産省】

#### 10. 国土保全

(ソフト対策と組み合わせた施設整備等の推進)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」のため全国の直轄河川及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる。【国土交通省】
- 平成29年5月の水防法等の一部改正を踏まえ、大規模氾濫減災協議会の設置、市町村長による水害リスク情報の周知、災害弱者の避難についての地域全体での支援、国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上、民間を活用した水防活動の円滑化、浸水拡大を抑制する施設等の保全により、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現をめざす。また、九州北部豪雨等の近年の豪雨災害を踏まえて、平成29年9月に実施した全国の中小河川の緊急点検の結果を基に、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として、土砂・流木対策、再度の氾濫防止対策、低コストの危機管理型水位計の設置等を推進し、「水防災意識社会」を再構築するための取組を加速する。【国土交通省】
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備等、予防的な対策を着実に推進するとともに、 激甚な水害が発生した地域等においては、再度災害防止対策を集中的に推進する。特に、 三大都市圏のゼロメートル地帯等において、大規模水害による社会経済の壊滅的被害を 回避するため、高規格堤防の整備等の取組を推進する。また、既存ストックを有効活用 する観点から、河川及び下水道施設の一体的な運用やソフト対策・ハード対策を講じて 既設ダムを有効活用するダム再生を推進する。さらに、気候変動による将来の外力の変 化に備え、柔軟な施設の設計等に努める。【国土交通省】
- 国管理河川における浸水が想定される市町村について、国と市町村が協力して策定した避難勧告着目型タイムラインに基づく訓練等を進め、継続的な改善に努める【国土交通省】
- 中小河川等の沿川市町村による避難勧告等の発令が確実に行われるよう、各市町村の 発令基準やタイムライン等の点検実施などの支援を行うとともに、水害リスク情報等を 共有する。【国土交通省】
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の水害リスクの増大に対応するため、調整池、流域貯留施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な洪水対策を推進する。また、早期の堤防整備等の対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した洪水対策を推進する。【国土交通省】
- 土地利用規制と組み合わせた水害対策、浸透ますや防災調整池の整備等による河川への流出抑制対策等により、流域の特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進する。また、内水氾濫による浸水防除のための雨水管や雨水貯留管等の下水道施設の整備を推進するとともに、止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、避難誘導システムの確立等の地下空間の浸水対策を推進する。【国土交通省】

- 大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川において、地震・津波対策 として、堤防のかさ上げ、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を 推進する。【国土交通省】
- 砂防施設等の整備等を実施するとともに、大規模土砂災害の発生に備えた警戒避難体制の構築等の支援を強化する。特に、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼし、または孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備等を推進する。また、九州北部豪雨を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を重点的に整備するととともに、活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機器等の設置や緊急対策用資材の事前準備等を推進する。【国土交通省】
- 熊本地震やその後の降雨等による土砂災害発生箇所において二次災害防止対策を推進 し、無人化施工機械の積極的な導入による阿蘇大橋地区の早期復旧及び先進技術の活用 など、熊本地震を踏まえた土砂災害対策を進める。【国土交通省】
- 最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、 ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、津波 防災地域づくりを推進し、国において関係部局が一体となって都道府県や市町村への支 援体制を構築する。また、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造 (緑の防潮堤を含む。)」を有する堤防の整備を推進する。【農林水産省、国土交通省】
- 山林や河川等に関係する史跡名勝天然記念物に対する地盤の崩落防止措置等の災害対 策等を推進する。【文部科学省】
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設及び砂防設備等 の維持管理・更新を確実に実施する。また、より効果的に治水機能が発揮されるようダ ムの操作のルールの見直しや施設改良など既存ストックの有効活用を推進するとともに、 国及び水資源機構管理ダムにおけるダム管理用水力発電の導入を推進する。【国土交通 省】
- 下水道施設について、予防保全管理の導入、長寿命化計画の策定などの戦略的な維持 管理・更新を進める。【国土交通省】
- 津波・高潮等による被害をできる限り軽減するため、海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理を推進する。また、海岸における操作従事者の安全確保を最優先とする水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。さらに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進する。【農林水産省、国土交通省】

(ソフト対策の充実)

- 直轄河川において策定した想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップを作成するため、市町村に対し技術的支援を実施する。【国土交通省】
- 想定し得る最大規模の降雨に対する内水ハザードマップの作成支援を推進するととも に、内水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等を有する地方公共団体におけ る水位周知下水道制度の運用の普及を進める。【国土交通省】
- 企業の水害 BCP 作成における復旧や事業継続に関する計画の参考となる資料を提供するなど企業の自衛水防の技術的支援を実施する。【国土交通省】
- 河道閉塞(天然ダム)が発生した場合や火山灰等の堆積に起因する土石流の発生が予想される場合等に、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施するとともに、必要に応じて土砂災害緊急情報を通知する。また、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域の指定を促進するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等を支援する。【国土交通省】

- 津波災害警戒区域の指定を促進するための説明会を実施するとともに、高潮浸水想定 区域等の指定を推進し、津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域を踏まえたハザードマップを作成するため、市町村に対する技術的支援を行い、津波・高潮ハザードマップの 作成を推進する。【農林水産省、国土交通省】
- ○「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告等を踏まえ、精度が高いモニタリング技術等を活用した火山の監視観測や調査研究体制、火山専門家の育成について検討を行うとともに、航空機搭載型観測機器の災害対応等における活用についての検討、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催や体制強化、マニュアル等を用いた研修の開催等を行う。【内閣府】
- 大規模災害時のリアルタイム被害情報を地図上で集約・分析・共有できる統合災害情報システム (DiMAPS) を運用し、災害対応力を向上させるとともに、ホームページ等において情報を提供する。また、災害時、悪天候や夜間でも浸水範囲や立ち入り困難なエリアの被災状況等を、人工衛星やビッグデータ(携帯電話の GPS や通信情報、SNS の情報)、画像処理技術等を活用し把握する。【国土交通省】
- 各関係機関の相互連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、総合的な防災力を強化する。また、学校教育における防災教育を充実させるための教科書出版社への説明会の開催や、自然災害の実態と対策等を盛り込んだ教科書・教材、指導計画作成支援等により、防災意識の向上と災害時の迅速な避難行動を促進する。【国土交通省】
- 要配慮者利用施設において確実な避難体制を確保するため、避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。【内閣府、国土交通省】

(観測の高度化及び技術開発の推進等)

- 測量の基準の提供及び地殻変動の監視を目的として全国に設置された電子基準点や中央局等の高度化を推進するとともに、位置情報インフラとして安定的に運用する。また、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害などの対策に有用な情報を提供する。【国土交通省】
- 地震・風水害・火山災害等の被害を軽減するため、南海トラフや日本海溝海底の地震・津波観測網やレーダー等による観測、解析、研究、情報提供等に取り組むとともに、「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト」により官民連携による防災ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発を進める。特に火山については、他分野と連携・融合した「観測・予測・対策」の一体的な研究や火山研究者の育成・確保について取り組む。【文部科学省】
- 過去の地震の要因である活断層の履歴やその活動性、及び過去の津波の履歴や浸水範囲を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。また、東海・東南海・南海地域において、今後想定される南海トラフ地震を対象とした地下水等総合観測施設を整備するとともに、各観測施設における地下水位等の観測データを集約し、気象庁や防災科学技術研究所にリアルタイムでデータ提供を行う。【経済産業省】
- 対応が必要となる欠陥箇所・脆弱箇所を、対象建築物を破壊することなく高速かつ高性能に特定・把握するための診断・計測技術を開発する。【文部科学省】
- 陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2)、先進光学衛星 (ALOS-3)、先進レーダ衛星 (ALOS-4) により、国内外の大規模自然災害に対して、他国が実現していない高分解能かつ広域性 のある観測データを提供する体制を構築する。【文部科学省】 (その他)
- 「世界津波の日」及び「津波防災の日」などを活用して、国民の津波防災に関する意 識向上のため、普及啓発を推進する。【内閣府、外務省、関係省庁】
- 社会資本情報プラットフォーム・CIM の構築、現場を担う人材の確保等のあり方の検

討、人の立入が困難な災害現場でも迅速な調査・復旧が可能な災害対応ロボット等の開発・導入の推進及び施工効率の高い情報化施工の普及により、応急復旧等の迅速化に貢献する。【国土交通省】

- 災害現場における二次災害防止のための応急復旧工事の実施に際して技術的助言を行う。また、災害によって被災した河川、海岸、砂防設備、道路、下水道等の公共土木施設を復旧する災害復旧事業等を実施するに当たり、特に被害が集中した地方公共団体等に対して迅速に災害査定の効率化を実施する。「防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会」の提言を踏まえ、市町村の災害対応力の向上を図るため、防災関係研修等への受け入れや災害復旧等を行う際に役立つ情報を掲載したホームページの整備等、支援に向けた取組を推進する。【国土交通省】
- 河川管理施設・砂防施設・海岸堤防等の点検・診断等について、民間資格の登録制度 に基づき、資格を評価・登録する。【国土交通省】

#### 11. 環境

(自然生態系を活用した防災・減災の推進)

- 「グリーンインフラ」の効果に着目し、サンゴ礁、海岸部の森林、湿地、森林等に係る国内外の事例を収集して自然環境の有する防災・減災機能を定量的に評価・検証し、自然環境の保全・再生を推進する。【環境省】
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、国立公園満喫プロジェクト先行8 公園をはじめ、全国の34公園について、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進す る。【環境省】

(災害廃棄物・災害時の汚水の適正処理等に向けた体制の構築)

- 災害廃棄物対策指針に基づく、各地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定支援 等を行う。また、発災時において、その規模に応じた災害廃棄物処理実行計画の策定が 迅速に行えるよう事前の準備を促す。【環境省】
- 災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、図上演習等を活用し、地方公共団体等に おいて平時から職員への周知や研修を促す。【環境省】
- 市町村が整備する一般廃棄物処理施設に対する交付金等の支援措置により、災害による施設の長期にわたる機能停止を回避するとともに、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする体制を構築し、地域住民の安全・安心を確保する。【環境省】
- 全国各地で発生した災害廃棄物処理に関する実績を蓄積し、災害廃棄物の推計量算出 の精度向上等を図るとともに、災害廃棄物仮置場の確保や、二次災害防止のための処理 困難物対策の実施等の事前の備えを促す。【環境省】
- 浄化槽台帳システムについて、GIS 化の試行も踏まえ、災害復旧に対応した整備を促進するとともに、ICT 化の検討等による浄化槽システム全体の災害対応力を強化する。 【環境省】
- 全国の市町村の防災計画に定める防災拠点の施設において、老朽化した単独処理浄化 槽を集中的に撤去し、浄化槽への転換を積極的に実施する。【環境省】 (有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)
- 「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」に基づき、地方公共団体の事故対応マニュアル策定を支援する。【環境省】
- 大規模地震の発生が懸念される地域の鉱山集積場(鉱山で金属を採取した後に発生する重金属を含む残渣を集積処分する場所)について、技術指針に基づく適合性調査の結果を踏まえ、耐震性に問題のある緊急性の高い集積場の早期の対策を進める。【経済産業省】

(その他)

○ 鳥獣保護管理の担い手となる人材の育成・確保に向けたフォーラム開催などの普及啓発、鳥獣捕獲等を行う事業者の認定制度の活用、鳥獣種別の最新知見の収集及び都道府県等への情報提供等を行うとともに、都道府県の鳥獣の捕獲事業を支援する交付金事業について、捕獲従事者の捕獲技術向上等の取り組みに対する支援の強化を図り、鳥獣による森林等の荒廃化と、それに伴う水源涵養や国土保全機能の低下を防ぐ。【環境省】

#### 12. 土地利用(国土利用)

- 大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行う ための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として関係省庁及び地 方公共団体間で共有し、有効に活用されるよう周知等を行うとともに、九州北部豪雨に よる災害で講じられた施策の事例を収集し、ハンドブック・事例集について、改訂を行 う。【内閣府】
- 都市部に加え、大都市・地方拠点都市及び東日本大震災の被災地の地図混乱地域等に おける登記所備付地図作成作業を重点的かつ集中的に実施する。【法務省】
- 大規模災害の被災想定地域において、市町村等が土地境界を明確化するために実施する地籍調査を重点的に促進するとともに、官民境界を明確化する調査を国直轄で実施することにより、被災した場合における復旧・復興事業の迅速な実施を進めるとともに、被災前の防災事業を促進し、地域の防災・減災を推進する。【国土交通省】
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、 災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレー ニングなどの事前準備の取組を推進する。【国土交通省】

## (別紙1) プログラム及びプログラム共通的事項ごとの進捗状況

## 【個別プログラム】

#### 1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化等について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けたきめ細かな施策を推進している。特に、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する重点的な支援を推進している。また、天井脱落対策の重要性の啓発を行うなど非構造部材の耐震化を推進している。
- 相模トラフ沿いの巨大地震等を想定した長周期地震動の検討を進めている。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策の対象エリア内において新築する超高層建築物等について、設計用長周期地震動に基づく検証を求めることとした。さらに、同エリア内における一定の既存の超高層建築物等の改修等の支援を推進している。
- 熊本地震を踏まえた橋梁(ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路をまたぐ跨 道橋等)の耐震補強等、交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を進めている。また、新たな構造材 料、老朽化点検・診断技術に関して、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)と連携しつつ、長 期的な視点に立った研究、ドローン等を活用した点検技術等の開発、開発技術の現場試験を推進して いる。
- 緊急輸送道路における電柱の新設禁止や固定資産税の特例措置等により、無電柱化を推進した。
- 大規模盛土造成地マップの作成と公表、宅地の耐震対策、地下街の防災対策を推進している。
- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)について、老朽建築物の除却や建築物の不燃化、緑地・公園の整備による避難地の確保等、官民が連携して計画的な改善を推進している。また、感震ブレーカーの普及に向けた広報活動や、火災予防・被害軽減のための取組を推進した。
- 大規模地震・火災から人命を保護するため、救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組を 推進している。また、平成28年の糸魚川市大規模火災を踏まえ、大規模な火災につながる危険性が高 い地域を指定するとともに、それら地域に対して火災防御計画を策定すること等について助言を行っ た。

#### (重要業績指標)

- 【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅:79% (H20) →82% (H25) →91% [H30参考値] →95% [H32] →耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 [H37] 建築物:80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32]
- 【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 16% (H25) →16% (H28) →20% [H32]
- 【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 94%(H25)→概ね100%(H29)→概ね100%[H29]
- 【国交】大規模盛土造成地マップ等公表率 8%(H25)→52%(H29)→約54% [H30] →約70% [H32]
- 【国交】災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →15% (H28) →100% [H30]
- 【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,706ha (H28) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32]
- 【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30]

#### 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の施設の耐震化について は、順調に進捗している。
- 文化財である建造物や石垣の耐震診断、耐震対策について、その文化財的価値を損ねない範囲で現代工法の採用も踏まえて検討を進めた。
- 学校施設の吊り天井等の非構造部材の耐震対策を含む耐震化の早期完了に向けた取組や、老朽化対 策を推進している。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化等を実施している。

- 【国交】建築物の耐震化率 80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32] (再掲)
- 【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30] (再掲)
- 【厚労】社会福祉施設の耐震化率 86% (H25) →90% (H27) →95% [H30]

## 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 日本海溝・千島海溝地震の最大クラスの地震・津波の設定に向けた検討を進めている。また、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について検討し、とりまとめた。
- 〇 「『世界津波の日』2017高校生島サミット in 沖縄」の開催など国民の津波防災に対する意識向上の ための取組、津波防災地域づくり、火災予防・危険物事故防止等を推進した。
- 最大クラスの津波・高潮を想定した、津波災害警戒区域・高潮浸水想定区域の指定及びそれら区域 を踏まえたハザードマップ作成を促進するため、都道府県と市町村に対し、説明会、個別相談、技術 的支援を実施した。
- 南海トラフ地震震源域及び東北地方太平洋沖に整備した地震・津波観測網により、海溝型の地震・ 津波を即時に検知し、その情報をもとに発表される警報を、関係機関を通じて伝達するシステムについて適切に運用した。住民に確実かつ迅速に災害情報を提供する仕組みであるJアラートについては、防災行政無線やコミュニティ放送等、多種多様な情報伝達手段との連携を推進するとともに、訓練等を通じた点検等を実施した。また、南海トラフ西側の領域において、地震・津波の観測網に関する検討を進めている。
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難場所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化、官庁施設等の防災拠点機能の強化や海抜表示シートの設置などの対策を関係機関が連携して進めている。
- 大規模地震想定地域等において、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、海岸堤防等の計画 高までの整備及び耐震化等を進めている。
- 関係機関が連携して、防潮堤等のハードと、警戒避難体制等のソフトを組み合わせた対策を進めている。例えば、人口・機能が集積する大都市圏の湾域等の港湾において、粘り強い構造の防波堤の整備を進めるとともに、港湾関係者の津波避難計画の策定等の取組を進めた。また、津波等に対して脆弱性を有する漁業地域において、防波堤の耐津波化等を進めるとともに、市場等の漁港施設を活用した避難ルートの設定などの取組を進めた。
- 津波に対する被害軽減効果の高い「粘り強い海岸防災林」の整備を進め、これまでに造成された海岸防災林の機能の維持・強化に取り組むとともに、海岸防災林の健全な成長に向けた生育基盤盛土の造成に関する指針を策定した。この際、自然生態系の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう取組を進めた。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の統廃合や自動化、遠隔操作化等の推進とあわせて、 操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進した。

- 【国交】津波防災情報の区域数 13区域 (H25) →99区域 (H28) →171区域 [H30] →204区域 [H33]
- 【国交・農水】最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 (津波)0%(H26)→60%(H28)→100%[H32] (高潮)-(H26)→0%(H28)→100%[H32]
- 【国交】緊急地震速報の迅速化 (H22-26平均値24.4秒より) 0秒短縮 (H27) →0.5秒増加 (H28) →3秒 以上短縮 [H30] →5秒以上短縮 [H32]
- 【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37%(H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約40%(H27)→約69%[H32]
- 【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 45% (H25) →48% (H27) →60% [H33]
- 【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (河川) 約40% (H26) →約42% (H27) →約78% [H32] (海岸) 約43% (H26) →約52% (H28) →約82% [H32]

#### 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、平成27年の関東・東北豪雨災害、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害も踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組の中小河川への拡大も加速化するため、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会の昨年度改正した水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」への移行、国管理河川において浸水が想定される市町村すべてにおける避難勧告着目型タイムラインの策定、中小河川におけるホットラインの構築、要配慮者利用施設における避難体制構築への支援等、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進した。
- 平成29年9月に実施した全国の中小河川の緊急点検の結果を基に、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として、土砂・流木対策、再度の氾濫防止対策、低コストの危機管理型水位計の設置等を推進し、「水防災意識社会」を再構築するための取組をとりまとめた。
- 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方(報告)をとりまとめた。
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避する高規格堤防の整備、既設ダムの改良による機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等のハード対策と、土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、既設ダムの柔軟な運用等のソフト対策を組み合わせて推進している。
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設、砂防設備等及び下水道施設 の戦略的な維持管理を進めている。
- 想定しうる最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図及び同図に対応したハザードマップ 作成の手引き等により、各種ハザードマップの作成・普及をはじめとしたソフト対策を推進してい る。
- ダム再生をより一層推進するための方策を示す「ダム再生ビジョン」を策定し、具体的な方策を検討した。また、ダムの柔軟な運用について複数のダムで操作規則等の総点検を実施するとともに、ダム堤体のかさ上げや放流設備の増強等の施設の改良等による治水・利水能力の向上を推進した。さらに、都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を創設したほか、ダム再生のための技術・関係機関との諸調整・事業実施手続き等のダム再生に関する標準的な考え方をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を公表した。
- 排水機場等の土地改良施設の整備等によって地域排水機能を総合的に強化する制度を拡充するとと もに、農地浸水マップ作成ガイドラインの検討を進めた。

- 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(うち農地面積) Oha (H27) →約34万 ha (約28万 ha) [H32]
- 【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 約71% (H26) →約72% (H28) →約76% [H32]
- 【国交】大規模氾濫減災協議会の設置数 約37% (134/367) (H28) →約99% (350/351) (H29) →100% [H33]
- 【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のか さ上げ等を実施した区間の延長(国管理) 約11km(H27)→約184km(H28)→約1,200km [H32]
- 【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長 (国管理) 約7km (H27)→約541km (H28) →約1,800km [H32]
- 【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる 訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合 - (H26) →0% (H28) →100% [H32]
- 【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる 訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 0%(H27)→100%[H32]
- 【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →730市区町村 (H29) →730市区町村 [H32]
- 【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) →約58% (H28) →約62% [H32]

# 1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 熊本地震を踏まえた地震活動の見通しに関する情報の見直しや緊急地震速報の技術的改善等を含む 火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の提供体制の強化、予測精度の向上を推進した。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を強化した上で、条件不利地等における面的な間伐の支援等 により多様で健全な森林づくりを推進している。
- グリーンインフラの効果に着目し、自然生態系が有する防災・減災機能の定量的に評価する手法の確立や生態系を活用した防災・減災の進め方に係る普及啓発等を推進している。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査結果に基づき、訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりや土砂災害対策等を総合的に実施している。熊本地震による土砂災害に対しては無人化施工の導入等により二次災害防止対策を実施した。また、土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査について、約8割の箇所において完了するとともに、熊本地震の復旧工事において無人化施工機械のさらなる活用について検討を進めた。
- 各火山の個別課題の検討を行い各火山地域の取組を支援したほか、火山噴火警戒システムの整備による噴火警報の発表等の迅速化、噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き等を用いた研修の開催、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引き等を用いた研修の開催、大規模降灰時の対応策の検討等を行った。
- SAR 衛星データにより全国陸域の99の火山周辺の定期的な地殻変動の監視を行い、草津白根山等の 火山活動時の地殻変動情報の速やかな関係機関への提供を行った。
- 火山分野におけるデータ流通を進めるための基本的枠組みを取りまとめた。また、先端的火山観測、火山噴火予測、火山災害対策のための技術開発を着実に実施するとともに、草津白根山の噴火を踏まえた研究を進めた。また、次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトを実施し、火山災害の軽減に貢献する火山研究の育成を推進した。
- 火山防災対策推進ワーキンググループ及び総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を受けた対策を推進した。
- 農業水利施設の耐震化対策等を実施するとともに、ため池については、一斉点検等を踏まえた豪雨対策、耐震化等のハード対策を推進した。また、ため池の管理体制の強化や耐震照査等を支援するソフト対策を実施し、地域コミュニティの防災・減災力の向上を進めている。

#### (重要業績指標)

【内閣府】噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率 13% (H25) →26% (H28) →100% [H32] 【国交】土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 約42万区域 (H26) →約53万区域 (H28)

→約65万区域 [H31] 土砂災害警戒区域指定数 約35万区域 (H25) →約49万区域 (H28) →約63万区域 [H32]

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸 (H25) →約112万戸 (H28) →約114万戸 [H30]

【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約52% (H28) →約54% [H32]

【国交】要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 約37% (H26) →約 39% (H28) →約41% [H32]

【農水】耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合41%(H27)→55%(H28)→100%[H32]

【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 34% (H25) →65% (H28) →100% [H32]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H28速報値) →58千集落 [H30]

#### 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 毎月の地震活動の評価のほか、全国地震動予測地図、四国地域の活断層の地域評価、千島海溝沿いの地震活動の長期評価等を実施した。
- 地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化・多様化の推進、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進と視覚化の検討、ラジオ放送局の難聴地域解消・災害対策の実施、防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防・防衛等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、準天頂衛星システムを活用した地震、津波などの災害情報の配信や避難者の安否確認、避難所の開設情報等の提供の実証実験の実施等を推進した。
- 国管理河川における浸水が想定される市町村について、国と市町村が協力して避難勧告着目型タイムラインを策定した。
- 洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用し、洪水氾濫の危険性を住民へ周知する取組の対象エリアを全ての国管理河川(109水系)に拡大した。
- 中小河川等の沿川市町村による避難勧告等の発令が確実に行われるよう、各市町村の発令基準やタイムライン等の点検実施の支援を行うとともに、水害リスク情報等を共有した。
- 要配慮者利用施設において確実な避難体制を確保するため、避難計画の作成や避難訓練の実施を促進した。
- GPS 波浪計・海域の地震津波観測網による地震関連情報の提供、総合防災情報システム等の整備、準 天頂衛星システムの整備等、IT を活用した情報収集手段の高度化・多様化を促進した。
- 情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を促進した。

#### (重要業績指標)

【総務】 Lアラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →87% (H28) →100% [H30]

【総務】AM 放送局 (親局) に係る難聴地域解消のための中継局整備率 0% (H25) →64% (H28) →100% [H30]

【総務】Wi-Fi 環境の整備済み箇所数 約1.4万箇所(H28)→約3万箇所[H31]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32]

【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →730市区町村 (H29) →730市 区町村 [H32] (再掲)

## 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震 化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を推進した。
- 官民の自動車プローブ情報を、災害時の交通対策に活用するとともに、九州北部豪雨では、一般にも提供した。また、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制の整備を進めた。
- 災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入、天然ガスステーションの機能維持・強化やトラック事業者の BCP 策定、エネルギーセキュリティー(CNG 車両の普及)を推進した。
- 水道施設に関する耐震化計画等策定指針の周知等により、水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進した。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の普及促進に向け、地方公共団体の取組を調査し、情報共有した。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進した。
- 公的施設等の燃料備蓄や自家発電機の導入等を促進するとともに、公的施設・避難所等における燃料備蓄の必要性について普及啓発を実施した。
- 応急用食料の調達を確実にするため、食料・物資支援に係る訓練等や、災害時調達可能な品目、数量等を確認し、応急用食料の調達の実効性を検証した。
- 災害時に、支援物資の輸送・保管に民間の物流施設等を円滑に活用するための広域物資拠点開設・運営に関するマニュアルを周知するとともに、民間物流施設の地域防災計画への位置づけや、自家発電設備、非常用通信設備を備えた施設を広域物資拠点に選定することを推進した。また、南海トラフ地震の影響が想定される地域においては、関係者による支援物資輸送拠点の開設・運営に係る訓練を実施した。さらに、物流事業者における BCP の策定や、BCP に基づく訓練を推進した。

#### (重要業績指標)

- 【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフトー体として構築されている 港湾(重要港湾以上)の割合 31%(H26)→79%(H28)→80%[H32]
- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35% (H25) →39% (H28) →42% [H30参考値] →50% [H34]
- 【経産】都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率 (全国) 85% (H25) →87% (H27) →88% [H30参 考値] →90% [H37]
- 【農水】応急用食料の充足率 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【経産】社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31% (H25) →86% (H29) →100% [H30]
- 【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25) →100%(H28) →100%[H29]
- 【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H29]

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に推進した。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路・航路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進した。
- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海抜表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握・活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進した。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間と国が連携して緊急災害時対応供給体制整備調査を取りまとめ、応急用食料等の物資供給体制の充実及び国全体の備蓄及びその検証を推進した。また、震災対応マニュアル等に基づく訓練を行い物資支援の手順等の向上を図った。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、 施設の耐震化等の取組を推進した。
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害対策用ドローン(小型無人機)の導入、官民の 自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等により多様な 情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進した。

- 【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32]
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75% [H32]
- 【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H30]

## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進した。平成28年の糸魚川市大規模火災を踏まえ、大規模な火災につながる危険性が高い地域を確認・指定し、火災防御計画を策定すること等について助言を行った。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、TEC-FORCE、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進するとともに、首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画を策定した。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、自衛隊統合防災演習等を通じ、災害時における在日米軍司令部との調整要領等について検証を実施するなど、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について検討を推進した。
- 国と地方・民間企業等の連携による情報の相互利用をはじめ、統一した地図の有効活用など、災害 対策業務の標準化の取組を進めた。
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、災害対応業務の実効性を高めるための合同訓練等を明確な目標の下に実施した。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性の強化を推進している。また、消防救急デジタル無線の確実な運用、警察の無線中継所リンク回線の高度化、自衛隊のヘリコプター映像伝送装置の整備など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進した。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、官民の自動車プローブ情報の災害対応活用、信号機電源付加装置の整備を進めた。また、統合災害情報システムの活用などにより、関係省庁・関係自治体と災害情報の共有を進めるとともに、災害対応に必要な情報のデータベース化を各機関で進めた。

#### (重要業績指標)

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,694隊 (H25) →5,978隊 (H29) →6,000隊 [H30]

【国交】TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県 (H26) →44都道府県 (H28) →47 都道府県 [H32]

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H29) →100% [H30] (再 掲)

【警察】災害警備訓練施設の設置 0% (H25) →63% (H27) →100% [H30]

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85% (H25) →93% (H28) →95% [H30]

【総務】消防庁舎の耐震化率 84% (H25) →90% (H28) →95% [H30]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

## 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時に石油製品を円滑に供給するため、民間のタンクローリーによる燃料輸送が困難な場合を想 定し、地方公共団体、自衛隊等と連携した実動訓練を実施した。
- 地方公共団体を通じ、災害発生時にその機能を維持すべき医療施設等において、必要なエネルギー を確保するための燃料タンクや自家発電設備の設置を進めている。
- 道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を進めている。

#### (重要業績指標)

【経産】社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31% (H25) →86% (H29) →100% [H30] (再掲)

## 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 地方公共団体や民間事業者と連携し、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に 沿った行動の周知、訓練を行った。
- 官民協議会による都市再生安全確保計画・エリア防災計画等の作成や計画に基づくソフト・ハード 両面の取組を推進するとともに、県庁所在都市等の中心駅周辺地域を支援対象に追加して計画策定を 促進した。
- 一時滞在施設となる施設の指定等を進めるとともに、一時滞在施設となりうる学校や公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入態勢の確保を進めている。また、帰宅困難者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めている。
- 帰宅経路となる道路の災害対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、事前に 関係府省庁間の連携調整を行い推進している。
- 一斉帰宅に伴う混乱を避けるため、駅前対策協議会を通じて鉄道事業者が行う水・食料の備蓄等の 取組を促進している。
- 官民の自動車プローブ情報の災害対応活用、信号機電源付加装置等の整備を推進している。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の施設の耐震化等を推進している。

#### (重要業績指標)

【国交・内閣府】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11地域 (H25) →24地域 (H27) →45地域 [H30]

#### 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化を推進した。また、地方公共団体を通じ、災害発生時にその機能を維持すべき医療施設等において、必要なエネルギーを確保するための燃料タンクや自家発電設備の設置を進めるとともに、高効率給湯・空調設備等の導入により、福祉施設等の省エネ化を推進した。
- 大規模災害に備え、DMAT 及び DPAT を養成し、災害発生時に全国から迅速に医療・精神保健医療を提供できる体制の維持・強化を進めた。また、DPAT の養成体制及び活動内容について見直しを行った。
- 大規模災害発生時に、都道府県災害対策本部の下に「保健医療調整本部」を設置し、保健所、DMAT・DPAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチームとの窓口を設け、被害状況、保健医療ニーズに応じて、保健所等への派遣調整を行うことを取り決め、被災地に派遣される各種保健医療活動チームが適切に連携して活動できる体制構築を推進している。また、同本部に参画する災害医療コーディネーターの養成を行った。
- 災害急性期以降も被災者の健康状態が維持されるよう、災害時の保健所機能を高め、各種支援団体 の連携をマネジメントしながら健康支援に当たる体制の構築を進めた。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材 を派遣する仕組みとしての、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に向けた取組 を推進した。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所について周知に努めた。
- 支援物資や DMAT 等が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、斜面崩落防止、盛土補強、無電柱化、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めた。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など、道路啓開計画の実効性向上の取組を推進した。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、信号機電源付加装置等の整備等の推進により、救急搬送の遅延 の防止に努めている。
- 代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を進めている。
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、南海トラフ地震具体計画に基づく医療活動訓練等の中で、具体の被災地域で必要とされる医療モジュールについて検討し投入するなど、航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の機能強化に取り組んだ。
- 地域における医療に関する各種講習を充実させる取組を進めている。
- 被災地における医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保、医療資源(医療資機材、医療従事者等)の適切な配分がなされる仕組みの検討を推進した。

- 【厚労】DMAT 保有率 (基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上) 95% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) →45都道府県 (H29) →47都道府県 [H30]
- 【厚労】災害医療コーディネーター研修の修了実績(毎年、各都道府県より出席) 98% (H27) →100% (H29) →100% [H31]
- 【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →88% (H28) →89% [H30] (再掲)

### 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種法に基づく予防接種を促進するとともに、被災時に速 やかに消毒、害虫駆除等を実施できるよう、地方公共団体において備品の準備等を行い、災害が発生 した地域において、必要に応じて感染症法に基づく消毒等を適切に行った。
- 下水道施設の計画的な維持管理更新や危機管理能力の向上を図るため、下水道施設の情報を集約するシステム構築を進めた。また、下水道施設の長寿命化、耐震化及び耐津波化を進めるとともに、先進的な取組事例の発信等を通じ、下水道 BCP の策定を推進した。

#### (重要業績指標)

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

【厚労】法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 麻しん・風しん (1期) 96% (H25) →95% (H28) →95%以上 [毎年度]

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15% (H25) →約100% (H28) →約100% [H28]

#### 3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設被災状況等に係る情報を関係機関等と共有するとともに、情報伝達訓練を実施した。
- 矯正施設等について、耐震診断等を踏まえた耐震化を順次進めている。
- 治安の確保に必要な体制、装備資器材の充実強化を推進している。
- 九州北部豪雨において、警察と民間事業者がそれぞれ収集した自動車プローブ情報等から作成した 通行実績を含む交通情報を、一般に提供するとともに、交通対策にも活用した。また、災害発生時に おける混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置 の整備を推進するとともに、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を 確保できる環状交差点の活用を進めている。

#### (重要業績指標)

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施 0% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

【法務】矯正施設の耐震化率 72% (H25) →74% (H27) →76% [H30] →100% [-]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数(H27-32補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

## 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 九州北部豪雨において、警察と民間事業者がそれぞれ収集した自動車プローブ情報等から作成した 通行実績を含む交通情報を、一般に提供するとともに、交通対策にも活用した。
- 停電に伴う信号機の停止による道路交通の混乱を最小限に抑え、住民の避難路や緊急交通路を的確 に確保するため、信号機電源付加装置の整備を推進している。また、交通量等が一定の条件を満たす 場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を進めている。

#### (重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数(H27-32補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

#### 3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、各府省庁の業務継続計画について、見直しを行った。また各府省庁において、業務継続計画の評価を実施するとともに、同計画を検証するために首都直下地震を想定した訓練を行った。
- 各府省庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化・天井対策等、電力の確保、通信・情報システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進している。特に中央防災無線については、首都圏におけるバックアップを強化するとともに、新規指定公共機関(4機関)について中央防災無線網設備を整備した。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶等による機能不全を回避するため、道路の 災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高 潮対策、石油製品の備蓄増強、官庁施設周辺空間の適正な管理方の検討等を着実に進めた。
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関移転基本方針に基づき、 それぞれの移転に関する具体的な取組を実施している。

#### (重要業績指標)

【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率 全府省庁 (H27) →全府省庁 (H29) →全府省庁 [毎年度]

#### 3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方公共団体の業務継続体制の確保を図るため、市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模 災害時における地方公共団体の業務継続の手引き、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガ イドライン等を活用しつつ、地方公共団体の業務継続計画の策定、見直し及び実効性確保のための取 組の促進並びに災害時の応援協定の締結、防災スペシャリストの養成、データのバックアップ及び罹 災証明書の円滑な発行に資する住家被害認定の体制整備等により、業務継続体制を強化を推進した。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制に係る 訓練、関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を訓練の実施、被災者台帳の整備に係る支 援の実施等を推進した。また、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン(案)」のパブ リックコメントを実施した。
- 熊本地震を踏まえ、警察署、消防署をはじめ、防災拠点となる地方公共機関等の庁舎施設や通信施設等の耐震化を実施した。庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設の耐震化、老朽化対策(非構造部材、ライフラインを含む)等については、早期完了に向けた取組を推進した。
- 行政機関の機能を守るため、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に推進した。
- 被災市区町村が行う避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務や、災害マネジメントを支援 するため、全国の地方公共団体による一元的な応援職員派遣の仕組みとして、「被災市区町村応援職員 確保システム」を構築した。

### (重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 85% (H25) →92% (H28) →100% [-]

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率 15% (H25) →65% (H29) →100% [H35] 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率 33% (H25) →74% (H29) →100% [H36]

### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、首都直下地震対策大綱において首都中枢機関として位置付けられる中央省庁の情報通信システム(非常時優先業務に係るものに限る。)を対象として、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」により、各府省庁における情報通信システムの脆弱性対策を実施した。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、輻輳 等)を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、当該基準への適合性の自己確認を事業者に実施させて いる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、自家発電機の設置及び電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の災害対策を着実に推進している。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動を確実に実施できるよう、警察、自衛隊、 海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を進めている。

#### (重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則(総務省令)への適合 100%(H25)→100%(H28)→100%[毎年 度]

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25) →100% (H29) →100% [H30]

## 4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

○ 日本郵便(株)において、引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、BCP の実効性確保 等を進めた。

### 4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ 送信所の移転、難聴地域解消のためのラジオ中継局、FM 補完局、予備送信所の整備等の対策を実施す るとともに、臨時災害放送局用の送信機の配備、ケーブルテレビネットワークの光化等を進めてい る。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも多様なメディアを通じて災害情報の提供を行うことを可能と する基盤であるLアラートの加入促進及び全国的な総合訓練に取り組んでいる。
- 携帯電話等の通信手段の基地局を宇宙に設置可能とするための衛星技術の開発に向け、技術課題の 検証を進めるとともに、技術試験衛星9号機の開発に着手している。

### (重要業績指標)

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局 (親局) に係る災害対策としての中継局整備率 19% (H25) →73% (H28) →100% [H30]

【総務】 Lアラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →87% (H28) →100% [H30] (再掲)

## 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 企業連携型 BCP については、物流分野において、荷主と物流事業者が連携した BCP 策定のためのガイドラインを周知した。個別企業の BCP/BCM については、中小企業の BCP 策定運用指針及びガイドブック・事例集、並びに日本政策金融公庫による融資制度の普及や啓発により、策定を促進した。
- 平成30年1月に、東京湾における一元的な海上交通管制の運用を開始した。また、緊急確保航路における訓練や航路啓開計画の策定、災害に強い民間物流施設の整備促進、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速にマッチングするシステムの活用等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進した。
- 水害被害事例集・対策事例集等を作成し、事業所等の自衛水防に対する技術的支援を実施した。
- 地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して作成することとされている地方強靱化 BCP (仮称) の普及啓発のため、ワークショップを開催した。
- 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) 等において、自然災害に対するサプライチェーンのリスク低減に関する研究を行った。
- 企業の本社機能の地方移転・拡充を積極的に支援している。

#### (重要業績指標)

- 【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業:54% (H25) →60% (H27) →ほぼ100% [H32] 中堅企業:25% (H25) →30% (H27) →50% [H32]
- 【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率28% (H25) →69% (H28)→100% [H29]
- 【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0% (H25) →100% (H29) →100% [H29]

#### 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づき、被害情報収集・対策要請等の訓練を実施するとともに、訓練で生じた課題や優良事例を関係者間で共有し、体制のレベルアップを図った。また、系列 BCP の実効性向上を促すため、外部有識者による系列 BCP 格付け審査を継続するとともに、好事例の取組を業界内に共有する場を設定した。
- LP ガスの供給拠点である中核充填所への共通バーコードシステムの導入支援や、経年劣化したガス 管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する 等エネルギーの供給能力を強化した。
- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を推進している。また、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制の整備を推進している。
- 関係府省庁が連携し、被災地への燃料供給を円滑に行う体制を、訓練等を通じ確認した。具体的には、電力会社、自衛隊等が連携し、民間のタンクローリーによる燃料輸送が困難な場合等を想定した 自衛隊車両による電源車への燃料供給訓練などを行った。
- 災害時の混乱を少なくするため、住民向けの燃料供給拠点となる住民拠点 SS を新たに整備を行う等、地域におけるエネルギー供給拠点となるサービスステーション (SS) の供給能力の維持・強化を推進した。また、全国各地の中核 SS、住民拠点 SS において、災害時を想定した自家発電設備の稼働訓練等を実施するとともに、SS 過疎地において簡易計量機の設置に係る支援等を実施した。
- 総合防災訓練大綱に基づき、関係機関合同でエネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いたコンビナート防災訓練を実施した。
- 災害時の燃料等供給先の優先順位の考え方を事前に整理する観点から、災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD)の構築を促進した。

- 【経産】激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日 (H25) →1日 (H29) →1日 [H30] →1日 [H31]
- 【経産】SS の災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H26) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 47% (H26) →100% (H29) →100% [毎年日]
- 【防衛】訓練目的の達成率 0% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]

#### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 関係道府県への技術支援等を通じて、石油コンビナート等防災計画の見直しを促進した。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等地震・津波・高潮対策を推進した。
- 平成28年度末までに全ての石油タンクを耐震基準に適合させた。また、重要な既存の高圧ガス設備 の耐震強化に向けた対策を促進するとともに、小型モデルによる実験等により、南海トラフ地震が発生した場合の設備の健全性のシミュレーションを行い、余裕度を検討した。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう、資機材整備・訓練・研修を実施した。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を拡充し、災害対応能力の向上を図った。また、消防ロボットの試作機の性能検証を実施した。さらに、自衛防災組織向けの研修テキストを作成した。
- 系列 BCP の実効性を向上するため、外部有識者による系列 BCP 格付け審査や、好事例の取組を業界内に共有する場を設定した。また、各港の港湾 BCP 協議会への参画や、製油所が立地している港湾の港湾 BCP の策定等に必要な情報を提供するとともに、策定後の事前対策、訓練・教育等を実施した。

#### (重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →75% (H29) →100% [H30]

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 99% (H25) →99% (H27) →100% [H28]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の登録目標の達成 0部隊 (H25) →8部隊 (H29) →12部隊 [H30]

### 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 地方自治体における災害発生時の船舶活用を促進するためのセミナーを開催するとともに、「災害時の船舶活用マニュアル」策定等の取組を促進するため、災害時における船舶活用の強み弱み等を周知した。また、関係省庁と民間フェリー事業者等合同で、民間フェリーによる消防庁、防衛省の広域応援部隊の輸送を想定した図上訓練を行うなど、関係者間の連携・協力体制を確認した。
- 迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等について、関係機関が協力・連携して進めている。
- 臨海部防災拠点マニュアルの活用等により、陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震化や港湾 BCP の策定・見直し等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進している。

#### (重要業績指標)

【国交】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率 52% (H26) →67% (H28) →83% [H30] →100% [H32]

#### 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える 必要があることを企業の BCP 策定促進の機会等を通じて周知するとともに、災害時における物流を継 続するため「荷主と物流業者が連携した BCP 策定のためのガイドライン」を広く周知する等普及啓発 を行っている。
- 東西分断のリスクの評価に資する取組として、地震の揺れと津波による産業被害リスクの総合的な 評価手法の検討と、過年度に整備したサプライチェーンデータベースを活用し、産業集積地域の被害 が全国にもたらす影響評価を行っている。
- 非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるようにするため、道路啓開・航路啓開計画の実効性向上、雪寒対策を含む防災体制確保、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築、港湾 BCP の策定促進・見直し等の対策について、タイムラインを設定する等時間管理概念を持ちつつ、関係機関が連携して取り組んだ。
- 熊本地震を踏まえ、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施できる制度を創設した。
- 広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保のため、地震・津波に対応した早期復旧計画の策定等を進めている。
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保による複軸の交通ネットワークの構築に向けて、高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの整備等を進めている。平成30年3月には、新名神高速道路の川西 IC~神戸 JCT 間が開通したことで、大阪付近を東西に抜ける道路網の代替性が高まった。
- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、施設の耐震化、津波対策、予防保全措置等を進めている。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を進めている。

#### (重要業績指標)

- 【国交】道路による都市間速達性の確保率 49% (H25) →54% (H28) →約55% [H32]
- 【国交】港湾 BCP が策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した 訓練の実施割合 5% (H25) →39% (H28) →82% [H30] →100% [H31]
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75% [H32] (再掲)
- 【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H27) →約54% [H32] (再掲)
- 【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 94%(H25)→概ね100%(H29)→概ね100%[H29](再掲)

#### 5-6) 複数空港の同時被災

- 空港における地震・津波災害に対応した避難計画・早期復旧計画の策定を進めている。
- 「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方とりまとめ」に基づき、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保を図っている。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、空港等の施設の耐震化等を推進した。

- 【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H27) →7空港 (H29)→18空港 [H31]
- 【国交】広域的かつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数 0空港 (H27) →3空港 (H29)→8空港 [H33]

### 5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁による銀行業界横断訓練を実施するとともに、それぞれのBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施している。また、短期金融市場・証券市場・外国為替市場合同の市場BCP訓練や監督指針等に基づく金融機関の業務継続態勢のモニタリングなどを実施している。
- 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保、金融機関の店舗等の耐震化等を推進している。
- 九州北部豪雨、台風18号等による被災者に対する金融上の措置の要請等、金融機関に対する災害時 の要請を適切に実施した。

#### (重要業績指標)

- 【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 100%(H25)→100%(H29)→実効性を維持 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定 95%(H27)→99%(H29)→100%[H30]
- 【金融】①金融機関(全銀協正会員)のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98% (H25)→100% (H29)→100% [毎年度] ②全預金取扱金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 93% (H27)→98% (H29)→100% [-]
- 【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度] ②全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 95%(H27)→99%(H29)→100%[-]

#### 5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するための食品サプライチェーン全体の連携・協力 の強化のために、連携・協力体制に係る全国的なアンケート調査を実施し、食品サプライチェーン全 体を構成する事業者間による連携・協力体制を構築を推進した。
- 漁業地域の個別地域 BCP 策定のガイドラインの周知を行うとともに BCP 策定を推進した。
- 液状化対策技術の開発を含む生産基盤施設等の耐震照査・耐震化、既存施設の整備等によって地域 排水機能を総合的に強化する制度の拡充を含めた農村の災害対策の充実・強化、農村の災害対策、水 利施設の管理者向けの業務継続計画マニュアルを活用した BCP 策定、機能保全計画の策定等に資する 農業水利施設情報の蓄積・精度向上等を推進した。
- 地域コミュニティと連携した施設のリスク管理、突発事故への対応強化施策等の防災・減災力向上 のためのハード対策とインフラ長寿命化計画策定等のソフト対策を組み合わせた取組を推進した。
- 道路、港湾、空港等の物流インフラの耐震化等を推進した。また、輸送モード相互の連携、平時に おける物流コスト削減や、リードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流イ ンフラ網の構築に取り組んでいる。
- 卸売市場整備基本方針に基づき整備を進めるとともに、都道府県において、事業の採択に当たり、 国土強靱化地域計画との関連に配慮することを、関係通知に規定した。

- 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24% (H24) →68% (H28) →50% [H29]
- 【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された 漁港の割合 0% (H28) →30% [H33]
- 【農水】更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 0% (H27) →9% (H28) →約50% [H32]
- 【農水】農道橋 (延長15m 以上)・農道トンネル、林道橋 (延長4m 以上)・林道トンネルの機能保全計画 (個別施設計画) の策定割合 農道 9% (H27) →13% (H28) →100% [H32] 林道 11% (H27) →22% (H28) →100% [H32]
- 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(うち農地面積) Oha (H27) →約34万 ha (約28万 ha) [H32] (再掲)

## 6-1) 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 国内の主要な電気設備について、首都直下型地震や南海トラフ地震等大規模自然災害に対する耐性の評価を完了するとともに、国内の発電専用ダム334箇所について、レベル2地震動に対する耐性の評価を完了した。また、風力発電設備の健全性を長期的に維持するための定期検査制度を導入したほか、太陽光発電設備の標準仕様を作成した。
- 平成28年度末までに、全ての石油タンクを耐震基準に適合させた。
- 製油所において耐性総点検を踏まえた地震・津波対策、設備の安全停止対策、入出荷バックアップ 能力増強等を進めている。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した港湾 BCP の策定等に 必要な情報を提供するとともに、策定後の事前対策、訓練・教育等を実施した。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事等について、平成29年度に2基地完了し、国家備蓄基地全15基地の工事を完了した。また、石油ガスについての備蓄目標までの増強を達成するとともに、石油製品の国家備蓄の蔵置を維持した。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を拡充し、災害対応能力の向上を図った。また、消防ロボットの試作機の性能検証を実施した。さらに、自衛防災組織向けの研修テキストを作成した。
- 再生可能エネルギー等を活用した地産・地消型エネルギーシステムの計画策定や優良活用事例を発信する等、エネルギー供給源の多様化・分散化を促進した。

#### (重要業績指標)

- 【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →58% (H29) →84% [H30参考値] →100% [H31]
- 【国交】製油所・油槽所を考慮した港湾の BCP (港湾 BCP) 策定率 0% (H26) →73% (H28) →100% [H30]
- 【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度]
- 【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄目標達成率 56% (H25) →100% (H29) →100% [H29] →100% [毎年度]
- 【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の登録目標の達成 0部隊 (H25) →8部隊 (H29) →12部隊 [H30] (再掲)

## 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 耐震化計画等策定指針の周知等により、上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、 都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制の確保・周知等を 推進している。
- 雨水・再生水利用施設に関する導入事例や調査研究情報の調査、地方公共団体の雨水の施策に関するフォローアップ調査等を実施し、地方公共団体等に情報共有することにより普及啓発を図った。

- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35% (H25) →39% (H28) →42% [H30参考値] →50% [H34] (再掲)
- 【経産】工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針を活用した更新計画策定率 13% (H25) →39% (H29) → 50% [H30]

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して、下水道施設の耐震化を進めるとともに、先進的な取組事例の発信等を通じ、下水道 BCP の策定を推進した。
- 農業集落排水施設の耐震化等を着実に推進するため、改訂した「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き(案)」を周知するとともに、計画的な機能診断及び個別施設計画の策定を推進した。
- 浄化槽について、合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、既存の浄化槽台帳と連携が可能な浄化槽台帳システムの試行的導入を促進した。
- 汚水処理施設の耐震化等とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を進めている。

### (重要業績指標)

- 【農水】農業集落排水施設の機能診断の実施率 48% (H25) →58% (H28) →100% [H32]
- 【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15% (H25) →約100% (H28) →約100% [H28] (再掲)
- 【国交】災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44% (H25) →約48% (H28) →約60% 「H32]
- 【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数 79自治体 (H25) →105自治体 (H28) →110自治体 [H30] →130自治体 [H32]

## 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震・津波・水害・土砂災害・雪害対策、治山等 を推進している。また、地域防災計画等において緊急輸送道路や避難路の迂回路なっている農林道等 について、その実態を調査し、関係者間での情報共有を進めた。
- 官民の保有するプローブ情報を、熊本地震を始めとする災害時の交通対策に活用した。また、鉄道 の運転再開のための取組として、地震発生時における乗客の避難誘導に関する取組状況を確認し、必 要に応じ、指導を行った。
- 災害により被災した自動車ユーザーに対し、諸手続等の相談を実施した。

#### (重要業績指標)

【農水】農道橋(延長15m 以上)・農道トンネル、林道橋(延長4m 以上)・林道トンネルの機能保全計画 (個別施設計画)の策定割合 農道 9%(H27)→13%(H28)→100%[H32] 林道 11%(H27) →22%(H28)→100%[H32](再掲)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32] (再掲)

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →68% (H28) →75% [H32] (再掲)

【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H28) →7空港 (H29)→18空港 [H31] (再掲)

#### 6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・再生水等の水資源の有効活用、土地改良区等の施設管理者の BCP 策定の支援等を推進している。
- 気候変動に対応した将来の渇水による影響を評価し、渇水による被害軽減方策の行動計画である渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン (案) を作成した。また、代替水源となる地下水について、地域の実情に応じた地下水マネジメントの取組を推進した。

#### 7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備に取り組むとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進している。また、消防団、自主防災組織の充実強化、DMAT の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて横断的に推進している。
- 密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるため、空き地等における緑地の整備 (みどりの防災・減災)を支援し、推進している。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著し く危険な密集市街地(5,745ha)について、老朽建築物の除却、建築物の不燃化等、官民が連携して、 計画的な改善を推進している。
- 官民の自動車プローブ情報の災害対応活用、信号機電源付加装置等の整備を推進している。

#### (重要業績指標)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,706ha (H28) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32] (再掲)

## 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施した。また、被 災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を推進した。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・ 津波対策等を推進した。
- 自然環境の有する防災・減災機能を定量的に評価する手法の研究を進めるとともに、防災・減災機能を有する自然・生態系の保全のための体制構築を進めた。
- 災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の確保に向けて、関係機関による合同訓練を 実施する等地域特性に応じた連携を強化した。
- 港湾の高潮対策の推進を目的とした「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」 をとりまとめるとともに、気象情報等を契機として予め取るべき防災行動を整理したフェーズ別高潮 対応計画を三大湾において策定した。

#### (重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →75% (H29) →100% [H30] (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →58% (H29) →84% [H30参考値] →100% [H31] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37%(H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約46%(H28)→約69%[H32](再掲)

#### 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進している。また、耐震診断義務付け対象建築物の改修補助制度の期間延長、制度拡充等により、沿道建物耐震化の取組を充実強化している。
- 災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進している。
- 陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) について的確に運用し、熊本地震や平成28年台風第10号等において政府や地方公共団体の災害対応へ活用されている。また、先進光学衛星 (ALOS-3) の開発を進めるとともに、先進レーダ衛星 (ALOS-4) の開発に着手した。
- 官民の自動車プローブ情報の災害対応活用、信号機電源付加装置等の整備を推進している。また、 交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用 を進めている。

#### (重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →444台 (H28) →約2,000台 [H32] (再掲)

### 7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池は築造年代が古く、災害時に下流の住宅や公共施設等に影響を与えるリスクが高いため、ため池一斉点検の結果に基づき、優先度が高いため池を中心に詳細調査を実施するとともに、必要に応じて対策を講じている。また、国及び水資源機構管理ダムにおけるダム管理用水力発電の導入を推進した。
- 関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害防止、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード対策と、各種ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進した。

### (重要業績指標)

【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 34% (H25) →65% (H28) →100% [H32] (再掲)

#### 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を実施した。また、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体において地域の実情を踏まえた対応を進めた。
- 高圧ガス等の漏えいを防止するため、重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化を進めるとともに、小型モデルによる実験等により、南海トラフ地震が発生した場合の設備の健全性のシミュレーションを行い、余裕度を検討した。また、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場を管理する地方公共団体に対策の検討を要請した。

### (重要業績指標)

【経産】耐震化を行った鉱山集積場の数 0% (H26) →33% (H29) →33% [H30]

## 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理について、効果を評価しつつ、取組を推進した。また、農泊の推進策を創設するなど、地域資源を活用した都市と農村の交流等を支援することで、地域コミュニティの維持・活性化を促進した。
- 山地災害危険地区の調査精度を向上させるため、新たな調査要領に基づき、山地災害危険地区の再調査を実施するとともに、近年の自然災害の発生状況を踏まえ、その後の降雨等による二次災害防止に向け、崩壊危険箇所の調査、既存治山施設の機能維持に必要な土石の除去、監視装置の設置等の緊急的な対応等を行う激甚災害対策を強化・推進した。九州北部豪雨による流木災害等の発生を受け、効果的な治山対策のあり方を検討し、中間取りまとめを公表した。また、山地災害危険地区等について緊急点検を実施し、緊急的・集中的に流木対策が必要な約1,200地区を抽出した。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティ機能強化、多面的機能の発揮のための 条件整備支援、森林境界明確化の促進等の施策を充実し、地域コミュニティと連携した森林の整備・ 保全活動を推進した。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を強化した上で、条件不利地等における面的な間伐や主伐後の再造林等を進めた。また、CLT(直交集成板)の活用を「公共建築物における木材の利用の推進に関する基本方針」へ位置づける等、CLT等の普及・利用拡大に向けた取組を進めた。
- 自然生態系の有する防災・減災機能を維持するため、登山道等の公園施設の整備・長寿命化対策を 実施した。

#### (重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →70% (H28) →78%以上を維持(事業を実施しない場合は約56%に低下する見込み)[H30]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H28速報値) →58千集落 [H30] (再掲)

#### 7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- JNTO (日本政府観光局) のウェブサイト等を通じた、訪日外国人旅行者へ向けた災害等に関する正確な情報発信を行っている。九州北部豪雨、平成30年1月の草津白根山噴火についても JNTO のウェブサイトを通じた情報発信を行った。
- 震災対応に係る銀行業界横断訓練、短期金融市場・証券市場・外国為替市場合同の防災訓練を実施 した。

#### (重要業績指標)

【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% [毎年度] (再掲)

【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H29) →100% 「毎年度」(再掲)

【金融】①金融機関(全銀協正会員)における BCP の策定 100% (H25)→100% (H29)→実効性を維持 ②全預金取扱金融機関における BCP の策定 95% (H27)→99% (H29)→100% [H30] (再掲)

## 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物仮置場の確保や、災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、災害廃棄物対策指針等に 関する説明会や、D. Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク)からの講師派遣、熊本地震を踏ま えた災害廃棄物処理計画策定のためのモデル事業及び得られたノウハウの展開等を実施した。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備の設置等災害時に自立稼働が可能なごみ焼却施設の整備を促進している。
- 「リサイクルポート施策の高度化研究会」を開催し、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理等を推進するための検討を進め、「リサイクルポート施策の高度化に向けた今後の取組」をとりまとめた。
- 災害廃棄物の鉄道輸送に資する機関車・コンテナ貨車の更新等を行った。その結果、平成29年度末までに、旧国鉄から承継した老朽化コンテナ貨車について、大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車への更新が完了した。

#### (重要業績指標)

【環境】仮置場整備率 42% (H26) →45% (H28) →70% [H30]

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27% (H25) →20% (H28) →50% [H30]

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率(市町村) 9% (H26) →21% (H28) →60% [H30]

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発(都道府県) 9%(H25)→45%(H28)→80% [H30](市町村) 2%(H25)→8%(H28)→60%[H30]

【環境】有害物質把握実施率 23% (H26) →46% (H28) →100% [H30]

# 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成に取り組むとと もに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善、入札方法の改善に取り組んでいる。
- 無人化施工など実用性の高いロボットの、国が実施する工事の直轄現場等での活用促進、CIM (Construction Information Modeling)の順次導入など、ICT 等を活用した技術の開発、定着に取り組んでいる。また、災害対応やインフラ点検等におけるロボットやドローンの性能を評価するための基準を策定するとともに、日本発のルールで開発競争が加速する仕組みの構築に取り組んでいる。
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、災害が発生した際の復興課題を事前に 把握する復興まちづくりイメージトレーニングを、地方公共団体と協力して取り組んだ。また、H28糸 魚川大規模火災からの復興まちづくり計画の策定過程等の経験から得た知見を、被災後の対策や事前 対策に生かす取り組みを行った。
- 道路啓開計画の策定を推進している。

## 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要なコミュニティ力の構築を促進した。国においては、訓練、住民参加による防災計画づくり、地域交通網確保策の推進等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させるとともに、訓練を通じ、関係府省庁、地方公共団体等の連携を強化した。
- 地域コミュニティ力の強化につながる地方における安定した雇用の創出、地方への新しいひとの流れをつくる等し、地域経済・産業、人口等の維持・活性化のための地方創生の深化に向けた取組を推進した。
- 復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの復興事前準備の取組を推進した。また、復興事前準備の取組や手法、効果等をまとめた市街地復興のための事前準備ガイドラインを作成した。
- 糸魚川大規模火災からの、復興まちづくり計画の策定過程等の経験をもとに、「今後の復興まちづくり計画の考え方」を公表するとともに、被災後の対策や事前対策として全国防災に生かすため、地方公共団体に対し周知を図った。
- 警察等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進した。また、新たな基準に基づく訓練に取り組んだほか、地域の特性や実災害を踏まえた想定による実戦的訓練を実施し、部隊の技術向上を図った。

#### 8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 東海道新幹線をはじめ、新幹線の構造物の健全性を維持向上させるため、計画的に大規模改修工事 を進めている。
- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、施設の耐震化、津波対策、予防保全措置等を進めている。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を進めている。
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保のための複軸の交通ネットワークの構築に向けて、高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの整備等を進めている。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して大規模自然災害の被災想定地域において重点的に地籍調査を推進するとともに、大都市、被災地等において重点的に登記所備付地図を作成している。また、国が南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地方公共団体による地籍図等の整備を積極的に推進している。
- 電子基準点の故障・停止を未然に防ぎ、安定的な運用を保つため、機器更新等その機能の最適化を 実施した。また、南海トラフ地震による津波被害が想定される海岸域等において、電子国土基本図の 主要な公共施設等の情報の更新、全国活断層帯情報等の防災地理情報の整備・更新等を行うととも に、その統合的な検索・閲覧・入手を可能とした。災害発生時には、緊急撮影等により現地の被災状 況を迅速に把握し、関係機関へ提供した。

#### (重要業績指標)

- 【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →77% (H28) →81% [H32] (再掲)
- 【国交】地籍調査進捗率 51% (H25) →52% (H28) →56% [H30参考値] →57% [H31]
- 【国交】南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査未実施地域に おける官民境界情報の整備率 23% (H26) →54% (H28) →83% [H30参考値] →100% [H31]

## 8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報の整備を進めた。
- 陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) を運用するとともに、大規模自然災害に関する詳細なデータの提供に向け、先進光学衛星 (ALOS-3)、先進レーダ衛星 (ALOS-4) 等の開発を進めた。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を推進している。

#### (重要業績指標)

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる 訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合 - (H26) →0% (H28) →100% [H32] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37%(H26)→約47%(H28)→約75%[H32] (海岸)約39%(H26)→約46%(H28)→約69%[H32](再掲)

## 【プログラム共通的事項】

#### 1. リスクコミュニケーション

- 11月5日の「世界津波の日」及び「津波防災の日」の関連イベント等の開催、津波防災に関する教 材等の充実、研修等の津波防災に対する意識向上の取組を推進した。
- 学校の授業で活用するための国土強靱化に関する副読本について、全国の希望のあった学校等に配布するとともに、国土強靱化関連イベント等において活用した。
- 国土強靱化地域計画策定に係るガイドラインの改訂を行うとともに、国土強靱化地域計画策定モデル事業や出前講座の実施、説明会の開催等により地域計画の必要性や策定手法の周知を行った。
- 国土強靱化に関する情報についてホームページ、SNS を活用して内容を充実するとともにタイムリーな情報提供を行った。
- 各地域で活動している国土強靱化に関する多様なコミュニティが共創する活動交流の場を構築し、 SNS を活用した交流やワークショップの開催等により取組を促進した。
- 国土強靱化に資する民間の主体的な取組を促進するため、民間における事業継続の取組等に積極的に取り組んでいる民間企業等を第三者が評価・認証する「国土強靱化貢献団体認証制度」の普及を促進するとともに、民間の取組事例集、国土強靱化に資する民間の取組に対する促進施策集、BCP 普及のためのノウハウ集を作成公表した。また、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が先導的な地方自治体や民間企業等を表彰するジャパン・レジリエンス・アワードに国土強靱化地域計画賞を新設するなど、民間団体等と連携し国民の意識を高める活動を促進した。
- 学校の実情や児童生徒等の実態に応じた防災を含む学校安全の取組を推進するため、拠点となる学校での実践・成果を共有するとともに、学校間や家庭、地域、関係機関との連携の中心的な役割を担う中核となる教員等を中心とした、組織的取組を支援した。また、地域コミュニティによる自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進した。

(指標) 【共通】国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 (都道府県)策定済み 3道県 (H26)  $\rightarrow$ 45都道府県 (H30) 検討着手 28都府県 (H26)  $\rightarrow$ 2県 (H30) (市区町村)策定済み 2市 (H26)  $\rightarrow$ 74市区町村 (H30) 検討着手 11市区町 (H26)  $\rightarrow$ 52市町村 (H30)

#### 2. 老朽化対策

- インフラ長寿命化基本計画に基づきインフラ長寿命化計画(行動計画)の策定を財政的支援、技術 的支援を充実しつつ推進した。
- 「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」で整理された 交付金・補助金等も活用しつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新を進めた。
- 地方自治体等の公的機関で採用可能な技術として認識される仕組み作りとして、SIP 開発技術に対する技術認証制度を開始し、国交省との連携による現場での試験運用を通じた検証を推進した。3次元地図共通プラットフォームのプロトタイプ構築を進め、SIP 終了後の運用先としてG空間情報センターに決定し連携を開始した。地域実装支援チームにより、SIP 開発技術に対する実構造物を利用した現場検証試験を推進した。
- 維持管理分野における民間技術者資格登録制度の検証・必要に応じた改善を含む社会資本の維持管理・更新等の現場を担う技術者の確保・育成等に必要な体制や制度の整備を進めた。

(指標)【共通】インフラ長寿命化計画(行動計画)策定割合 (国) 53.8% (H26) →100% (H27) →100% [H27] (地方公共団体) 4.2% (H26) →24.7% (H27) →100% [H28]

#### 3. 研究開発

- 国土強靱化に資する以下の研究開発・技術開発等を推進した。 被害状況推測手法、地震・津波・火山等の観測・予測手法及び「首都圏を中心としたレジリエンス 総合力向上プロジェクト」により官民連携による防災ビッグデータの収集・整備、長周期地震動を含 む耐震・耐津波性等の評価に関する手法・基準、耐震化・耐津波・長寿命化に資する構造材料・設計 技術・点検・診断・モニタリング技術、自然環境のもつ防災・減災効果を活用し国土強靱化を進め る、いわばグリーンレジリエンス(仮称)の評価と平時の利活用に関する技術、大規模災害に対応す る車両・ロボットやドローン、資機材、プローブ情報を始めとする地理空間情報の活用、衛星による 測位・情報通信の高度化、次世代社会インフラ用をはじめとするロボット技術及びその適切な利活
- 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が 連携し、レジリエントな防災・減災機能の強化、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプロ グラムにおいて、研究開発及びその社会実装を着実に推進した。
- 注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、( )内の年度末時点、または翌年度当初に把握されているものである。
- 注2) 年度が[]で示されている値は、重要業績指標の目標値である。

用、研究成果のデータベース化と活用、火山研究者の育成 等

- 注3) 目標値の年度が「一」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。
- 注4) プログラム共通的事項に係る推進方針における指標は、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果 (平成26年4月 国土強靱化推進本部)に示された重要業績指標とは別に、各共通的事項の進捗状況を 定量的に把握するため、設定しているものである。

## (別紙2)変更した重要業績指標(KPI)について

変更した重要業績指標(KPI) 総括表

	AP2015	AP2016	AP2017	AP2018
重要業績指標の追加	3	6	3	0
重要業績指標の変更等	10	25	11	0
指標名・目標年度・目標値の変更 (指標の定義・集計方法の変更を伴わないもの)	5	10	5	0
重要業績指標の削除	3	5	0	0

【参考】アクションプラン2015・2016・2017において変更した重要業績指標(KPI)について

## 重要業績指標の追加

変更年	プログラ ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
2015	1 – 4)	農水	農業用排水機場の整備等により湛水被害の生じるリスクを軽減する面積
2016	1 – 4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災の ための取組を河川管理者と一体になって推進している自治体数
2016	1 – 4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水を安全に流すため のハード対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長(国管理)
2016	1 – 4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長(国管理)
2016	1 – 4)	国交	国管理河川におけるタイムラインの策定数
2015	1-5)	国交	土砂災害警戒区域指定数
2016	1-5)	国交	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
2015	2-3)	総務	消防庁舎の耐震化率
2016	3-4)	内閣府	南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策 定率 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率
2017	1-6)	総務	Wi-Fi 環境の整備済み箇所数
2017	2-6)	厚労	南災害医療コーディネーター研修の修了実績
2017	1-3)	国交	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域 等における河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)

## 重要業績指標の変更等

		1	
変更 年	プログラ ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
2016	1-3)	国交	津波防災情報の区域数
2016	1-3)	国交 農水	最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民 の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した 市区町村の割合
2016	1-3)	国交	緊急地震速報の迅速化
2016	1-3)	国交 農水	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域 等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
2016	1-3)	国交 農水	南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
2016	1 – 4)	国交	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川 の整備率(国管理区間)
2016	1 – 4)	国交	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災 意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町 村の割合
2016	1 – 4)	国交	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災 意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町 村の割合
2016	1 – 4)	国交	下水道による都市浸水対策達成率
2016	1 – 5)	国交	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数   土砂災害警戒区域指定数
2015	1-6)	総務	Lアラートの都道府県の運用状況
2016	1-6)	警察	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32 補助事業)
2016	2-1)	国交	災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフトー体と して構築されている港湾(重要港湾以上)の割合
2016	2-1)	経産	都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国)
2016	2-2)	国交	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
2016	2-3)	国交	TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数
2015	2-6)	厚労	DMAT 保有率 (基幹災害拠点病院 2 チーム以上、地域災害拠点病院 1 チーム以上)
2015	2-7)	厚労	感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合
2015 2016	3 — 1)	法務	矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築 並びに訓練の実施
2016	3-3)	内閣府 各府省庁	各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率
2015	5-2)	経産	激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数
2015 2016	5-2) 5-4)	経産 国交	災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 │ 航路標識のLED灯器の耐波浪整備率
2016	5-4)	国交	航路保護のモビリカ番の耐波浪釜偏率   国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数
2016	5-6)	国交	国官性主心にのける地震・洋波に対応する主制後に計画の東定主心数 広域的かつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数
2016	5-7)	金融	① 金融機関(全銀協正会員)における BCP の策定 ② 全預金取扱金融機関における BCP の策定
2016	5-7)	金融	<ul><li>① 金融機関(全銀協正会員)のシステムセンター等のバックアップサイトの確保</li><li>② 全預金取扱金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保</li></ul>
2016	5-7)	金融	銀行業界における横断的訓練の実施 三市場合同の横断的訓練の実施
2016	5-7)	金融	<ul><li>① 金融機関(全銀協正会員)におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置</li><li>② 全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置</li></ul>

変更	プログラ		
年	ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
	<u> </u>		
2015	5-8)	農水	
0045	>	+m 1+	とした点検・診断の実施割合
2015	6-3)	環境	災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数
2016	6-3)	国交	災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率
2015	7 – 5)	経産	耐震化を行った鉱山集積場の数
0017	1 0)	# -1.	防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率
2017	1 – 3)	農水	(H29 漁港長計ベース)
2017	1-4)	国交	大規模氾濫減災協議会の設置率
2017	1-4)	農水	湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(うち農地面積)
0017	4>	# -1.	耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化
2017	1 – 5)	農水	計画の策定割合
0047	`		港湾 BCP が策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、
2017	5-5)	国交	関係機関と連携した訓練の実施割合
22.47		-#- 1	水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回
2017	5-8)	農水	復体制が構築された漁港の割合
2017	5-8)	農水	更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合
			農道橋(延長 15m 以上)・農道トンネル、林道橋(延長 4m 以上)・林道
2017	5-8)	農水	トンネルの機能保全計画(個別施設計画)の策定割合
2017	5-8)	農水	(再掲)湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(うち農地面積)
2017	6-1)	国交	製油所・油槽所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾 BCP)策定率
2017	7 – 4)	農水	ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合

## 重要業績指標名・目標年度・目標値の変更(指標の定義・集計方法の変更を伴わないもの)

変更年	プログラ ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
2016	1 – 1)	国交	住宅の耐震化率
2016	1 – 1)	国交	市街地等の幹線道路の無電柱化率
2016	1 – 1)	国交	大規模盛土造成地マップ等公表率
2015	1-5)	内閣府	噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率
2016	1-5)	国交	重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率
2016	1-6)	総務	AM 放送局(親局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率

変更年	プログラ ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
2015	2-1)	経産	都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国)
2015	2-1)	経産	社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率
2016	2-2)	国交	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率
2016	2-3)	警察	災害警備訓練施設の設置
2015	5-2)	経産	SS の災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施
2015 2016	5-5)	国交	道路による都市間速達性の確保率
2016	8 – 4)	国交	地籍調査進捗率
2016	8 – 4)	国交	南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地 籍調査未実施地域における官民境界情報の整備率
2017	1-6)	総務	Lアラートの都道府県の運用状況
2017	2-1)	国交	広域的支援物資輸送訓練実施箇所率
2017	2-3)	総務	消防庁舎の耐震化率
2017	2-6)	厚労	都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数
2017	5-1)	国交	特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率

## 重要業績指標の削除

変更年	プログラ ム番号	府省庁	重要業績指標(KPI)
2016	1-6)	国交	地震の規模等の提供に要する時間
2016	1-6)	国交	外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数
2016	1-6)	総務	全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備率
2015	3-3)	各府省庁	政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況
2015	3-3)	各府省庁	業務継続のために必要な発電用燃料の充足度(各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること)
2015	3 – 4)	環境	全国の 47 都道府県及び 20 政令指定都市における防災拠点等への再生可能 エネルギー等導入に係る事業計画の策定
2016	4-1)	国交	デジタル無線機の整備進捗率
2016	6-1)	経産	製油所の非常設備の3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備)導入割合

## (別紙3)

## 統合進捗指数(IPI)の設定について

国土強靱化基本計画の着実な推進を図るため、これまで、個別施策毎の指標の設定及びプログラム毎の重要業績指標(KPI)の設定を行ってきた。しかしながら、プログラム全体の進捗状況の把握及びプログラム間の進捗の比較が困難であるという課題が存在する。

このため、プログラムごとに、設定されている全ての個別指標を活用した統合進捗指数 *IPI* (*Integrated Progress Index*) を試行導入することとする。IPI は、現状の達成度 (IPI ストック相当) と計画期間内の進捗率 (IPI フロー相当) を同等 (1:1) に評価するとともに、それぞれの個別施策についても同等に評価するように設定する。

## (IPI の定義)

個別施策ごとの Ipi

i) 指標値が向上していく性質の施策の場合 *Ipi* = X<sub>t</sub>/X<sub>30</sub> \* 50 + (X<sub>t</sub>-X<sub>25</sub>)/(X<sub>30</sub> - X<sub>25</sub>) \* 50

ii) 指標値を一定(100%)に維持するべき性質の場合*Ipi* = X<sub>t</sub>/X<sub>20</sub> \* 100

 $X_t$ : t 年度の実績値  $X_{20}$ : 平成 30 年度の目標値  $X_{25}$ : 平成 25 年度の基準値

プログラムごとの IPI

$$IPI = \sum_{i=1}^{n} \frac{Ipi}{n}$$

### (IPI 算出のイメージ)

		基準年/基準値(%)	実績年/実績値(%)	目標年/目標値(%)	
伊山花笠	+6+=	AP2014	AP2015	X <sub>30</sub>	
個別施策	指標	X <sub>25</sub> (25 年度基準値)	X <sub>26</sub> (26 年度実績値)	(30 年度目標値)	
施策 A (継続)	〇〇の整備率	10	30	80	
施策 B (新規)	〇〇の公表率	0	20	100	
施策 C(継続)	〇〇の実効性の維持	100	100	100	
施策 D (継続)	〇〇の耐震化率	90	91	95	

施策 A: Ipi = 30/80 \* 50 + (30 - 10) / (80 - 10) \* 50 = 18.7 + 14.3 = 33

施策 B: Ipi = 20/100 \* 50 + (20 - 0) / (100 - 0) \* 50 = 10 + 10 = 20

施策 C: *Ipi* = 100/100 \* 100 = 100

施策D: Ipi = 91/95 \* 50 + (91 - 90) / (95 - 90) \* 50 = 48 + 10 = 58

よって、統合進捗指数 IPI = (33+20+100+58) / 4 = 53

(参考1) 重点化プログラムに係る工程表 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

	重要業績指標		在宅・建築物の耐震化薬 (在宅:79%(H20)→82%(H25)→91%[H30参考 (重)→95%(H32)→耐震性を有しない住宅ストックを 概な解消[H37] 建築物:80%(H20)→85%(H25)→92%[H30参 考値]→95%[H32]					
	2019年度以降	・日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震の最大ケラスの祖定地 震動・薄波の設定を踏まえた被 青樹定・対策の検討、とりまとめ を実施	・不特定多数の者が利用する 建築物の耐震改修等に対する 支援を推進 ・防災拠点となる建築物の地震 対策に対する支援を推進 ・住宅耐震化に向けた総合支 援メニューの推進	策を促進	・引き続き、耐震化等の早急な完了に向け、講習会や個別にアリン グなど、指導・助言的支援等を実施	- 係る支援等を実施	・引き続き、専門家による相談体制等の整備を実施するとともに団地型マンションの円滑な建替えを促進するための仕組みを検討	・相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の超高層建築物等への影響と対策を検討 ・既存の超高層建築物等の長周期地震動に対する構造安全性の 検証を促進
死傷者の発生	2018年度	・日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震の最大ウラスの想定地 震動・津波の設定を踏まえた被 書想定・対策の検討	・耐震診断義務付け対象建築 物の耐震は衛等に対する重点 的・緊急的な支援措置を推進 ・防災拠点となる建築物の地震 対策に対する支援を強化 ・地方公共団体を対象とした住 モ耐震化を総合的に支援する メニューの創設	・引き続き、既存天井の脱落対策を促進	・引き続き、耐震化等の早急なう ケなど、指導・助言的支援等を3	・引き続き、耐震化の整備推進に係る支援等を実施	·引き続き、専門家による相談体制等の整備を実施するとともに 地型マンションの円滑な建替えを促進するための仕組みを検討	・相模トラフ沿いの巨大地震によ 等への影響と対策を検討 ・既存の超高層建築物等の長盾 検証を促進
における火災による死傷者の発生	2017年度(成果)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震の最大クラスの想定地 震動・津波の検討を実施	·耐震診断義務付け対象建築 物の耐震改修等に対する重点 的,緊急的な支援措置を推進 ·耐震改修促進法の的確な運 用,耐震影形,改修に係る情報 提供等を実施 ·住宅の耐震改修等に対する重 点的な支援を推進 ,防災拠点となる建築物の地震 対策に対する支援強化を実施	・既存天井の耐震改修に係る 補助制度拡充を実施するととも に脱落対策を促進	・耐震化等の推進のため、講習 会や個別にアリングなど、指導・ 助言的支援等を実施	・耐震化の整備推進に係る周知・啓発等を実施	・相談件数の増加促進など専 門家による相談体制等の整備 を実施	・南海トラフ治いの巨大地震に よる長周邦地震動が策の対象 よる長周邦地震動が東の対象 フラ新築する超高層建築物等 について、設計用長周期地震 動に基づ後証を求めることを ・既存の超高層建築物等の長 ・既存の超高層建築物等の長 ・既存の超高層建築物等の長 周期地震動に対する構造安全 性の後証を促進
30次日が100年初・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地に	事態を回避するための取組施策	地震対策の推進【内閣府】	住宅・建築物の耐震化の促進【国土交通省】	天井脱落対策に係る基準の策定及び建築基準 法による適合義務付け【国土交通省】	学校施設の耐震化・老朽化対策(非構造部材、 ライフラインを含む)等【文部科学省】	医療施設、社会福祉施設の耐震化【厚生労働 省】	老朽化マンションの建替え等の促進[国土交通省]	長周期地震動による影響が大きい建築物への検討の推進【国土交通省】
1-1)大都市での建物・3	事態が発生する要因			耐震基準を満たさない	建築物・施設等の存在			

実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した震動実験研究【文部科学省】	・E・ディフェンス等を活用し、より効果的な被害低減対策の提案に向けた研究を実施案に向けた研究を実施・実験内容について解析等を実	·引き続き、より一層効果的な被害低減対策の提案に向けた研究 を実施 ·過年度に実施した実験の成果の普及を推進	の提案に向けた研究	
非破壊診断技術に関する研究開発【文部科学省】	- 中性子について(はコング) 一ト 内部の変形挙動評価技術の開発に着手 ・ トーザーについて(は8Pと連携 ・ レーザーについて(は8Pと連携 た アーザーについま証実験を実施し性能 を評価	・中性子についてはコンクリート 内部の変を移動門価技術の開・中性子に を・一度化を進めるとともに、同の変形解析 精度変形解析技術の開発に高・像・補強技 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中性子については、コングリートの変形解析技術を開発し、補格・補強技術の開発を推進・レーザーについては、実証実験を進むかとともに、さらなる小型化等の技術開発を推進	
重点研究開発領域における基礎·基盤的研究 (構造材料領域)の推進【文部科学省】	・SIPと連携しつつ、社会インフラ 材料の劣化機構解明に基づく 長寿命材料の開発・輸送機器 材料のさらなる高速度化、エネ ルギーインフラ用構造材料の耐 熟性能向上等の構造材料研究 開発を実施	 	11に基づく長寿命材料 エネルギーインフラ用 ご開発を実施	
宅地の耐震化の推進【国土交通省】	・大規模盛土造成地の調査及 び区域情報の公表を推進 ・宇地耐震化推進事業の制度 ・北方を実施 ・被災宅地后豫度判定について 広域判定計画の作成や判定成 果活用のためのデータ共有・分 析手法等の検討を実施 ・市街地液状化対策に関する 技術の普及促進	・引き続き、大規模盛土造成地 の調査及び区域情報の公表を・・引き続き、 指進 ・・宅地の適切な管理促進の大 ・・電性の適切を管理促進の大 ・・環境等の同震診断及び耐 ・・環境技術を検討・・・電が電子 ・・被次宅地危険度判定のマニュ ・・液状化・・・・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・・・・・・・・	・引き続き、大規模盛土造成地 の調重及び区域情報の公表を 推進 生地の適切な管理手法を示 すガイドラインの策定・公表 ・液状化ハザードマップ作成マ ニュアルの策定・公表	大規模盛土造成地マップ等公表率 8%(H25)→52%(H28)→約54%[H30]→約70% [H32]
地下街の防災対策の推進【国土交通省】	・地下街の地震や浸水への防 災対策を推進	・引き続き、地下街の地震や浸水への防災対策を推進	策を推進	災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下 街の割合 0%(H25)→15%(H28)→100%[H30]
河川管理施設、海岸保全施設、海岸堤防等の地震 河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・更業	b震・津波対策等(1-3) 更新、大規模水害の未然防止等	-3) 3未然防止等(1-4)		
道路橋梁の耐震化、道路の液状化対策、港湾施設の	設の耐震・耐波性の強化等	)強化等(2-1)		
災害に強い民間物流施設の整備促進(5-1)				
				首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6端以上が 想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化 1番 949(H25)→概ね100%(H29)→概ね100% H291

· 全兴	向け 地震時等に著し(危険な密集市街地の解消面積 1,198ha(H26)→1,706ha(H28)→約4,500ha[H30 8考値]→5,745ha[H32]	によ 及る奉 下の	市街地等の幹線道路の無電柱化率 16%(H25)→16%(H28)→20%[H32]						の回	
· 引き続き、法的支援等による違反是正、住宅防火対策、火災予 防の美効性向上、製品火災対策等を推進	・引き続き、地方公共団体における密集市街地の改善整備に向けた取組を支援 ・引き続き、公的不動産を種地として活用した連鎖型の再開発事業等の考え方の普及を図り、地方公共団体による活用を促進	・感震プレーカーの普及等による市街地火災対策の推進る市街地火災対策の推進。 る市街地火災対策の推進 は南部直下地震系も対策区域 上間部直下地震系 かず区域 地域における膨震 フレーカー普 ア は に関するフォローアップ調 に関するフォローアップ調査の重の実施 また フェーアップ調査の	- 引き続き、無電柱化を推進	-3)	0未然防止等(1-4)	<b>8表(1—5)</b>		の養成等の推進(2-3)	・引き続き、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施	・引き続き、補助制度の活用に向けた取組を実施
·法的支援等による違反是正、 住宅防火対策、火災予防の実 効性向上、製品火災対策等を 推進	・地方公共団体における密集市 街地の改善整備に向けた取組 を支援 ・防火地域・維防火地域のにお ・防火地域・破りにも ・防火地域・破りにお ・防火地域・破りにも ・防火地域・破りに ・防火地域・破りに ・防火地域・破りに ・防火地域・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・防・ ・	・感震ブレーカーの普及等による市街地火災対策の推進に向 1十た取組の実施	·緊急輸送道路を対象に電柱 の新設禁止指揮。西定資産税 の特別措置及び直轄国道にお いてPFF法を活用した電線共 同議事業を実施 でBTFF共の導入へ向けた 取船を実施	震·津波対策等(1-	更新、大規模水害の未然防止	度化と適時・的確な発表		$-\Delta(DMAT)$	・官民連携による一体的・計画 的なソア・ハード両面の対策へ の支援を実施 は所所在都市等の中心駅周 辺地域を対象地域に追加し、 計画策定を促進	・補助制度の活用に向けた取組 を実施
火災予防、危険物事故防止対策等の推進【総 務省】	密集市街地の改善に向けた対策の推進【国土交通省】	大規模地震時の電気火災対策の推進[内閣府・総務省・経済産業省]	無電柱化の推進【国土交通省】	河川管理施設、海岸保全施設、海岸堤防等の地震	河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・勇	気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度	地方公共団体の組織体制の強化等(1-6)	警察、消防等における体制強化、災害派遣医療チ	主要駅周辺等における帰宅困難者対策【国土交通省】	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の 整備促進【国土交通省】
	大規模火災のJスクの 高い密集市街地の存 在			救急・救急活動の遅れ 医療サービスの不足	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一				公共交通機関の不通による帰宅困難者の発	-

		重要業績指標				津波防災情報の区域数 13区域(H26)→99区域(H28)→171区域[H30]→ 204区域[H33] 204区域[H33] 204区域[H33] 204区域(H28)→80が災意識向上につながる訓練(机 上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割 合 (津波)0%(H26)→60%(H28)→100%[H32] (高潮)-(H26)→0%(H28)→100%[H32]			
		2018年度   2019年度以降	- 日本海溝・干島海溝周辺海溝型地震の規定地震動・津波の設定、被害機定・対策の検討・ビリまとめ及び南海トラア沿いの具体的な防災対所の検討・ビリまとか表実施・「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進	・引き続き、地方公共団体に対 し、技術的支援を実施 ・津波防災地域づく少を関係部 ・高が一体となって進かでいくた。 めの体制の構築	・南油トラフ想定震源域で、海底地震・津波観測網を設置していない地域において、ケーブル式海底地震・津波観測システムに関する検討を実施	<ul><li>・津波災害警戒区域の指定を促進するため、説明会を実施</li><li>・津波・高潮ハザードマップ作成に係る支援を実施</li></ul>	<ul><li>・各鉄道事業者における対応状況の確認と指導を実施</li></ul>	·津波避難マニュアル作成等に必要な協力·支援を実施 ・船舶津波避難に係る訓練実施の普及啓発	・港湾における津波避難計画の策定を促進するため、港湾管理者に対する支援を実施 ・津波避難施設を整備する地方公共団体、民間事業者等への支援を実施
		2017年度(成果)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の最大クラスの地震動・ 連級の後討及(内部を対してのがのが対応の検討を使用・ ・「世界連接の日」シンポジウム 等の普及啓発活動の推進	·津波浸水想定の設定や推進 計画の作成、灌波災害警戒区 域等の指定などを推進 ・地方公共団体に対し技術的 支援を実施		・津波災害警戒区域の指定を 促進するため、説明会を実施 ・津波・高潮ハザードマップ作成 に係る支援を実施	・各鉄道事業者における対応状 沢の確認と指導を実施	·津波避難マニュアル作成等に 必要な協力・支援を実施 ・船舶津波避難に係る訓練実 施の普及啓発	・港湾における津波避難計画の 策定を促進するため、港湾管理 者に対する支援を実施 ・津次遊離施設を整備する地 万久共団体、民間事業者等へ の支援を実施
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	どきでも人前の保護が取入阪凶られる 波等による多数の死者の発生	事態を回避するための取組施策   201	津波対策の推進【内閣府・外務省】	津波防災地域づくりの推進【国土交通省】	南海トラフ西側の領域における、地震・津波の観 測網に関する検討【文部科学省】	津波・高潮ハザードマップ作成の推進【農林水産省・国土交通省】	津波発生時における鉄道旅客の安全確保[国土 交通省】	津波発生時における旅客及び船舶の津波避難 マニュアル策定等の推進【国土交通省】	港湾における津波避難対策の実施[国土交通省]
大規模自然災害が発生し	1-3)広域にわたる大規模津波	事態が発生する要因	津波高さの情報提供の遅い。						

	防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率   45%(H25)→48%(H27)→60%[H33]			緊急地震速報の迅速化 (HZ2-26平均值24.4秒より)0秒短縮(H27)—0.5秒 期前(H28)→3秒以上短縮[H30]→5秒以上短縮 [H32]							
・空港における地震・津波災害に対応する避難計画の策定を推進	・「災害に強い漁業地域づくリガイドライン」等を普及・啓発・避難路及び避難施設等の整備の推進 ・漁港漁村の防災・減災対策の考え方等の普及・啓発	・自治体と連携し防災設備を整備 ・地域防災計画変更に向けた支援を実施	<ul><li>・自治体との役割分担を図りつつ「道の駅」の防災設備を整備</li><li>・海抜表示シートを整備</li></ul>	8表(1-5)	B速かつ確実な伝達(1-6)	(9–					
・各空港事務所等は関係機関 と連携した津波来襲を想定した 避難訓練を定期的に実施 ・空港における地震・津波災害 に対応する避難計画の策定を 推進	・「災害に強い漁業地域づくリガ イドライン・1の充実 ・・・漁業集落における防災対策を 推進	・自治体と連携し防災設備を整備 備 ・地域防災計画変更に向けた 支援を実施	・自治体との役割分担を図りつ つ「道の駅」の防災設備を整備 ・海抜表示シートを整備	代と適時・的確な多	対する災害情報の迅	避難計画の精度の向上(1-6)			(9-		(9-
空港の地震・津波に対応した避難体制の強化 【国土交通省】	漁業地域における避難路の整備・保護の強化、 漁港や海岸施設等による多重防御の考え方の普及【農林水産省】	緊急車両の進入路・避難路の整備【国土交通 省】	道路施設が持つ副次的機能の活用(道の駅の 防災機能付加、海抜表示シートの設置等)【国土 交通省】	気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表(1-5)	リアラートの自動起動機等の整備等による住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達(1-6)	農村における想定被害情報の共有による避難計画	一元的な災害情報提供(1-6)	GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上(1-6)	船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達(1	情報伝達手段の多重化・多様化を推進(6-1)	大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化(1-6)
	避難行動の遅れ										

		南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震か復走れている地域等において、今後対策が必要な水門・福門等の自動化・遠隔操作化率(油岸)約43%(H26)→約48%(H27)→約82%[H32]	南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地 震が想定されている地域等において、今後対策が必 要な水門・福門等の目動化・遠隔操作化率 [1432] (油川約40%(H26)→約42%(H27)→約78% [1432] (海岸)約43%(H26)→約48%(H27)→約82% [1432]	南油トラフ巨大地震・首都庫下地震等の大規模地震 が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の 整備率(計画高までの整備と耐震化) (河川)約37%(H26)→約42%(H27)→約75% [H32] (海岸)約39%(H26)→約40%(H27)→約69% [H32]		南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地 震が想定もれている地域等において、今後対策が必 要な水門・播門等の自動化・遠隔操作化率 (河川)約40%(H26)一約45%(H28)一約78% [H32] 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震 が想定されている地域等におう河北援防等の整備 東(計画高までの整備上耐震化)	
·海岸堤防等の整備を推進 ·耐震性能調査及び耐震·液状化対策を推進	・総合的な土砂管理のための体制整備を推進 ・離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食 対策を推進	・高潮対策を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進	・河川及び海岸において、水門・陸閘等の施設の統廃合や自動 ・化・遠隔操作化等を推進 ・海岸の施設について、指針に基づき効率的な管理運用を推進	・粘り強い構造 (縁の防潮堤を含む。) を基本とした海岸堤防等の 整備を推進し、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進	・海岸防災林の整備を推進 ・海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続 ・これまでに造成されてきた海岸防災林の機能の維持・強化の取 組を実施	・切迫する大規模地震に備え、河川管理施設の地震・津波対策を 実施	・下水道施設の耐震、耐津波対策に対する支援を実施
・低頻度大規模津波に対して、 地域の実情や避難等を考慮し た防護水準の検討・対策を実 施	・総合的な土砂管理のための体 制整備を推進 ・離岸堤、突堤等の海岸保全 施設の新設・政良や養浜等の 侵食対策を推進	・高潮対策を推進するとともに、 必要な耐震性能調査及び耐 震・液状化対策を推進	・河川及び海岸において、水 門・陸開等の施設の統略合や 自動化・遠隔操作化等を推進 ・海岸の施設について、指針に 基つき効率的な管理運用を推 進	・粘り強い構造(縁の防潮堤を 含む。を基本とした海岸堤防 等の整備を推進 ・海岸堤防等の必要な耐震性 能調査及び耐震・液状化対策 を推進	・生育基盤盛土の造成に関する 指針を整備 ・津坡に対する被害軽減効果の 高い海岸防災林の整備を推進	・切迫する大規模地震に備え、 河川管理施設の地震・津波対 策を実施	・下水道施設の耐震、耐津波 対策に対する支援を実施
防潮堤の整備等の浸水被害防止・軽減のための \ 対策 【国土交通省】	海岸の侵食対策【国土交通省・農林水産省】	台風等による高潮対策としての海岸堤防等の整備【国土交通省・農林水産省】	水門・陸閘等の統廃合や自動化・遠隔操作化等、効果的な管理運用の推進【農林水産省・国土交通省】	粘り強い構造を基本とした海岸堤防等の整備、 耐震・液状化対策(地震・津波対策)【農林水産 省・国土交通省】	海岸防災林の整備【農林水産省】	大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策【国土交通省】	下水道施設の耐震、耐津波対策【国土交通省】
						施設の耐災害性・管理 者の災害対応力の不 足	

			^	^	^	^			^				^	^	^	
・DTの導入を検討 ・施設の適切な点検・修繕に必要な支援を実施 ・施設のデータベース構築を推進 ・長寿命化計画策定の支援を実施 ・点検・診断等の資格制度の充実と活用を推進 ・開係法令等の適切な運用による維持・修繕等を推進	・地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備を推進	・耐震基準を満たしていない施設の整備 ・耐震基準を満たす施設の長寿命化改修等の検討・実施		の未然防止等(1-4)				、漁港施設の耐震化等(5-8)					(DMAT)の養成等の推進(2-3)			ニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進(7-6)
・海岸管理者による施設の適切 な点検・修繕に必要な支援を 実施 ・施設のデータベース構築を推 進し、施設の長寿命化計画策 定性進のための検討委員会を 開催 ・点検・診断等に関する資格制 度の充実と民間資格の活用を	·高松地方合同庁舎(II期)等  の整備を実施	・耐震基準を満たしていない施 数の整備 ・耐震診断等調査を踏まえた各 施設の整備方針の策定		更新、大規模水害の未然防止		:-1)		新技術の開発・共有			1-4)		7-	4-1)	5-1)	3立的な防災·復旧
海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進【農林水産省・国土交通省】	地域と連携した防災拠点の確立【国土交通省】	法務省施設の防災・減災対策【法務省】	学校施設の耐震化等(1-1)	河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・	港湾施設の耐震・耐波性能の強化等(2-1)	学校施設等の避難所としての防災機能の強化(2	災害に強い民間物流施設の整備促進(5-1)	農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策、新	荒廃地等における治山施設の整備(7-6)	無電柱化の推進(1-1)	水防団の充実強化等による地域水防力の強化(1	地方公共団体の組織体制の強化等(1-6)	警察、消防、海保等における体制強化、災害派遣医療チ	警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進等(4-1)	三大湾における一元的な海上交通管制の構築(5-	農村における地域コミュニティの維持・活性化や自
													救急・救急活動の遅れ 医療サービスの不足			

		重要業績指標	大規模氾濫減災協議会の設置数 37.378(17428)→約99%(350/351) (H29)→100%(H33) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水 氾濫を未然に応ぐ対策 にして境防のかさ上げ等を実 終11km(H27)→約184km(H8)→約1,200km [H32] 「水防災意識社会 再構築ビジョン川に沿って、「危機 管理型小・ド対策」と「交換表での時間を少しでも引 管理型・・ド対策」と「交換表での時間を少しでも引 管理型・・ド対策」と「交換表での時間を少しでも引 管理型・・ド対策」と「交換表での時間を少しでも引 管理」におけるタイムラインの策定数 184市医町村(H32] 184市医町村(H32)	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 約71%(H26)一約72%(H28)一約76%[H32]		
		2018年度   2019年度以降	・全国の直轄河川及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく大規模氾濫減近協議会」を設置し、今後の初的容を記載した地域の取和方針」を少まとめ、「水防災(重批社会)の再構築の取組を推進するため、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」、「危機管理型ハード対策」を推進	・被害の防止・軽減を図るため、予防的治水対策を実施 ・数基な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集 中的に実施 ・既存 ストッケの有効活用を図る観点からソフト対策・ハード対策を 講じて既設ダムを有効活用するダム再生を推進	・洪水・高潮氾濫からの大規 様・広域避難について、関係機 大域避難の実装に向けた課題 国からなる検討の場を設置し、 様・広域避難の実装に向けた課題 国からなる検討の場を設置し、 について検討 こいて検討 たは民選難の推進を目的とし、 た・要配慮者利用施設における と、要配慮者利用施設における を発達に関する計画作成の事例 住民避難の推進を目的とし、 こか、下検討 にか、下検討 は、要配慮者利用施設における 住民避難の推進を目的とし、 は、要配慮者利用施設における を保護を表する は、これ、下検討 は、上砂、第一、本部からの適切な は、最初に、 またが、表述をの適切な は、表述をの適切な は、表述をの適切な を表述をの適切な を表述をの適切な	・平成29年度の点検結果を踏 ・引き続き、点検結果を踏まえ、 ・引きがき、に検結果を踏まえ、 能ながしていては、関係機関 成じてダムの操作ルールの見直 の操作ルールの見直しを実施
	の発生	2017年度(成果)	「水防災意識社会」の再構築の取組を推進するため、中小河川も含めた全国の河川で河川   116名的た全国の河川で河川   116名的た全国の河川で河川   126的大金国の河川で河川   25な協議会を設定、順次、水防法に基づく「大規模氾濫河 災協議会」、移行、「水防災農社会」の再構築、いて、「水防災農社会」の再構築、いて、「水防災農社会」の再構造するため、洪水 取配配を未然に防ぐ対策」、「「「「水防災農社会」の下、「「「「「「「「」」」、「「「「「」」」、「「「」」、「「」」、「「」」	・被害の防止・軽減を図るため、 予防的治水対策を実施 ・激基な水害が発生した地域等 においては再度災害防止対策 においては再度災害防止対策 ・ダム再生をより一層の推進す るための万策を示す「ダム再生・微速 ゲンシンに強定 ・デンシンに強定 ・ボニが関係が表示す「ダム再生 数のダムで幾件規則等の総点 株を実施 ・新道解析が実施するダム再生 の計画策定を支援する「ダム再 ・ダム再生に関する標準的な考 ・ダム再生に関する標準的な考 ・ボカまとりまとのた「ダム再生力 ・ボカまとのた「ダム再生力 ・ボカまとりまとのた「ダム再生力 ・ディンをとりまとのた「ダム再生力	・洪水・高瀬氾濫からの大規模・広域を推に関する基本的な関かを考え方を自治体へ周知 ・土砂災害・水・事役主は中の通りについて、要配慮者利用施設における、で、要配慮者利用施設におけるなける。なは、登職に関する計画作成の事例 た。算の策定	・平原 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	-4)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	事態を回避するための取組施策   201		大規模水害の未然の防止等【国土交通省】	土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進【内閣府】	洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上【国土交通省】
大規模自然災害が発生	1-4)突発的又は広域か	事態が発生する要因	気候変動に伴う異常気	象の発生	洪水防御施設の整備水準を上回る降雨の発生	-

最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【再掲】 (128)→100%[H32]	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合0%(H28)→100%[H32]			下水道による都市浸水対策達成率 約56%(H26)→約58%(H28)→約62%[H32]			
・都道府県管理河川における想 定表大規模の際両による洪水 ・資水均定区域図の作成を促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・内水により相当な被害を生するおそれがある地下街等を有する地方公共団体における水位周知下水道制度の運用開始・普及展開、内水ハザードマップの作成	・水防団員の処遇改善に向けた ・水防管理団体への働きかけ ・水防管理団体への働きかけ 加入促進 ・国、都道所県、水防管理団体 (市町村等)が実施する訓練へ の住民参加の促進	・河川整備を実施するとともに、流域貯留施設の整備など、総合的 な治水対策を実施 ・土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対策を 実施	・事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合 やしてよる総合的な浸水が復在推進 ・下水道の既存施設や報測情報を活用した効率的かつ効果的な ハード対策手法等の指針類への反映と浸水対策への活用 ハード対策手法等の指針類への反映と浸水対策への活用 に、早期の降雨終やリフルタイム浸水を到等を活用したフト対 策等を推進するための技術の導入を支援 ・河川にの共同による浸水対策を推進 ・正則にの水貯留施設等を活用した官民連携による浸水対策を推進 進 権報共有や人材育成に資する情報基盤のコンテンツを充実			
・直轄河川における想定最大規模の降雨による洪水浸水浸定 区域図の作成を推進・都道府県管理河川における想定最大規模の降雨による洪水浸水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水	・水位周知下水道の早期運用 開始に向けた水位周知の試行 に向けた支援を実施	・水防演習や政府広報等を活用した水防患の普及の普及等活動を維続的に実施 動を維続的に実施 一個、電が最内場、市町村、水防団、自治会等が定期的に共同で行う重要水防衛所の点検、 市水防団と河川管理者の情報共有ない。 市体ない、 市体ない、 市体ない、 市体ない、 市体ない、 市体ない、 市体ない、 市体ない 市体ない。 計算を 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大・ 大大	・河川整備を実施するとともに、 流域貯留施設の整備など、総 合的な治水対策を実施 ・土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフトー体となった対 策を実施	・事前的災・減災の観点から 和み合わせによる総合的な浸 水対策を推進 下水道の既存能と観測情 等を用した効率的か別測 報を活用した効率的か別測 時を活用した効率的かの類別 に下が道等段が化等の類別 情報の蓄積、活用を推進すると ともに、早期の降雨検知やリア ルタイム漁水を測等を活用した ルタイム漁水を測等を活用した リートの共同による浸水対策 活用したの共同による浸水対策 に取りの共同の表別を が同りの表別を が同りの表別を が同りの表別を が同りの表別を が同りの表別を が同りの表別を が同りの表別を が関した。 が関の南水射留施設等を活 所した。 所の表別を が開り高水射留施設等を活 所した。 は関の南水射留施設等を活 用した。 を 所述を が、 は が、 は が、 は が、 は が、 は が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、			
洪水ハザードマップの作成支援等減災対策 【国土交通省】	内水ハザードマップの作成支援等減災対策 【国土交通省】	水防団の充実強化等による地域水防力の強化【国土交通省】	水害に強い地域づくり(河川)【国土交通省】	水害に強い地域づくり(下水道)[国土交通省]			
都市構造の変化等によ り都市・地域への水害 への脆弱化							

	地下駅を有する鉄道の浸水対策 【国土交通省】	・鉄道事業者の行う漫水対策 設備の設置に対する支援制度 を方用し、浸水対策設備を推 進 ・地下駅に接続する地下街やビ ル出入口の浸水対策を進める ため、協議会を通じて関係者と の連携を図ることにより対策を 推進	・鉄道事業者の行う浸水対策設備の設置に対する支援制度を活用し、浸水対策設備を推進用し、浸水対策を進めるため、下駅に接続する地下科やビル出入口の浸水対策を進めるため、協議議を通じて関係者との連携を図ることにより対策を推進・関係者自の協議が進まない場合、地方公共団体や国が積極的に調整を実施	
	集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備【農林水産省】	・優先順位に基づき、排水機場 の整備を着実に進めていた上 に対して支援を実施 ・豪雨対策としては存の上地改 良施設を活用した整備によっ て、地域排水機能を総合的に 強化する制度を拡充	・排水機場の整備に対して、引き続き実施	港水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (55農地面積) 0ha(H27)→約6.5万ha(約5.7万ha)(H28)→約34万 ha(約28万ha)[H32]
	TEC-FORCE等の派遣、特定緊急水防活動等の多	5動等の発災時の対応と人員	<ul><li>・資機材等の整備等(2-3)</li></ul>	
河川管理施設、下水	河川管理施設·砂防設備等の戦略的維持管理· 更新【国土交通省】	·個別施設計画に基づ〈維持管理・更新を実施	・個別施設計画の策定を推進 ・策定した個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果 を踏まえ、修構、更新等の必要な対策を適切な時期に、着実かつ か変的・効果的に実施 ・メンテナンスサイクルの構築により、安全・安心を確保しつつ、中長 期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストを総減・平準化	
道施設等の耐震性の 不足や管理水準の低 下	下水道施設の戦略的維持管理・更新 【国土交通省】	・計画的な改築のための調査、 計画策定及び計画に基づく長 寿命化を含めた改築事業「対 し、支援を実施 し、支援を実施 集がし、戦略的な維持管理や 危機管理能力の向上等を図る ために構築したシステムにて、 データ分析等を実施	・計画的な改築のための調査、 計画策定及び計画に基づく長 寿命化を含めた改築事業に対 し、引き続き支援を実施 に、引き続き支援を実施 ・ 下が道能設情報を一部で 、	
救急・救急活動の遅れ	警察、消防、海保等における体制強化(2-3)			
辞難行動の遅れ.	リアラートの自動起動機等の整備等による住民に	対する災害情報の迅	る住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達等(1-6)	
	大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化(1	(9一		

<ul><li>大規模自然災害が発生</li><li>−5)大規模な火山噴火</li><li>■齢が交件す2 亜田</li></ul>		7年6年(北西)	年度にわたり国土の 2010年 - 1	後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 871 - 2019年 - 12010年 - 108	
	事態を回避するための取組施策	201/牛度(灰果)	2018年度	7019年度以降	里安莱頹댉標
	気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表【国土交通省】	・日々の火山の観測データを公 開など、災害情報の改善等を 実施	・火山監視・評価 ・火山噴火警戒システムの整備 により噴火警報発表等の迅速 化	·引き続き、気象、地震、津波の観測・監視の強化や予報精度 の向上、適時・的確な情報提供 等を推進	
	土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備等への支援【国土交通省】	・士砂災害警戒区域の指定に よる危険な区域の明示や警戒 避難体制の確立を実施	・土砂災害警戒区域の指定による危険な区域の明示や警戒避難  体制の確立を推進	5危険な区域の明示や警戒避難	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 数42万区域(H26)→約53万区域(H28)→約65万 区域[H31] 工砂災害警戒区域指定数 約35万区域(H25)→約49万区域(H28)→約63万 区域[H32]
	大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策[国土交通省]	・人工衛星によるリモートセンシ ング技術等について整理	・過酷な状況下においても実施可能な人工衛星によるJモ トシング技術の調査技術の特性や精度について整理・検討	能な人工衛星によるリモートセン 隋度について整理・検討	
	河道閉塞(天然ダム)や火山噴火に伴う土石流等、大規模な土砂災害が急迫している場合の土砂災害防止はに基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知【国土交通省】	・緊急調査を効率的に行うため、訓練を実施	・緊急調査をより効率的に行うため、これまで実施した緊急調査や  訓練で抽出された課題等を踏まえ、訓練を引き続き推進	5、これまで実施した緊急調査や こ、訓練を引き続き推進	
_	土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 の推進【内閣府】	・洪水・高潮氾濫からの大規 様・広域避難に関する基本的な 考え方を自治体に周知	・洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難について、関係機関から なる検討の場を設置し、広域避難の実装に向けた課題について検 討	対域避難について、関係機関から ・の実装に向けた課題について検	
	火山災害対策の推進【内閣府】	・「火山防災対策推進ワーキン クグトレーブの最終報告、平成 27 中に改正された活火山法の 内容を踏まえた各種対策を推 進 各火山ごとの個別の課題につ いて検討を行い、各火山地域 の取組みを支援	・引き続き、「火山防災対策推進の一十ングループ」の最終報告、平成27年に改正された活火がループ」の最終報告、活火山元の内容を踏まえた合格が低されているが出ているが出ていて検討を行い、各火山地域の取組みを支援・原火避難計画事例集の策定・噴火避難計画事例集の策定	・引き続き「火山防災対策推進の一キングケルーブ」の最終 報句・エルグアルーブ」の最終 報告、エ成27年に改正された 活火山法の内容を踏まえた各 種対策を推進 ・各火山地域における避難計画 策定の取組みを支援	噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率 13%(H25)→26%(H28)→100%[H32]
	次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト【文部科学省】	・火山災害の軽減に貢献するため、観測・予防・対策の一体的な研究と火山研究者の育成・確保を推進		・先端的な火山観測技術の開発等、各種観測データの一元化に 関する研究開発を実施するとともに体系的な教育プログラムの内容 を充実	
	SAR衛星データを使用した全国陸域の火山の 地殻変動の監視【国土交通省】	・陸域観測技術衛星のSAR データを使用し、火山周辺につ いて定期的に地級変動を監視	・定期的な地殻変動の監視・解析システムの安定運用と高度化の検討	・定期的な地殻変動の監視 ・解析システムの安定運用と高 度化及びハードウェアの整備	
-					

	土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸(H28)→約112万戸(H28)→約114万 戸(H30] 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施 率48%(H28)→約52%(H28)→約54%[H32] 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る 土砂災害対策実施率 約37%(H28)→約39%(H28)→約41%[H32]			周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 8.5年集落(H25)→56千集落(H28速報値)→58千 集落[H30]	ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池 )の割合 34%(H25)→65%(H28)→100%[H32]
用等(1-6)	・社会経済活動を支える重要交通網を保全する土砂災害対策を 実施 生力を結合、熊本地震を踏まえ、二次災害防止等の土砂災害対策 を実施 ・活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機 器等の設置や緊急対策のための監視・観測機器等の設置や緊急 対策用資材の事前準備等を推進	・引き続き、「火山防災対策推 推りーキングリルーブ」の最終 強力・キングリルーブ」の最終 強化・平成27年に改正された 類合・平成27年に改正された 類合・平成27年に改正された 類合・平成27年に改正された 活火山法の内容を踏まえた合 一名火山之の個別の課題につ 一名火山ではのは影響に 一名火山ではのは影響に 一名火山地域における選難計画 の取組みを支援 ・「全火山地域における選難計画 ・「全火山地域における選難計画 ・「全火山地域における選難計画 ・「全火山地域における選難計画 ・「全火山地域における選難計画	・生態系を活用した妨災・減災の評価・実施方法に関する研究を推進進 進・生態系を活用した妨災・減災の実施に向けての普及啓発・必要 事項を検討		(9)
も、 Lアラートの利活用等(1	·社会経済活動を支える重要交 通網を保全する土砂災害対策 全実施 ·熊本地震を踏まえ、二次災害 防止対策等の土砂災害対策を 実施 ·活発化する火山活動に備え て、緊急減災対策に関する取り 組みを推進	「火山防災対策推進ワーキン ググループ1の最終報告、平成 27年に改正された活火山法の 内容を踏まえた各種対策を推 ・ 各火山ごとの個別の課題につ いて検討を行い、各火山地域 の取組みを支援	・生態系を活用した防災・減災 に関する研究の推進		避難計画の精度の向上(1-6)
Jアラートの整備、災害情報のリアルタイムでの提供、	大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策【国土交通省】	火山災害対策の推進【内閣府】	森林等の自然生態系のもつ防災・減災機能の定 量評価及びそれを踏まえた自然環境の保全・再 生【環境省】	荒廃地等における治山施設の整備(7ー6)	農村における想定被害情報の共有による避難計画
		災害規模等の想定が不十分等による対策不足			

	農業水利施設の耐震化【農林水産省】	・ダム等極めて重要な施設について、土地改良事業設計指針 いて、土地改良事業設計指針 等に基づく耐震照査・設計を推進 進 ・各事業を活用した耐震化対策 を実施	・耐震設計・照査を含めた耐震化対策を引き続き実施	耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造 成施設における耐震化計画の策定割合 41%(H27)→55%(H28)→100%[H32]
	ため池の耐震化等【農林水産省】	・ため池の一斉点検の結果に基 ス(詳細調査・必要な豪雨対 策、耐震化等の対策を実施	- 一斉点検結果を踏まえ、ハード・ソフト一体となった対策を計画的 に実施 - 特にハザードマップの作成を重点的に実施	ハザードマップ等ソア・対策を実施した防災重点ため池  の割合【再掲】   34%(H25)→65%(H28)→100%[H32]
施設の整備水準を上回る災害の発生	大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策【国土交通省】	・避難体制の整備等のソフト対 策との連携を図りつつ、土石炎 言から人命を守る施設整備を 重点的に実施	・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、土砂災害から人命を守る施設整備を重点的に実施	1 中砂災害から保全される人家戸数[再掲] 約109万戸(H25)→約111万戸(H27)→約114万 戸(H30] 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施 1本[再掲] 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る 土砂災害対策実施業[再掲]
	荒廃地等における治山施設の整備(7-6)			周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数[再掲] トる集落の数[再掲] ト55千集落(H25)→56千集落(H28速報値)→58千 集落[H30]
	農村における想定被害情報の共有による避難計[	避難計画の精度の向上(1-6)	(9)	ハザードマップ等ソアト対策を実施した防災重点ため池  の割合【再掲】   34%(H25)→65%(H28)→100%[H32]
救急・救急活動の遅れ	自衛隊、警察等における体制強化、災害派遣医類	療チーム(DMAT)の	:派遣医療チーム(DMAT)の養成等の推進(2ー3)	
医療サービスの不足	消防団員の確保、緊急災害対策派遣隊(TEC-F	(TEC-FORCE)の応急対応力の強化(2-3)	カの強化(2-3)	

		重要業績指標					
		2018年度 2019年度以降	・地震・津波・火山等災害時には、住民への適切な情報発信のため、地震・津波・火山観測網の適切な維持管理による安定運用を行い、併せてより適切な情報発信についての研究開発とその成果の普及・利活用の推進が必要	・得られた観測データは平時より海域の地震発生メカニズムの解明 等の研究に活用され、災害時にはより迅速な地震・津波情報の発 表に活用され、国民の生命・財産を守ることに貢献することから、引 き続き海底地震・津波観測網を安定的に運用し、確実な観測を実 施	・観測点を適切に維持し、関係機関へのリアルタイムデータの提供、「ゆっくり滑り観測データ」のカタログ化、前駆現象の把握・検出手法の開発を継続する予定。引き続き、観測点未整備地域の解消の検討を実施	・引き続き、統合災害情報シス テムに登録する情報を拡充する など、機能改良を実施 ・引き続き、統合災害情報シス テムを活用するなどにより、関係 を持・関係自治体と災害情報 と・ヴァデータを活用した被災・ ・ピッケデータを活用した被災・ 浸水状況の氾塵等を試行的に はた。 ・日き続き、統合災害情報シス テムを活用するなどにより、関係 を注・関係自治体と災害情報 を注・関係自治体と災害情報 を注・ ・日ッケデータを活用した被災・ ・日ンケデータを活用、 ・日ンケデータを活用、 ・日ンケデータを活用、 ・日ンケデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日がデータを活用、 ・日が	・前回の訓練を踏まえ、特に訓練が必要な項目について、各地方 整備局にて重点的に情報伝達訓練を実施
		2017年度(成果)	・地震・津波・火山観測網は、 適切な維持管理により安定運 用されており地震等災害時には 適切な情報発信に買載。平時 においては、発信する情報が住 民の避難権勘等を適切に促す 等の防災研究を進めるために 活用。また、研究成果の普及も	・研究開発や緊急地震速報等 に有用な観測データを取得する とともに、関係省庁や自治体と 連携し、防災・減災対策に活用	・観測点を適切に維持し、関係機関へのJアルタイムテータの 提供、「ゆっくり滑り観測データ」 のカタロブ化、前駆現象の把 がタロブ化、前駆現象の把 建・検出まの開発を継続し た。引き続き、観測点未整備地 域の解消法の検討のため、異 なる井戸での密閉化の効果を 調査	・統合災害情報システムに登録 する情報を北充するなど、機能 飲食を実施 統合災害情報システムを活用 するなどにより、関係省庁・関係 自治体と災害情報を共有 にツッテータを活用した被災・ 浸水状況の把握等を試行的に 実施	・平成28年度までに全3項目の 訓練確認項目を実施した経験 を踏まえ、特に訓練が必要な項 目について、各地方整備局にて 重点的に情報伝達訓練を実施
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	事態を回避するための取組施策	気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化【文部科学省】	海底地震・津波観測網の運用【文部科学省】	地下水等総合観測施設の整備【経済産業省】	「を活用した災害時の情報収集・提供【国土交通省】	GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上【国土交通省】
大規模自然災害が発生	1-6) 情報伝達の不備等	事態が発生する要因			災害情報の絶対量及び精度の不足		

	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源  付加装置の整備台数(H27-32補助事業)  204台(H27)→444台(H28)→約2000台[H32]					Lアラートの都道府県の運用状況 - 28%(H25)→87%(H28)→100%[H30]
・前年度の取組状況を踏まえ、災害対策に係る支援措置を実施			己確認制度(4-1)	・全国の自治体における、防災行政無線や登録制メール、コミュニテイ放送等の多種多様な情報伝達手段とリアラートの連携(Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化・多様化を推進・訓練を通びたJアラート機器等の点検を実施	・全国の自治体への災害情報 伝達手段の多様化を進めるため、「アドグザー派遣」事業を 継続実施 パード対策として、伝達手段の 整備支援として特別交付税措 置や地方債措置などの財政支 援を実施	・平成30年季証実験で得られ た成果を踏また。自治体等に対 して、災害情報の視覚化が可 能なシステムの実装・普及展開 を実施
・前年度の取組状況を踏まえ、ジ	テム整備(2-3)			・全国の自治体における。防災% ティ放送等の多種多様な情報化 ラートと連携する情報伝達手段 ・訓練を通じたJアラート機器等	・全国の自治体への災害情報 伝達手段の多様化を進めるた & アドバイザー派遣」事業を 機続実施 ・ハード対策として、伝達手段の 整備支援として地方債措置など の財政支援を実施	・平成29年度において、地理空間情報を付与した避難動告等 情報のLアラートへの発信に関 予信達生性が労産に同けた 調査研究を接施。平成30年度 は、本調査研究成果を踏まる て、災害情報の視覚化が可能 なシステムの異用化に同けた製 証実験等を実施予定
・災害対策として、補助金及び 税制上の特例措置により全国で 3局のラジオ中総局等の整備 支援	提供のためのシス		支術基準への適合性を維持するための自	・全国の自治体における。防災行政無線や登録制メール、コミュニティ放送等の多種多様な情報伝達手段とJアラートの運携(Jアラート連携する情報伝達・100多重化・多様化)を推進・11線を通じたJアラート機器等の点検を実施	・頻発する災害に備えるため、 達里的の自治体への災害情報伝 達手段の多様化を進めること 目的としてため、アドバイザー 派遣事業を継続実施 ・ 戸別受信機を包ち募様な伝 達手段を活視して高齢者等に きか細やかに伝えることを目的 とした目が体膜表型モブル事業を実施、優良事例等の事 業を実施、優良事例等の事 業成果を手引きに反映 ・ ハード対策として、伝達手段の ・ ハード対策として、伝達手段の ・ カードが策として、伝達手段の ・ カードが策として、伝達手段の ・ カードが策として、伝達手段の を関する。	・熊本地震の課題を踏まえ、 「開設避難所情報」の発信情報 化の促進や、自治体職員の訓 練・研修に取り組むとともに、視 質的な情報伝達のための調査 研究実証事業を通じた標準性 様等の策定やプイファン・事業 者の加入に向けた取組を実施
災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進 【総務省】	災害時における官民連携した災害関連情報収集・提供のためのシステム整備(2-3)	警察情報通信基盤の堅牢化・高度化(4-1)	電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準	リアラートの自動起動機等の整備等による住民に 対する災害情報の迅速かつ確実な伝達【総務 省】	防災行政無線のデジタル化、情報伝達手段の多重化・多様化、耐災害性の強化等の体制強化 《総務省》	自治体から住民へより確実に災害情報を伝達できる情報通信基盤の整備(Lアラートの都道府県の運用状況)【総務省】
	情報伝達施設・設備の 被災					5

		Wi-Fi環境の整備済み値所数 約1.4万箇所(H28)一約3万箇所[H31]		
・全国の自治体における、防災行政無線や登録制メール、コミュニ デイ放送等の多種多様な情報伝達手段とJアラー・の連携(Jア ラートと連携する情報伝達手段の多重化、多様化を推進 ・訓練を通じたJアラート機器等の点検を実施		·支援措置を継続し、防災等に資するWi-Fi環境の整備を推進	・WINDSについては、引き続き運用を継続し、技術課題の検証を実施また、平成28年度から開発に着手した技術試験衛星9号機においては、ETS-℡の10年の運用で得られた知見、技術を活用しつつ、開発を着実に推進し、平成33年度に打ち上げ予定	・引き続き、首都圏において官民が有するデータを元とした超調密地震報測体制を整備し、当該ビッグデータを活用した事業機続等のあり方の検討が必要
・周辺自治体に先駆けた先導 的な取組を行う自治体に対して 前の事業によりシステムの実装 に必要な支援を実施 ・G空間防災システムの自律的 ・質型間防災システムの自律的 庁・組織と連携した普及を発々 で、組織と連携した普及を発や とミナーの開催等の周知啓発 活動を実施	・平成28年度に行った実証を 踏まえ、デジタルサイネージ標 準システム相互運用ガイドライ ンの放定を行い、活用を促進す るともに、デジタルサイネージ やクラウド技術を活用した多言 語表示等個人に最適な情報提 供等を表現すらたが、共通のラ 内に基盤のインターフェースや運 用ルールの策定等を行い、当 該共通クラバト基盤を活用した	・平成28年度までの取組状況 を踏まえ、必要額の予算確保 等を行うことで支援措置を継続 し、防災等に資するWI-Fi環境 の整備を推進	・引き続き、超高速インターネット衛星(WINO)Sを用いた防災利用薬証実験等を自治体と連携しつつ実施し、技術課題を検証。また、総務省と連携し、次期技術試験衛星の基本設計を引き続き促進	・民間企業や関係機関等から 構成されるデータ利活用協議 会を6月23日に発足し計3回 のシンボジルを開催(計3回の 平均参画機関数は61機関) ・政府関係機関が保有する。首 熱圏地震観測網(M850-net)と 全国規模の地震観測網(M850-net)と トル下・の等了により得られる) アルタイムの観測データ、民間 が保有する地震観測一々、民間 が保有する地震観測一々、民間 が保有する地震観測一々、民間 が保有する地震観測一々、民間 が保有する地震観測一々、民間 が保有する地震観測一々を
自治体から住民へより確実に災害情報を伝達できる情報通信基盤の整備(G空間防災システム実装自治体数)[総務省]	災害情報等の一斉配信、多言語による情報提供等に対応したデジタルサイネージの実現に向けた取組の推進[総務省]	防災等に資するWi-Fi環境の整備推進【総務省】	通信衛星の開発【文部科学省】	データプラットフォーム拠点形成事業(防災分野)~首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト~【文部科学省】
				災害情報の必要な者・機関への不到達

		_		
・平成36年度を目途で7機体制での運用開始	・山S化した図記号の国民周知、 自治体への標識整備への啓発 をそれぞれ推進	関連機関と連携し、災害時の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築 6仕組みの構築 情報収集能力の向上に向けた取組の推進	・鉄道事業者において、各種情報提供ツールや多言語案内の充実化を図っていくともに、引き続き、監査のほか、事案が発生した際にその対度確認し、必要に応じ改善を促進・利用者の判断基準に資する。より的確な情報提供を行うため、引き続き、鉄道事業者と議論を実施	《地域での受入体制の整備》 ・訪日外国人旅行者を対象とし 行列の全国開始をマニアルの先 ・総続して地域防災計画の先行 例の全国周知を図る 例の全国周知を図る の方型局別を図る のアゴッと観視等を ・「Safety the」の災害情報を他 のアブリへ提供予定 ・「Safety the」の災害情報を他 のアブリへ提供予定 ・「な音祭生時には、災害の状況 に応じた訪日外国人が必要とす のよが、観光地の営業状況に 関する情報等)を実施
・平成30年度から準天頂衛星 システム(4機体制)の運用を開 始し、関連サービスを提供 ・7機体制に向けた追加衛星の 整備着手	・JIS化した図記号の国民周知、 自治体への標識整備への啓発 をそれぞれ推進	- 開連機関と連携し、災害時の通行可否情   各仕組みの構築  - 情報収集能力の向上に向けた取組の推進	・鉄道事業者において、各種情報 化を図っていくともに、引き続き 「その都度確認し、必要に応じる ・利用者の判断基準に質する。よ き続き、鉄道事業者と議論を実防	《地域での受入体制の整備》 ・訪日外国人旅行者を対象とした災害時対応マニュアルの先 行例の全国周知を図る ・地域防災計画の先行例の全 国用知を図る 国用知を図る 体情報提供入への直接的、迅速 体情報提供入 ・「Safety tips」の災害情報をア インケ提供できる仕組みを構 数予定 ・20年1月の草津白根山の噴 メについては、状況を注視しつ が大に応じた訪日外国人が の必要とする正確な情報発信を実施 ・交通の状況、観光地の営業 ・交通の状況、観光地の営業 ・交通の状況、観光地の営業 ・交通の状況、観光地の営業 ・交通の状況、観光地の営業
・衛星3機を打ち上げ準天頂衛星システム4機体制を構築 ア・7機体制に向けた追加機3機 の開発着車・災害危機通報・安否確認シス 不、等の利活用に向けた自治 体等との連携に入る薬証実験を 実施 ・災害・防災機関及び産学関係 考と連携しつ字官を活用した 効果的な防災・減災の手法の 検討を実施	・オリンピック・パラリンピック東京 大会の開催時期が沿ってい。京ことも踏まえ、川S化した図記号の 国民周知、自治体への標識整備への啓発を実施	・関係機関と連携し、災害時の 通行可否情報の収集や提供を 推進 ・情報収集能力向上に向けた 取組の推進	・鉄道事業者において、各種情報提供ツールや多言語案内の 充実化を図っていくともに、配 重の15か、事案が発生した際に その都度確認し、必要に応じ改善を促進 ・利用者の判断基準に資する。 より的確な情報提供を行うた め、鉄道事業者と議論を実施	・内閣所「防災基本計画」へ訪 日外国人旅行者への情報伝達 ・
準天頂衛星システムの開発・整備・運用【内閣 府】	災害種別図記号による避難対策等の推進[内閣府]	一元的な災害情報提供【国土交通省】	駅ナカを含めた旅客への情報提供の着実な実施【国土交通省】	外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【国土交通省】

		国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村(H26)→730市区町村(H29)→730 市区町村[H32](再掲)		
・ 危機管理時の組織マネジメンHこついて旅行業者に周知	・災害の発生が予想されるときに、災害応急対策として、被害が想 だされる地域の周辺薄板の石岩船地体策害が想定される沿岸地 域の住民、海水浴客等に対して、船艇、航空機等を巡回させ、訪 船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知。加えて、航行船舶に 対しては、航行警報又は安全通報等により周知	・平成29年度の出水や今後の 訓練で得られた知見をタイムラ インに反映させるなど、実践と改 ・都道所集管理河川において も、タイムラインの策定を推進す る。併せて、タイムラインに基づ た。付せて、タイムラインに基づ 有うなど、実践と改善を推進 (ホットラインの構築・実施につ いても推進	・平成30年5月1日に、緊急速 報メールを活用した洪水情報の ブッシュ型配信を全での国管理 河川(109水系)に配信対象を エリア拡大 ・洪水時にブッシュ型配信を実 施	・引き続き、大規模災害を想定し、関係機関と連携した広域的かつ 実践的な防災訓練を実施 ・出前講座、授業のコーディネー、防災教育のコンテンツ作成等を 引き続き実施
・危機管理時の組織マネジメント について旅行業者に周知	・災害の発生が予想されるとき 「に、災害の局が発して、被害 が想定される地域の周辺海域 の在泊船舶や被害が領定され るが岸地域の住民、海水浴客 等に対して、船艇、航空機等を 巡回させ、影船指導のほか、加 声器、たれ幕等により周知。加 行警報又は安全通報等により 周知	・国管理河川において浸水が想 定される市町村全てについて、 避難勧告着目型タイムラインを 策定	・平成29年5月1日に、緊急速 報メールを活用した洪水情報の ブッシュ型配信を国管理河川 109水系のうち自治体や携帯 電話事業者との調整等が整っ た68水系に配信対象をエリア 拡大	・大規模災害を想定し、関係機 関に連携した広域的かつ実践 的な防災訓練を実施 ・先生方が防災教育に取り組む 際に役立つ情報・エンテンツを 収録した「防災教育ポータル」を 開設。 ・出前講座、授業のコーディ ネート、防災教育のコンテンツ オート、防災教育のコンテンツ オート、防災教育のコンテンツ オート、加災教育のコンテンツ
国内旅行者に対する情報提供体制の構築[国 / 土交通省】	船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【国土交通省】	国管理河川におけるタイムラインの策定【国土交通省】	緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ 型配信【国土交通省】	大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化【国土交通省】
				災害情報の受け手の正しい認識不足

	$\sim$		_
・地方公共団体の首長及び危機管理担当職員に対い、一定の標準化された内容を構えたから得られた知見等を適宜内容に反映させながら、実施でに戻せされたが、実施・地方公共団体に対して引き続き退職自衛の有用がにつけ、ての理解の促進を図るとともに、地方公共団体の防災関係部局に可対する防災・危機管理教育音を実施	・ハザードマップ作成等に対する支援制度を活用し、ハザードマップ の作成及び防災訓練等を推進	Trus	
・地方公共団体の首長及び合 機管理担当職員に対し、一定 の標準化された内容を備えた 可修を、直近の没事事例やそこ から得られた知見等を適宜内 容に反映させながら、実施 ・地方公共団体に対して引き続 き退職自衛官の有用性につい ての理解の促進を図るとともに 地方公共団体の防災関係部局 同に対する防災・危機管理教 育に対する防災・危機管理教 育に対する防災・危機管理教 育に対する防災・危機管理教 育の実施、北充を図る(策施場 所:7か所、受講者数:325名一 375名)。	・ハザードマップ作成等に対する支 の作成及び防災訓練等を推進	・平成29年度の状況を踏まえ、検討	
・地方公共団体の首長及び危機・地方公共団体の首長及び危機・工成 28年牒本地震や台風第10号 災害など直近の災害者例やそこから得られた知見等を参考 に、精本地震で災害対応を経 静いた自長が構進を行うなど、 適宜内容に反映させながら、一 た可修を実施、上が大生団体に対して、22職 地方公共団体に対して、22職 地方公共団体に対して、22職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共団体に対して、32職 地方公共同体に対して、32職 地方公共の経験のの理解 可の着用性についての理解 の反進を図った。また、地方公 地方公共同体に対して、32職 地方公共のが、6、機管理教育の実 施・拡充を図った(実施場所・6 か所一ブル所、受講者数:245 名一325名)	・ハザードマップ作成等に対して 財政的に支援 ・防災訓練等の実施を推進	・被災者等が求めている指定避難所等における生活に関する支援のニーズを把握の上、指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策も含めて、検討し、報告書を作成	
地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上【総務省・防衛省】	農村における想定被害情報の共有による避難計 画の精度の向上【農林水産省】	避難所の運営状況等に関する取組状況調査【内閣府】	津波・高潮ハザードマップ作成の推進(1-3)
適切な避難に必要な施設・人員・能力の	<del>선</del>		

<ul><li>・規模自然災害発生直後から救助・救急、</li><li>−1)被災地での食料・飲料水等、生命に関</li></ul>	見模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 ) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		それがなされない場合の必要な対応を含む	を含む)	
事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2017年度(成果)	2018年度	2019年度以降	重要業績指標
	住宅・建築物の耐震化等の推進(1-1)				
数で者の増大による相	大規模津波等に備えた対策等の推進(1-3)				
対的供給不足	大規模水害対策等の推進(1-4)				
	農業水利施設の耐震化等の推進(1-5)				
	食料等の安定供給対策等の推進(5-8)				
物資供給源等の被災	電気整備・製油所の災害対応力強化等の推進(6	3-1)			
	農地等地域資源の質的向上等の推進(7-6)				
	貨物鉄道事業者のBCP策定の推進【国土交通 省】	・業務継続計画に基づいた訓 練の実施状況を確認	・業務継続計画に基づいた訓練の実施状況を確認	実施状況を確認	
_	迅速な航路啓開のための体制の整備【国土交通 省】	・GNSS技術を用いた最低水面 の調査を重要港湾、特定港湾 等から優先的に実施	)・GNSS技術を用いた最低水面の調査を実施	ll 査を実施	
物資供給能力・体制の不足等	ICT等を活用した災害対策の構築【国土交通省、経済産業省】	・OM(Construction Information Modeling)の先導的導入事業より順次導入 ・実用性の高いロボッを直轄現場 に試行的に導入 ・情報化施工技術の更なる普及を 推進 ・折たに現場で検証・評価した結果 ・折たに現場で検証・評価した結果 ・折たに現場で検証・評価と結び ・一にの要に応じな音を ・一を必要に、優れた技術の ・一をの要に応じな音 ・一・ログリング技術について、2016 ・モータリング技術について、2016 ・モータリング技術について、2016 ・モータリング技術について、2016	・OIM/Construction Information Modeling/Management/)の活用を 地大 ・実用性の高いロボットを直轄現場 に試行的に導入 ・精化施工技術の更なる普及を 推構化施工技術の更なる普及を ・新たに現場で検証・評価に結果 ・新たに現場で検証・評価に結果 を公表し、インフ管理者への効 果的な周知を行い、優れた技術の 普及を推進 正し、必要に応じ改善 ・企業で採択されたモニタルグ技 ・企業で採択されたモニタルグ技 ・企業で採択されたモニタルグ技 ・企業で採択されたモニタルグ技 ・企業で接択されたモニタルが、技 術について、現場における検証・評価を検 価を経まえ、随時現場に導入	・CIM(Construction Information Modeling/Management)の標準的 か任権を整備 ・実用性の高い口ボットを直轄現場 に試行的に導入 ・精化化加工技術の更なる普及を 権権化加工技術の更なる普及を を込表し、インラ管理者への効 異的な周知を行い、優れた技術の 普及を推進 正し、必要に応じ改善 ・公妻に応じ改善 ・公妻に応じ改善 ・公妻に振いない。 ・公妻に振いない。 ・公妻に振いる。 ・公妻に振いる。 ・公妻に応じな音 ・公妻に振いる。 ・公妻に振いる。 ・公妻に振いる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻にないる。 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で表記される。 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で表記される。 ・公妻で課れるれたモニタリング技 ・公妻で表記される。 ・公妻では、 ・公妻である。 ・公妻である。 ・公妻である。 ・公妻である。 ・公妻である。 ・公妻である。 ・、公妻である。 ・、公妻である。 ・、公妻である。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	自衛隊等の体制の強化等の推進(2-3)				
	各石油精製・元売会社における系列BCP策定、評	評価、見直し等の推進	£(5-2)		
	ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化(5一	(2)			都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国) 85%(H25)→87%(H27)→88%[H30参考値]→ 90%[H37]

災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制が ハード・ソアー体として構築されている港湾(重要港湾 以上)の割合 31%(H2E)→79%(H28)→80%[H32]					
・南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に構え、耐震強化 宇皇等の整備等のハード対策を推進・策定済みのお海路OPI-4とつき、実効性のある体制を確保するとともに、PDCAサイクルによる総統的な見直し、改善が図れるよう、関係者による訓練などのソアが策を一体的に推進	・既設橋梁(ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路をまたぐ跨道橋等)の耐震補強を推進	・道路斜面や盛土等の防災対策を推進	・道路の雪寒対策を推進	- 道路構造物の液状化対策を推進	·引き続き、道路啓開計画の実効性向上に向けた取組や実動訓練 を実施 ·地域防災計画の変更に向けた支援を実施
・南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、耐寒強化岸壁の整備等のハード対策を推進 対策を推進 ・策定済みの港湾BCPにもとう ・東立済みの港湾BCPにもとう ・東対性のある体制を確保するととも、PDCAサイグルによる 総続的な見直し、改善が図れる ・表、関係者による訓練などのソフト対策を一体的に推進	・既設橋梁(ロッキング権脚橋 梁、緊急輸送道路上の橋梁、 緊急輸送道路をまたぐ跨道構 等)の耐震補強を推進	・道路斜面や歴土等の防災対   策を推進	・雪崩・地吹雪による災害実績 を始まえ、防雪能設を整備する ととむに、気象や交通状況を踏 まえ、早めの通行止めによる集 中的・効率的な除雪作業や凍 結防に上約世が各実施 が高対策基本法改正を踏ま 、、道路管理者による政電車面 の移動等を行い、緊急車面の 通行を確保 でいかター等を活用した、 で下上か情報を提供するととも に、チェーン等条業構装着の注 に、チェーン等条業構業者の注 に、チェーン等条業構業者の注 不要不急の外出を控える呼び かけなどを実施	・道路構造物の液状化対策を   推進 	・道路啓開計画の実効性向上 に向けた取組や実動訓練を実 施 ・地域防災計画の変更に向けた 支援を実施
港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発【国土交通省】	道路橋梁の耐震補強【国土交通省】	道路の斜面崩落防止対策、盛土のJ尻補強【国 \ 土交通省】	道路の雪寒対策の推進(雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導)【国土交通省】	道路の液状化対策【国土交通省】	災害に備えた関係機関との連携による道路啓開 計画の策定【国土交通省】
			供給ルートの途絡等		

上水道の基幹管路の耐震適合率 35%(H25)→39%(H28)→42%[H30参考値]→ 50%[H34]				多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 096(H25)→100%(H29)→100%[H29]			
・全国水道関係担当者会議等 を通じて、全国の水道事業者等 やフセットマネントの日間 やフセットマネントの日間 に関する理解を記すとともに、 基幹管路におけるの耐震適合 基幹管路におけるの耐震適合 本の着実な向上を促進 ・水道法の改正法案の成立後 は、努力義務化等イライセルマ オジメントの取組に増により、 本道施設の計画的な更新を推 進[P] 強[D] 強言訓練で得られた教訓等を 踏まえた地震等緊急時対応の 音引きの改定作業に参画し、応 援体制を強化				・関係者との連携体制を維持するなど、ラストマイルを含めて円 るなど、ラストマイルを含めて円 滑な支援物質輸送体制を構築 するための取組を実施	が円滑に行われるよう、物資調手順について、「物資調達・輸送 割線を通じて確認	2016年度実施事項等の検討状況を踏まえ実施すべき事項を検 1・ラック事業者のBCP策定を推進 ・トラック事業者のBCP策定を推進 ・エネルギーセキュリティーを推進(CNG車両の普及)等	・災害時にも有効に民間物資拠 点が活用されるために地域防 災計画において民間物資拠点 の規定がなされるよう働きがけ を行うなど、ラスドベルを含め て円滑な支援物資輸送体制を 構築するための取組を実施
・全国水道関係担当者会議等 を通じて、全国の水道事業者等 に対し耐震化計画等策定指制 やアセルマネンメンルの手引き セフレルマネンメンルの手引き に関する理解を促すとともに、 基幹管路における耐震通合率 の着実な向上を促進 ・11月に南海トラフ巨大地震等 の大規模、電差視定し、応援体制 を超化 ・水道法の改正法案の成立後 は、その内容を踏まえ、水道法の改正法案の成立後 は、その内容を踏まえ、水道法の改正法案の成立後 は、その内容を踏まえ、水道法の改正法案の成立後 は、その内容を踏まえ、水道法の改正法案の成立後 は、その内容を踏まえ、水道法の改正法案の成立後	-1)			・首都直下地震、南海トラフ巨大地震の被害が視定されていた地震の協議会が設置されていた。 とむ場で協議会が設置されたととを誇ま、関係者との連携体制を維持	・非常災害時における物資の供給が円滑に行われるよう、物資調 達・供給を担う関係機関の役割、手順について、「物資調達・輸送 調整等支援システム」を活用した訓練を通じて確認	・2016年度実施事項等の検討状況を踏まえ実施すべ。 討 ・トラック事業者のBCP策定を推進 ・エネルギーセキュリティーを推進(CNG車両の普及)等	・災害時にも有効に民間物資拠 点が活用されるために地域的 災計画において民間物資拠点 の規定がなされるよう、マニュア ルを活用した研修や協議会等 を通した働きかけを実施
・全国水道関係担当者会議等 を通じて、全国の水道事業者等 に対し耐震化計画等策定指針 やアセパマネジメルの手引を に関する理解を促すとともに 基幹管路における耐震適合率 の向上を促進 ・南海トフ巨大地震等の大規 機災者を想定した全国情報伝 強制線に参画に、応援体制を 強化 計画的な更新に努めなければ ならないと一等を殴り込んだ水 道法の改正法案を第196回通 常国会に再提出	の連携の強化等の推進(5-			・南海トラフ巨大地震の影響が 想定される近畿プロップにおい て物流事業者等多様な関係者 から構成される協議会を開催 し、災害時に対け後強道、内航 滞運、トラック等の多様な輸送 手段の活用について検討すると ともに、関係者間の役割分担や 情報伝達手順等を確認	・現行の「物資調達・輸送調整 等支援システム」を活用した訓 練を継続	・2016年度実施事項等の検討 状況を踏まえ実施すべき事項 を検討 ・トラック事業者のBCP策定を推 進 ・エネルギーセキュリティーを推 進(CNC車両の普及)等	・地域防災計画において民間物 資本の規定が記載されるよう 働きかけ ・研修や協議会等を通じで改定 したマニュアルを周知
効果的な耐震化推進及び応急給水の円滑化のための水道事業の連携強化【厚生労働省】	効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の	交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)	漁港施設の耐震化等(5-8)	多モード間の相互連携による支援物資輸送体制 整備【国土交通省】	官民が連携した物資調達の仕組み構築のため の検討【内閣府、関係府省庁】	緊急物資輸送システムの構築【国土交通省】	広域物資拠点としての民間物流施設の選定及 び活用マニュアルの作成【国土交通省】
							被災地情報(物資需要)の不足等

	応急用食料の充足率 100%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]		社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 131%(H25)→86%(H29)→100%[H30]		
・2018年度におけるラストマイル を中心とに支援物資輸送訓 練の結果等も踏まえ、ラストマイ ルを含めて円滑な支援物資輸 を体制を構築するための取組 を実施	「緊急災害時対応食料供給体制機構調査」の設置に当たって た、調査品目等の追加を行うと ともに、調査を業に当たって も、九末で調査を行っていな も、九末で調査を行っていな も、九末で調査を行っていな 、農林水産省や内閣府主催の 図上訓練の実施に当たっては、 外部機関にも訓練の参加を促 し、より実践に近い体制での図 上訓練を検討		・公的施設や避難所等に加え、 重点地域や商業施設等の民間 施設おける需要家側での燃料 備書を推進 一般消費者による自動車への こまめな潮分と給油や灯油買い 置き等の自衛的燃料備蓄を推 進	· 避難所となる学校施設に必要な防災機能の強化、耐震化・老 朽化対策等を推進	・災害時に広域物資拠点として の活用が見込まれる民間物流 施設を選定するなど、ラストマイ 上を含めて円滑な支援物資輸 法体制を構築するための取組 を実施
・支援物資の輸送・保管、物流 事門家派遣に割する協力協定 の締結を促進するため、締結が 連れている協定を中心に協議 会等を通して関係事業者団 体、地方公共団氏・働きかりを 機続するとともに、脈本地震の 数訓を踏まえ、ラストマイルを中 心とした支援物資輸送訓練等 を実施	「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の別りまとかに当 たっては、学議経験者や食品 団体など関係者に働きかけを行 い、調査品目等の追加を行うな と調査内容の向上を図ることを 検討 、農林水産省や内閣府主催の 区上調練実施後に、参加者等 からピアリングを行い、次回以降 の図上訓練に反映、		・公的施設や避難所等における 需要家側での燃料備蓄を推進 ・・一般消費者による自動車への ・こまがあ海ジを油や灯油買い 置き等の自衛的燃料備蓄を推 進	・学校施設における非構造部が の耐震対策や学校施設の避難 所としての防災機能強化を推進 するため、施設整備に対する支 撥を行うとともに、有識者による 講演、事例紹介等を行うセミ オーを行い、学校設置者の意 識・知識を向上	・災害時に広域物資拠点として の活用が見込まれる。非常用 電源設施、非常用通信設備を 備えた民間物流施設について、 物流事業者等多様な関係者か ら構成される協議会において選
・支援物質の輸送・保管、物流 専門表派遣に関する協力協定 の締結を促進するため、協議会 等を通じて関係事業者団体、 地方公共団体に働きかけを実 施	・災害時に供給可能な品目や 数量の日安左かる「緊急災害時 対応供給体制整備調査」を取り まとめ、関係省庁や都道府県に 共有 ・農林水産省や内閣府主催の 図上訓練において、物資支援 の手順等の向上を推進		・地方公共団体の防災担当者 に対して燃料備蓄を推進するよう呼びかけ、公共施設・避難所等 等への整備を進かるとともに、 国土強靱化地は同画を策定し た地方公共団体への配慮や災 電条と任务に (備などの実施)を が加め、民間備蓄を促す「満タン が一体との共構、第一の が加め、日間構造を促す「満タン が一体との共構、第一の が一位を表析では、 が一位を登録した。 が一位とのは重点を表現に が一位とのは重点を表現に対 が一位とのは重点を表現に対 が一位とのは重点を表現に対 が一位とのは重点を表現に対 が一位とが関係が が一位とのは電点を表現に対 が一位とが関係である。 が一位を対が関係に対 が一位とがが関係に対 が一位を対が対象をでして表接を行い、一般が増産。 が一点を対が対象を表現に対 が一位を対が対象を表現に対	・学校施設における非構造部材 の耐震対策や学校施設の避難 所としての防災機能強化を推進 するため、施設整備に対する女 援を行うとともに、有識者による 講演、事例紹介等を行うセミ オーを行い、学校設置者の意 講・知識を向上	・災害時に広域物資拠点として の活用が見込まれる。非常用 電源設備、非常用通信設備を 備えた民間物流施設について、 物流事業者等多様な関係者か ら構成される協議会において選
支援物資の輸送・保管、物流専門家派遣に関する協力協定の締結促進【国土交通省】	応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の 推進[農林水産省]	一元的な災害情報の提供等の推進(1-6)	災害時等に備えた需要家の燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進【経済産業省】	学校施設等の避難所としての防災機能の強化【文部科学省】	非常用電源·非常用通信設備を備えた広域物 資拠点の拡大【国土交通省】
			上記要因が完全に回避できず、被災地への	物資供給が停止する状況	

		以降   重要業績指標	緊急消防援助隊の増強 4,694隊(H25)→5,978隊(H29)→6,000隊[H30] 次害警備訓練施設の設置 0%(H25)→63%(H27)→100%[H30] TEC-FORCEと連携した訓練を実施した制造序県数 17都遺府県(H26)→44都遺府県(H28)→47都道 府県[H32]	都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85%(H25)→93%(H28)→95%[H30] 消防庁舎の耐震化率 84%(H25)→90%(H28)→95%[H30]				はじめ、災 とや様々な な目標の 踏まえ、防 脂整要領等	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源   であための   付加装置の整備台数(H27-32補助事業)   204台(H27) → 444台(H28) — 約2000台[H32]	曼化左推進	
<b>テわれる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</b>		2018年度   2019年度以	・自権隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE、DMAT等の体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施による対処能力の向上等の 施策を推進	・地域において活動拠点となる、自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等を推進 震化の強化等を推進	・ 消防救急無線のデジタル化を確実な運用の推進		(L(4-1)	・国と地方・民間企業等の連携による情報の相互利用をはじめ、災害対策業務の標準化の取組を進める。また、地域の特性や様々ないによる目別線等を実施を実施するととに、明確な目標の下による目別線等を実施のトマダチ作戦等の経験を踏まえ、防災演習等を通じ、災害時における在日米軍司令部との調整要領等について検証を実施	・信号機電源付加装置の整備を推進 ・官民の自動車プローブ情報を災害時に効果的に活用するための 取組を推進	・災害発生時においても空港機能が維持できるよう、耐震化を推進	
のそれがなされない	対的不足	2017年度(成果)	・自衛隊、警察、消防、海保、 TFC-PORCE、DMAT等の体制 の強化、装備資機材の整備、 訓練の実施による対処能力の 向上等を推進、	・地域において活動拠点となる、自衛隊、警察、消防等の施設の可震化の強化等を推進	・無線の混線、輻輳等が生じな いよう、消防救急無線のデジタ ル化の確実な運用	(4-1)	通じた関係機関との連携強化	・地域の特性や様々な災害現 場に対応した訓練環境の整備、 及び災害が応業務の要が性を 高めるための合同訓練等を明 権な目標の下で実施 作な日標の下で実施 大、自衛隊統合防災演習等を 高に、び書局における米軍の 下で多れ、 大、自衛隊統合防災演習等を 高に、び書局における本軍 高行、交票局における米軍 高に、び書局における米軍 高行、以書局における米軍 高行、以書局における平面 高方にの調整要領等について で検証を推進	・信号機電源付加装置の整備 を推進 ・官民の自動車プローブ情報の 活用による的確な交通規制の 実施と災害対策の推進	・災害発生時においても空港機 能が維持できるよう、耐震化を 推進	
医療活動等が迅速に	坊、海保等の被災等による救助·救急活動等の絶対的A	事態を回避するための取組施策	自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE、 DMAT等の体制の強化、装備資機材の整備、訓 練の実施による対処能力の向上等【警察庁、総 務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省】	自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等【警察庁、総務省、国土交通省、防衛省、関係省庁】	消防救急無線のデジタル化【総務省】	警察情報基盤の耐災害性の向上や訓練の実施(4-1	防衛情報通信基盤の強化や、訓練等を通じた関	災害対策の標準化を推進するなど、関係省庁の連携の強化等【内閣府、防衛省、関係府省庁】	災害時における官民連携した災害関連情報収集・提供のためのシステム整備【警察庁】	空港施設の耐震化の推進【国土交通省】	交通体验等 (5-2)
大規模自然災害発生直後から救助・救急、	2-3)自衛隊、警察、消防、	事態が発生する要因	被害者の増大による救助・救急要員の不足	自衛隊、警察、消防等 の施設の被災による救 助・救急活動等の困難	计一件 人名马丁二人	地に寺の歩網による数財・救急活動等の困難		円滑な連携がなされな いことによる救助・救急 活動等の困難	道路、港湾、空港の被巡グニート・ギュー・	災等による数別・教司活動等の困難	

	重要業績指標							
	2019年度以降	<b>新について、必要な取組を実施</b>		・内閣府は、引き続き、各府省庁における通信・情報システムの確保及び燃料の備蓄等を促すとともに、電気通信事業者との間でのが推りないないを実施 ・各府省庁は、引き続き「情報シストル運用機続計画」を策定し、 ・各府省庁は、引き続き「情報シストル運用機続計画」を策定し、 非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、バッ カアップシステムの速やかな確保に必要な取組を実施	・引き続き、中央省庁の庁舎等について、自家発電設備の燃料権 の増設等を実施	・指定公共機関の追加指定に (半う中央防災無線網設備の整 備	・引き続き、災害発生時対応訓練を実施することにより、災害対防力強化を図るとともに、これまでの訓練を通して追加すべき事項が各れば適宜取り入れる事が要な措置の実施	
	2018年度	・引き続き、庁舎の耐震安全化等について、必要な取組を実施		・内閣府は、引き続き、各府省庁における通信・情報シ 保及び燃料の備蓄等を促すとともに、電気通信事業者 協力体制の元実支育を対象技を実施 ・各府省庁は、引き続き「情報システム運用継続計 非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムに クアップシステムの速やかな確保に必要な取組を実施	・引き続き、中央省庁の庁舎等   の増設等を実施	・直流電源装置の更新	-2017年1月に運用を開始した 当該システムにおける災害発生 時対応訓練を実施	
	2017年度(成果)	・庁舎の耐震安全化等につい て、必要な取組を実施	等(1-4)	・内閣府は、各府省庁における 通信・情報システムの確保及び 燃料の備蓄等を促すともに、 電気通信事業者との間での協力 力体制の充実方策の検討を実 ・各府省庁は、「情報システム ・各府省庁は、「情報システム ・各府省庁は、「情報システム ・各所名子は、「情報システム ・各所名子は、「情報システム ・各所名子は、「作品」を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·外務省庁舎(平成29~30年 度)の燃料槽の増設等を実施	・指定公共機関の追加指定に 伴う中央防災無線設備の整備 (4機関) ・直流電源装置の更新	・自動車の車検データ等を管理 している「自動車登録検査業務 電子処理システム」について、 パッグアップセンターの耐震性 能の強化等が行われた新シス テムが2017年1月より運用開 始 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
大規模目然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全	事態を回避するための取組施策	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした庁 舎の耐震安全化等 【各府省庁】	水害に強い地域づくり、大規模水害の未然の防止等(1-4)	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした電力及び通信・情報システムの確保【内閣府・各府省庁】	首都直下地震時の政府中枢機能確保に必要な \ 電力の確保[国土交通省]	中央防災無線網の整備【内閣府】	自動車の取引、車検等の根幹となる情報インフラの災害時対応力の強化【国土交通省】	警察情報通信基盤の堅牢化・高度化(4-1)
大規模目然災害発生直 3-3)首都圏での中央官F	事態が発生する要因	庁舎の損壊			重气.语信弘偡纸户抽	(大)		

直すとともに評価に孫  画について有識者  効性について評価を	、業務継続計画検証 全所省庁の業務継続計画検証訓練の実施率 を 在度 全度 生度	5調査を必要に応じて	歩環境等の確保のたの整備については、  10  10  10  10  10  10  10  10  10  1	◆工事等に必要な調	路海部基幹的広域 肾理を実施	5進め、適切にフォ			毛布、簡易F-/レ等の i(おかて、参集要員の 1分程度の物資を備蓄	
・内閣府は、必要に応じて、評価手法等を見直すとともに評価に係る重点項目を設定し、各府省庁の業務継続計画について有識者による評価を実施 ・引き続き、各府省庁は、業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直と実施	·引き続き、総合防災訓練大綱 に基づき、首都庫下地震を想 定した職員の安否確認訓練、 非常参集訓練、選対策本部 の設置、運営等訓練を実施	・ライフライン等に関する課題について、更なる調査を必要に応じて 実施	・引き続き、代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 もの必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、 速やかL検討を行うための必要な取組を実施	・現地対策本部設置のための官庁施設の改修工事等に必要な調 整を実施	·災害対策本部予備施設(立川)及び東京鴻臨海部基幹的広域 防災拠点(有明の丘·東扇島)の改修·維持管理を実施	・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施			・引き続き、必要な食料、飲料水、医薬品、物質が不足することがないよう。その庁舎等 1週間分及び参集要員以外の職員等の3日 するための取組を実施	本
・内閣府は、必要に応じて、評価子等等を見すとともに評価 「所る重点項目を設定し、各府省庁の業務機続計画の実効性 について、有識者による評価を 持備者には、業務機続計画 等所省庁は、業務機続計画 の評価を行い、適宜、見直しを 実施	・平成29年度総合防災訓練大綱に基づき、首都直下地震を 想定した職員の安各確認訓 練、非常参集訓練、災害対策 本部の設置、運営等訓練を実施	<ul><li>・ライフライン等に関する課題に ついて、必要に応じて調査を実 施</li></ul>	・代替庁舎における執行体制、 執務環境等の確保のための必 要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・ 情報システムの整備について は、速やがに検討を行うための 必要な取組を実施	・日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震発生時の北海道にお ける現地対策本部設置候補で ある札幌第一合同庁舎の改修 工事等を実施	·災害対策本部予備施設(立 川)の改修。維持管理及方東京 湾臨海部基幹的広域防災拠 点(有明の丘・東扇島)の維持 管理を実施	・政府関係機関移転基本方針 に基づき、研究機関、研修機関 等の地方移転について、具体 的な展開を明確にした年次プラ ンの作成など、移転に関する具 体的な取組みを実施			・必要な食料、飲料水、医薬 品、毛布、簡易トイル等の物質 が不足することがないよう。その 万舎等において、参集要員の 週間分及び参集要員とかの談 員等の3日分程度するための必 要な取組を実施	パ本生になって、
各府省庁の業務継続計画の評価 【内閣府·各府省庁】	  業務継続計画検証訓練の実施【各府省庁】 	代替拠点への移転に伴う緊急的な執務場所等 の検討【内閣府】	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした代 替庁舎の確保[各府省庁]	現地災害対策本部設置のための施設の改修【内閣府】	立川・有明の丘・東扇島・堺2区施設の適切な維持管理の実施【内閣府・国土交通省】	地方創生に資すると考えられる政府関係機関の 地方移転【内閣官房・関係府省庁】	道路啓開計画の策定(2-1)	道路橋梁の耐震化(2-1)等	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした物資の備蓄【各府省庁】	ず… でしいが ランゲ なご 作 ※ 年 2 千 間 ! 「 ボ = 午 ユ
			災害時に最低限必要 な人員の参集不能						物資の供給不足等によ り中期的な業務継続の 不能	

		重要業績指標						事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合   100%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]	無線中継所リンク回線の高度化の達成率   54%(H25)→100%(H29)→100%[H30]	
		2019年度以降	・引き続き、電気通信事業者の 協力の下「通信回線の脆弱性 評価マニュアルを情報提供す ることにより、各府省庁における 護ヶ関エリア以外の情報通信シ ステムの脆弱性対策を支援	・自家発電機の設置及び定期的なメンテナンスが未済となっている 金融機関に対しては、自家発電機の確保等を促進	果、定期的なメンテナンスを実施 :の3日分から7日分に増強するた	省庁間での連携を実施		・通信環境の適切な確保を図るため、技術動向や大規模災害発生の際の通信インフラの被災状況を踏まえ適宜技術基準の見直し等を実施し、電気通信事業者が当該基準への適合について自己確認を実施予定	新・統合を推進 建て替えを推進 、警察情報通信の確保に資する の見直し等を推進	・当面の間、整備を完了した通信衛星器材やマイクロ回線の維持を行うことにより、抗たん性の確保を推進
		2018年度	・電気通信事業者の協力の下、 「通信回線の脆弱性評価マニュアル」を情報提供することによ リ、各府省庁における霞ヶ間エリア以外の情報通信システムの 脆弱性対策を支援	<ul><li>・自家発電機の設置及び定期的なメンテナンスが対金融機関に対しては、自家発電機の確保等を促進</li></ul>	- 自家务電機に必要な燃料の確保、定期的なメンテナンスを実施・また、自家発電機の燃料を現状の3日分から7日分に増強するため、燃料タンクの増設工事を実施	・政府図上訓練に参加して、関係省庁間での連携を実施	<b>進進(2-1)</b>	・通信環境の適切な確保を図るため、技術動向や大規模災害発生の際の通信インラの被災状況を踏まえ適宜技術基準の見順等を実施、電気通信事業者が当該基準への適合について自己確認を実施予定	・警察移動無線通信システムの更新・統合を推進 ・耐震強度不足の無線中総所の建て替えを推進 ・大規模災害による被害を想定し、警察情報通信の確保に資する 各種訓練の継続的な実施・計画の見直し等を推進	・引き続き計画区間におけるマイケロの線の大容量化、通信衛星の老朽化に伴う更新等を推進
		2017年度(成果)	・電気通信事業者の協力の下、 「通信回線の部弱性評価マニュ アルリにより、各府省庁における 情報通信システムの脆弱性対 策を実施	・監督指針等に基づき、金融機関の業務総続態勢の整備に関してモーダリングを実施・BCPの向上の中で、金融機関における自家発電機の設置、定期的なメンテナンスの実施は進展	・自家発電機に必要な燃料の 確保、定期的なメンテナンスを 実施	・政府図上訓練に参加して、関 係省庁間での連携を実施	電設備の設置等の推進	・通信環境の適切な確保を図る ため、技術動向や大規模災害 発生の際の通信インフラの被災 状況を踏まえ適宜技術基準の 見直し等を実施し、電気通信事 業者が当該基準への適合につ いて自己確認を実施	・無線中継所リンク回線の高度 化を推進 ・警察移動無線通信システムの 更新・統合を推進 ・大規模災害による被害を視定 し、警察情報通信の確保に資す る各種訓練の実施・計画の見 直し等を継続的に実施	・計画区間におけるマイクロ回線 の大容量化、通信衛星の老朽 化に伴う更新等を推進
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	事態を回避するための取組施策	中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性 評価【各府省庁】	金融機関における自家発電機の設置、定期的なメンテナンスの実施(全銀協正会員)[金融庁]	金融庁における自家発電機の設置、定期的なメ ンテナンスの実施[金融庁]	電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化 【金融庁】	災害時等に備えた需要家の燃料タンクや自家発電	電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度【総務省】	警察情報通信基盤の堅牢化・高度化【警察庁】	防衛情報通信基盤の強化【防衛省】
大規模自然災害発生直衛	4-1)電力供給停止等に。	事態が発生する要因		電力供給の途絶						

		・関係機関及び自治体との連携		
	関係機関との通信連携要領の確立【防衛省】	副線を引き続き権当かった。 1 編集を引き続き権権する。29 年度、陸自(中央即応集団)に おいて、消防庁との通信訓練の 実施を検討したが、カケブュー ルが合わず、来年度以降再度 調整	・関係機関及びや自治体との連 携訓練を継続して実施	・部隊等において同器材を用い た訓練を通じ、関係機関及び目 治体との連携に努める
通信設備の被災	通信能力の向上【防衛省】	・野外通信システム及び自衛隊 航空機等と海上保安庁航空機 との近距離通信用無線機の整 備については、予算査定されず 未実施	・引き続き野外通信システム及 び自衛隊航空機等と海上保安 庁航空機との近距離通信用無 線機の整備を実施	・異種無線機との通信が可能となる野外通信システムは整備 途上であり、また海上自衛隊の が空機等についても、海上保安 庁巡視聴及が航空機を近近 離通信が可能となる無線機の 導入を促進
	防災情報の収集機能強化【内閣府】	・熊本地震時の収集情報の分 析結集や民間事業者の意見等 を踏まえ、情報が少ない発災直 後の被災地の状況や被災者 ニーズ等の全体的な傾向把握 などへの活用の強化を促進	・引き続き、SNSを活用した情報発信、情報収集を推進	そ信、情報収集を推進
	総合防災情報システムの整備【内閣府】	・次期システムの詳細設計を実 施	⟩・平成30年度以降、次期システムを構築し、運用	^を構築し、運用
	庁舎、活動拠点の高台移転、非常時における行政機関間の通信手段の多重化・高度化等による地方公共団体等の業務継続体制の強化【総務省】	・現在のバックアップサイト更新 時期である平成30年度に、必要な全てのバックアップシステムを構築できるよう。追加構築 するシステムの検討を実施	・現在のバックアップサイト更新 時期である平成30年度に、必要な全てのバックアップシステ ムの構築を完了できるよう確実 なプロジェケト管理を実施	・平成30年度に整備する必要 な全でのバックアップシステム 構築完了後、確実に移動できる よう適切に維持管理を実施
	通信指令施設の更新整備(2-3)			
	中央防災無線網の整備(3-3)			
	拠点機能形成車等の緊急消防援助隊の車両整備、 対応力の強化(2-3)	帯、ヘリ・ヘリサット等	ヘリ・ヘリサット等の整備等による緊急消防援助隊の	急消防援助隊の
	高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災 基盤等の整備(2-3)	防防災施設の整備	・耐震化等による地	5域における防災
	TEC-FORCE等の派遣、特定緊急水防活動等の発災時の対応と人	き災時の対応と人員	i・資機材等の整備等(2	等(2-3)
	通信衛星の開発(1-6)			

		重要業績指標										
		2019年度以降	・対策の検討が必要と考えられ ・多事項(液状化対策等)につい て、デーク取得を行い、耐震基 準作成に向けた検討を実施							·流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の枠組みを B用した災害に強い民間物流施設の整備促進を実施	・東京湾においては、構築された一元的な海上交通管制を的確に 運用、災害発生時における安全対策を推進 ・伊勢湾・大阪湾においては、効果的な体制構築に向けた検討を 実施	·引き続き、海上輸送の物流機能を寸断させない視点から、船舶 航行の指標となる航路標識の防災対策を推進
として		2018年度	・平成29年度に実施した余裕 度の比較検討の結果を踏まえ、 必要に応じ、現行耐震基準の 直直した実施 ・また、さら対策の検討が必 要と認められる事項(液状化対 策等)を抽出し、耐震基準作成 に向けたデータの取得を実施							·流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 活用した災害に強い民間物流施設の整備促進を実施	・東京湾においては、構築された 通用し、災害発生時における安 ・伊勢湾・大阪湾においては、効 実施	
)を機能不全に陥らせない	力の低下	2017年度(成果)	・平成28年度に実施した実験を 踏まえ、基礎を含めた場合の地 上構造物の高圧が設備の余 指権についてシミュレーション解 析を行い、余裕度の検討を実 施	)等				〔(1-4) 等	1)	・流通業務の総合化及び効率 化の復進に関する法律の枠組 かを活用した災害に強い民間 物流施設の整備促進を実施	・東京海における一元的な海上 交通管制の構築を図るため、 ドレ・ダーなどの関連施設の整備 等を実施	・海上輸送の物流機能を寸断さ せない視点から、船舶航行の指 標となる航路標識の防災対策 を推進
大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を1	チェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力	事態を回避するための取組施策	高圧ガス保安法に基づく耐震基準の設定【経済産業省】	火災予防·危険物事故防止対策等の推進(1-1	建築物の耐震化の促進(1-1)等	大規模水害の未然防止等(1-4)	水害に強い地域づくり(河川、下水道)(1-4)	洪水、内水ハザードマップの作成支援等減災対策	エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化(6-	災害に強い民間物流施設の整備促進【国土交通省】	三大湾における一元的な海上交通管制の構築【国土交通省】	航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、 自立型電源化)[国土交通省]
大規模自然災害発生後で	5-1)サプライチェーンの寸	事態が発生する要因			工場・事業所等の被災	. ,	- \					.,

	航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合   0%(H25)→100%(H29)→100%[H29]							大企業及び中竪企業のBOPの策定割合 大企業:54%(H25)→60%(H27)→電ぼ100% [H32] 中堅企業:25%(H25)→30%(H27)→50%[H32]	
国交省本省で運用する「民間船舶マッチングシステム」について、 平成30年4月より、地方運輸局等においても運用を開始。当該システムの活用や地方自治体に連携することにより、地方自治体に計 ける災害時の船舶活用促進を実施 ・「民間船舶やチングシステム」のデータ更新等を行い、より精度 の高いもの~と性能を向上 ・民間フェリーを活用した広域応援部隊進出にかかる図上訓練や 課題の検討を実施	・緊急確保航路について、航路啓発訓練を踏まえ、更なる航路啓発計画の検証を実施						・航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワーク の維持や背後圏経済活動の総続性確保を図るため、必要な管制 施設、基本施設等の耐震化を実施	・必要に応じて、民間企業等の事業継続体制(BCPの策定状況)に 関する実態調査を実施 ・引き続き、官民による意見交換などを実施し、官民が効果的に運 携するための課題の抽出、検討を実施	・引き続き、「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイド ライン」を広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働き かけを実施
・地方自治体における災害発生 時の船舶活用の促進を図るた め、都道府県の防災担当を対 象としたセミナーの開催等を実 地 国交省、警察庁、消防庁、防 衛省及び民間フェリー事業者等 において、災害時における民間 フェリーを活用した広域応援部 別は一を活用した広域応援部 訓練等を実施	·緊急確保虧路において、前路 啓発訓練を踏まえ更なる前路 啓開計画の検証を実施 湖戸内海の緊急確保航路に 前7方施路を発計画について、 訓練等を踏まえ策定を推進			修備(2—1)	5)		「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害 対策のあり方とりまとか」に基づき、広域的な大規模災害発生 時に必要となる空港機能、輸送 時力等の確保のため、空港施 股の耐震化を推進 ・地震・津波に対応した早期復 旧計画の策定を推進	・民間企業等の事業継続体制 (BC)や策定状況)に関する実 機調査を実施・官民が選携した取組について 官民による意見交換会を実施	「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」について、業界団体の広報は、この掲載や講演での紹介などにより広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施
災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等を推進【国土交通省】	効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携 の強化[国土交通省]	道路橋梁の耐震化(2-1)	道路の斜面崩壊防止対策(2-1)等	多モード間の相互連携による支援物資輸送体制整備	代替性確保のための道路ネットワークの整備(5-	農道・農道橋等の保全対策の推進(5-8)	広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能 等の輸送能力の確保【国土交通省】	民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCPの策定促進及びBCMの普及推進【内閣府】	物流業におけるBCP作成の促進【国土交通省】
物流ルートの十断									

・引き続き、中小企業のBCP策 元促進のため、ガイドラック・事 や職権制度等等を通じてBCPの 推進するとともに、BCPに関する 専門家派遣事業を実施	・引き続き、民間事業者のBOP策定に係る自主的な取組を推進・特に、サブライチェーンの強化のため、BOP策定率の低い中小の製造業者を対象にした専門家が参加するワーケショップ等の開催を実施	・石油化学事業者が策定した人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画について、引き続き、PDGAサイクルの実施により実効性を高めることを促進	·引き続き、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して、地方強靱化BCP(仮称)の作成に向けた取組を実施	・水害BCP作成に参考となる資 料を作成し、企業の目衛水防の) 技術的支援を実施 技術的支援を実施	·引き続き、現地政府を巻き込んだASEAN・東アジアの防災能力強化に向けた政策提言活動やASEAN・東アジア地域の防災に関する政策研究の実施。			
・中小企業を対象としたBOP策 定支援のためのガイドブックや 事例集を作成するとともに、BOP 加。 ・BOPに関する専門家派遣事業を実 加。 ・BOPに関する融資制度につい て、レジリエンス認証制度とも連 携しながら、中小企業に対する 普及を推進	・製造業におけるBCP策定状況 等の実態把握を実施	・石油化学事業者は、策定した人間前ならいスケアセスメン・等人間前ないスケアセスメン・等実施品の具体的な実施計画を音楽に実行・石油化学工業協会は、実行効果の終充、課題の抽出・共有化等を行い、次年度の計画に反映	・地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展のため、ワークショップ 及・発展のため、ワークショップ (愛知県豊橋市の工業団地な と3か所)を開催	·水害被害事例集·対策事例集 を作成し、水害BCP作成の技術 的支援を実施	・ASEAN・東アジア地域において、機動すべき課題をもらに洗 て、機動すべき課題をもらに洗 は、出し、災害レジリエンスや宇 由・地理空間技術の防災への 活用及び自然災害に対するサ プライチェーン低減に関する研 究を実施	進(2-1)		
中小企業における団体や地域との連携も含めた 効果的なBCP作成の促進【経済産業省】	各企業におけるBCP/BCMの実効性向上のため、想定外対応を含めた事業継続能力の評価手法の開発及び非常時の経営判断能力を養う訓練の実施[経済産業省]	石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とそのPDCAサイクル実施の促進[経済産業省]	地方強靭化BCP(仮称)の作成に向けた取組み の推進【内閣官房】	事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供 【国土交通省】	東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究【経済産業省】	民間物資拠点の非常用電源・通信整備の導入促進(2	道路啓開計画の策定(2-1)	貨物鉄道事業者のBCP策定推進(2-1)
	非常時の対応力の不足							

	重要業績指標						SSの災害対応能力強化に向けた全都道府県における 防災訓練等の人材育成事業の実施 100%(H26)→100%(H29)→100%[毎年度]		
.7:	2018年度 2019年度以降				・地方創生の深化のためであって、防災・減災にも貸する道、汚水処理施設、港の整備を推進	・有事に備えた共通パーコードシステムの導入を支援するとともに、各地域の訓練を実施	・災害対応型SSの定期的な研修や訓練を推進・SS過疎地において、住民にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、地方公共団体等による燃料供給体制に係る計画を策定する政組や生産性向上、環境・安全対策の取組を支援	・災害対応型SSの整備及び地下タンクの入換大型化を実施	·SS過疎地対策ハンドブック及び石油製品流通網把握システムによる分析結果等を踏まえ関係地方公共団体に周知するとともに、必要な対策を検討
を機能不全に陥らせない N島 I-	五 2017年度(成果)	3-1)	-1)	3-1)	・地方創生の深化のため、防災・減災対策に資する道(市町村道、農道、林道、汚水処理施設(公共下水道、鷺落排水、施設(公共下水道、鷺落排水、海水橋)及水港(港湾、漁港)を整備することにより、地方創生の深化とあわせて防災・減災対策を推進	・有事の際に他系列事業者間でもLPガスシリンダーでの円滑なが、「情報共有ができるようを近、「一一ドンステムの導入を支援、「一一ドンス・大人の導入・有事の際にLPガスの円滑な供給が図られるよう各地域の訓練で明らかとなった連絡手段の確保といった問題とそのな音楽等を中核充填所連絡会等の場で	・中核SS及び住民拠点SSが役割を確実に履行できるよう、研修や災害時のオペレーション訓練、地方公共団体等との合同訓練を実施・全国的な石油サブライチェーン維持のため、SS通疎地においてコスト削減に資する簡易計量機の設置等を支援	・中核SS及び住民拠点SSの指定・追加整備を推進 た・追加整備を推進 ・2017年度に稼動開始した災害情報収集システムを活用し、 事情報収集システムを活用し、 中核SS及が任民拠点SSを中心 とした訓練や地域防災訓練を 実施	・SS過疎地対策ハンドブック及 び石油製品流通網把握システ ムによる分析結果等を踏まえ関 係地方公共団体に周知するとと もに、必要な対策を検討
っても、経済活動(サプライチェーンを含む) ′チェーンの維持Γ-/ス要ケエネルギー供給の	事態を回避するための取組施策	電気整備・製油所の災害対応力強化等の推進(6-1)	エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化等(6-1	石油コンビナート事業者の応急対応力の強化等(6-	地方創生の深化のための基盤整備【内閣府】	災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し【経済産業省】	SSの災害対応能力強化[経済産業省]	災害時に地域の石油製品供給を維持するため、 災害対応型SSを整備【経済産業省】	石油サプライチェーンの維持・強化に向けた関係機関の協議体制を強化【経済産業省】
大規模自然災害発生後である。5-2)社会経済活動 サプライ	* これでにからます。 事態が発生する要因	1	エネルキー供給源等の被災					エネルギー供給能力・体制の不足等	

	ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化【経済産業省】	・災害時の都市ガス供給の早 期復旧のため、ガス事業者によ る非耐震管の計画的な取替え や耐震化の自上に資する技術 的な対策(中低圧ガス導管耐 震設計指針の周知及化同指針 に基づく個別評価)を実施	・ガス事業者による非耐震管の計画的な取替えや耐震化の向上に 資する技術的な対策(中低圧ガス導管耐震設計指針の周知及び 同指針に基づ(個別評価)を実施	な取替えや耐震化の向上に 育耐震設計指針の周知及び	
	サプライチェーンの確保を念頭においた関係機 関によるコンビナート合同訓練・情報共有の実施 【防衛省、経済産業省、内閣府】	・大規模災害時において、燃料 供給のための民間輸送力が不 足する事態を視定し、防災拠点 や災害に急が繋のびための重要 や災事に急が繋がのための重要 や災事等への機械的かつ優先的 な燃料供給を実現するため、自 衛隊の車両を使用し、燃料の輸 送支援に係る防災訓練を実施	・訓練を通じて関係省庁との協力体制を強化	在強化	訓練目的の達成率 0%(H25)ー100%(H29)ー100%[毎年度]
	防災性に優れた業務継続地区の構築【国土交通省】	・大都市の防災性の向上、国際 競争力強化に向けて、特定都 市再生聚食整備地域におい て、都市再生安全確保計画に 基づくエネルギー導管等を業 務中枢拠点に必要なインフラと して整備を支援	・大都市の防災性の向上、国際競争力強化に向けて、特定都市再 生緊急整備地域において、都市再生安全確保計画に基づくエネル オー導管等を、業務中枢拠点に必要なインフラとに登備を支援 するととに、業務総続地区における災害時のエネルギー供給を担 保するため、業務総続地区における災害時のエネルギー供給を担 保するため、承継効が付与される非常用電気等供給施設協定の 締結を推進	り強化に向けて、特定都市再 女全確保計画に基づくエネル なインラとして整備を支援 と言時のエネルギー供給を担 用電気等供給施設協定の	
	災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計配	及び計画の見直し(6-1)			災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善 率 47%(H26)-100%(H29)-100%[毎年度]
供給ルートの途絶	被災地以外からのバックアップ体制強化【経済産業省】	・外部有識者による「系列BCP 格付け審查委員会」による格付 日審查を総続し、各社に対し系 別BCPの不断の見直し、改善を 促進 ・各社による主体的な取組を提 連考方ため、好事例の取組を提 携りたけ、好事例の取組を提 第月のに共有する場を設定し、業 界本体での危機管理能力向上 のための取組を実施	・これまでの系列BCP格付け結果の実績を踏まえ、各社において課題となっている点について 油量点的に確認 のののののののののののののが来票内のベターブラケィスの 水平展開を実施しながら、石油 業界の危機対応能力を底上げ	・二九までの取組を踏まえ、石油業界が、自ら主体的に更なる 系列BCPの見直しを進めるため の方策を検討	激基災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標 の平均日数 7.5日(H25)→1日(H29)→1日[H30]→1日[H31]
	交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)				

5-5)大平洋ベルト地帯の音楽が分割できる。単語的語・西土交通さかリアーの指摘等等に 事態が発生する要因	大規模自然災害発生後	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)をオ	)を機能不全に陥らせない	(1)		
事態を回避するための取組施策   2017年度(成果) 2018年度   2019年度以降   2019年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度以降   2219年度   2219年度以降   2219年度   2219年度以降   2219年度	5-5)太平洋ベル地帯(					
鉄道施設の耐震対策[国土交通省]  広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確	事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	17年度(	18年	019年度以	重要業績指標
広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確 「国の海海線の中国 - 3 (2 - 1) (2 - 1) (2 - 1) (3 - 1) (3 - 1) (4 - 1)		鉄道施設の耐震対策【国土交通省】	·主要駅や高架橋等の耐震補  強を推進	・主要駅や高架橋等の耐震補引	<b>食を推進</b>	首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が 想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化 率 94%(H25)→概ね100%(H29)→概ね100% [H29](再掲)
道路の斜面崩落防止対策、盛土のV尻補強、道路の液状化対策、無電柱化の推進(2-1) 広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能等の輸送能力の確保(5-1) 大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策(1-5) 荒廃地等における治山施設の整備(7-6) 高環状道路の整備【国土交通省】 新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通省】 新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通省】 「本語解釋、2000年度 (1-2) 新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通者】 「本語解釋、2000年度 (1-2) 「本語解釋、2000年度 (1-3) 「本語解釋、2000年度 (1-3)	交通施設の被災による機能停止	复興体制や物流の代替	・港湾BCPに基づく関係者の訓練により見直い改善を実施・国が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設	・港湾BCPに基づく関係者の訓約	東により継続的な改善・見直し	港湾BOPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港 1等・重要港湾において、関係様関と連携した訓練の実 施割合 5%(H25)→39%(H28)→82%[H30]→100% [H31]
広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能等の輸送能力の確保(5-1)   大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策(1-5)   荒廃地等における治山施設の整備(7-6)   代替性確保のための道路ネットワーク、三大都市		甫強、	路の液状化対策、無	電柱化の推進(2	-1)	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率   62%(H25)→68%(H28)→75%[H32](再掲)
大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策(1-5) 荒廃地等における治山施設の整備(7-6) 代替性確保のための道路ネットワーク、三大都市 (運送等のを備を推進 (運送等のを (電送等)を (電送を)を (電送等)を		広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能等	等の輸送能力の確係	₹(5−1)		
	交通施設周辺の被災による施設機能の停止		砂災害対策(1-5)			重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施 率 約48%(H25)→約52%(H28)→約54%[H32]
代替性確保のための道路ネットワーク、三大都市 (*** ********************************						
新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通省】	交通の代替性が確保	7,	・代替性確保のため、高規格幹 線道路等の整備を推進 ・圏央道等の三大都市圏環状 道路の整備を推進	・代替性確保のため、高規格幹  ・三大都市圏環状道路の整備を	線道路等の整備を推進:推進:推進	道路による都市間速達性の確保率 49%(H25)→54%(H28)→約55%[H32]
  津波・高潮ハザードマップ作成の推進(1ー	できないれが	新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通省】	・九州新幹線、北陸新幹線、北   海道新幹線の着実な整備を推  進	·九州新幹線、北陸新幹線、北	海道新幹線の着実な整備を推進	
	リスクに応じた対策が困					

	重要業績指標	食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割 合 24%(H24)→68%(H28)→50%[H29]	<ul><li>水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時にお ける水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合 0%(H28)→30%[H33]</li></ul>		更新等か必要と判明している基幹的農業水利施設に おける対策着手の割合 0%(H27)→9%(H28)→約5割[H32]		農道権(延長15m以上)・農道トンネル、林道権(延長4m以上)・林道トンネルの機能保全計画(個別施設計画)の策定割合無道の9%(H27)→13%(H28)→100%[H32] 林道 11%(H27)→22%(H28)→100%[H32]	湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積   (うち農地面積)   Oha (H27) →約6.5万ha (約5.7万ha)(H28) →約34万   ha (約28万ha) [H32] (再掲)
	2019年度以降	・連携・協力体制の構築に係る 調査結果等を踏まえ必要な取 組を推進	-BCPガイドラインの普及を行うともに、個別地域BCPの策定を推進	市場施設整備を推進	・土地改良施設の地域排水機 能名総合的に強化する制度の 拡充 ・リスク管理、施設監視の強化 や機能保全計画の策定を推進	・引き続き土地改良区等の施 設管理者のBCP策定に係る支 援を実施	・点検・診断を進めるとともに、 機能保全計画(個別施設計画) の策定を推進	·引き続き優先順位に基づき、 各種施設のハード対策及びソフト対策に対し支援
גני	2018年度	·アンケート結果を踏まえ、食品 サブライチェーン事業者間の連 携・協力体制の構築をのための 取組を検討し、BOPの策定を普 及	・BCPガイドラインの普及を行うと	・第10次基本方針に基づき卸売市場施設整備を推進	・創設した「農業水路等長寿命化・防災減災事業」により長寿 命化を推進	・「業務継続計画マニュアル」を 予用に、土地改良区等の施設 管理者のBCP策定等に係る支 援を実施	・引き続き計画的な点検・診断 交集施を進めるともに、手引き 等を閉知し、機能保全計画(個 別施設計画)の策定を推進	・引き続き優先順位に基づき、 各種施設のハー・ド対策及びソフト対策に対し支援 ・「無業水路等長寿命化・防災 減災事業」を新たに創設
含む)を機能不全に陥らせない	2017年度(成果)	・食品産業団体を通じ、連携・ 協力体制構築割合の全国的な アンケート調査の実施	- BCP策定ガイドラインの普及 - モデル地域において個別地域 BCP策定を推進	・第10次卸売市場整備基本方針を発定・国土強靭化地域計画との関連に配慮する方法について検討	・リスク管理、施設監視の強化 や機能保全計画の策定を推進 し、突発事故等への対応強化 及び長寿命化対策の一体的実 施等により効率的な取組を推進	・「業務継続計画マニュアル」を 活用し、土地改良区等の施設 管理者へBCP策定の支援を実 施	・計画的な点検・診断の実施を 進めるとともに、手引等等を開知 し、機能保全計画(個別施設計 画)の策定を推進	・緊急性や重要性の観点から優先順位に基づき、各種施設のハード対策及びソン・対策に対し 支援
ても、経済活動(サプライチェーンを	事態を回避するための取組施策	農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策(食品産業事業者等のBCP策定、事業者間の連携強化・協力体制の構築等)【農林水産省】	水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの 策定の促進[農林水産省]	卸売市場施設整備の推進【農林水産省】	農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対 策【農林水産省】	土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の 確立(継続計画策定)の推進及び体制強化【農 林水産省】	農道・農道橋等の保全対策の推進[農林水産 省】	農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進(排水対策充実、地すべり対策等)[農林水産省]
大規模自然災害発生後であって 5-8)食料等の安定供給の停滞	事態が発生する要因		食品供給能力・体制の不足等					生産基盤等の被災

引き続き、現場実証・実装を進めるための事業実施や説明会等 これる技術の実施 土地化成序等級の実施 土地化成序業別画基準等の改定検討 情報プラットフォームに蓄積された施設情報が一層活用されるよう 施設情報の精度向上を推進		の推進(7—6)	水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時にお 大規模津波による基大な被害が予想される地域や拠点的漁港に 51十る防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化等を推進 0%(H28)→30%[H33]		
・現場実証・実技を進めるため の事業実施や説明会等による ・土地改良事業計画記制基準 情報収集 による技術を発の実施 による技術を発の実施 による技術を発の実施 による技術を発の表現 情報収集 ・土地改良事業計画基準等の改定検討 ・土地改良事業計画基準等の次定検討 ・土地改良事業等の数定検討 ・土地改良事業等の数定検討 ・土地改良事業等の数定検討 ・指報プラットフォームに蓄積された施設 ・情報プラットフォームに蓄積された施設 施設情報の精度向上を推進 加設情報の精度向上を推進		立的な防災・復旧活動の体制整備€	・大規模津波による甚大な被害 が予測される地域や拠点的漁 港における防波堤の耐津波化 や岸壁の耐震化等を推進 や岸壁の耐震化等を推進		
防災・減災等に係る新技術の開発・共有、基準等の改定、施設情報の体系的な情報化【農林水】 産省】	ため池の耐震化等(1-5)	農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進(7-6)	漁港施設の耐震化等【農林水産省】	物流ネットワークの構築等(2-1)(5-1)	
			供給ルートの途絶		

:もに、これらの早期復旧を図る	重要業績指標	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイバー・コマンドコニット)の登録目標の達成 0部隊(H25)→8部隊(H29)→12部隊[H30](再掲)			製油所の耐震強化等の進捗状況 0%(H25)→58%(H29)→84%[H30参考値]→ 100%[H31]	
-ク等を確保するととも1	2019年度以降	・関係機関を含めた緊急消防 援助隊地域プロック合同訓練を 実施し、連携を強化		・事故情報等を関係機関等に提供し、事業者に対して保安向上への取組を推進	・製油所等の耐震強化等を完了	
燃料、交通ネットワ- の停止	2018年度	・2018年度末までに12部隊の 配備を目指して、全国的なパランスを考慮しつつ、配備先を決 と、 ・実戦配備可能型の消防ロボットを完成		・事故情報等を関係機関等に接 の取組を推進	・製油所等における①耐震・液 状化・津波対策、②設備の安 全・管に対策、②及出荷パック アップ能力強強策の導入を支 援し、適切な審査・執行管理を 行いながら、より透明性を向上 まし、各工事を効果的かつ着 実に推修 ・各社が系列BCPにおいて「24 時間以内に平時の1/2の供給 時加回復1といった供給回復目 標時間を設定していることを漏 れなべ確認	
ガス、上下水道、イチェーンの機能	2017年度(成果)	・エネルギー・産業基盤災害即 応部隊(ドラゴンハイパー・コマン ドユニット)を新たに2部隊を配 備 ・消防本部において、試作機の 性能を検証し、検証結果を基に 実戦配備可能型の消防ロボット 開発を開始	・2017年12月にとりまとめた適  合率の調査結果を踏まえて対   応	・事故情報等を関係機関等に 提供し、事業者に対して保安向 上への取組を推進 上自衛的災組織等の助災要員 の「標準的な教育テキストを作 成するともし、教育・訓練のあ リ方を提示	・製油所等における①耐震・液 状化・津波対策、②設備の安 全・海上対策、③入出荷パック ア・ダルががりがある支 援 ・各社が系列BCPにおいて「24 時間は内に平原の1/2の供給 時力回復」といった供給回復目 標時間を設定していることを確 認	・石油・石油ガスの国家備蓄基地の耐震が形と、耐速が断と、耐震診断と、耐震診断は 果等に基づ(設計・工事、津波 対策、液状化対策の補強工事 を3基地完了させることにより、 全での国家備蓄基地で完了
であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、 ク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプラ	事態を回避するための取組施策	エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化【総務省】	石油タンクの耐震化の促進【総務省】	石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化【総務省】	製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保【経済産業省】	石油及び石油ガスの国家備蓄基地の地震対策等【経済産業省】
大規模自然災害発生後であっても、 6-1)電力供給ネットワーク(発変電)	事態が発生する要因			電力、石油・LPガス供給設備等の被災		

(1Pガス国家備着の適切な維持・管理を実施 (地産地消型エネルギーシステムの構築の推進等や電気自動車・ 燃料電池自動車等によるV2Xの普及拡大などスマートニュニティ 関連の取組を着実に進めることなどにより、分散型エネルギーの普及拡大 及を拡大 及を拡大 (日本) (17年版に変更 (日本) (17年版に変更 (日本) (17年版に変更 (日本) (17年版を表している。大陽光発電所の設計 (日本) (17年版に変更 (日本) (17年版を表している。大陽光発電所の設計 (日本) (17年版に変更 (日本) (17年版	・策定済みの港湾BOPについて、事前対策、訓練、教育などにより、適宜、見直し・改善により、適宜、
National Control C	440
- LPガスの国家備蓄増強を完 - LPガスの国家備蓄増強を完 - LPガスの国家備蓄増強を完 - LPガスの国家偏離地球型エネルギー等を活用 - Lた地産地が型エネルギー等を活用 - Lた地産地が型エネルギーシステム等	い を を が (こ)
石油製品の国家備蓄を増強【経済産業省】 災害時において事業所内に電力を共有するための 自立・分散型エネルギー設備の導入支援【経済産 業省】 電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復 旧迅速化の検討【経済産業省】 農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネ ルギーの導入促進【農林水産省】	コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時の エネルギー供給確保【国土交通省、経済産業省】

	災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し【経済産業省】	・災害時石油供給連携計画の 訓練の定着・習熟を図るため、 引き続き石油業界、関係省庁、 地方公共団体等が連携、訓 練を定期的に実施	・災害時石油供給連携計画の 訓練の定着・習熟を図るため、 引き続き石油業界、関係省庁、 出方公共団体等が連携した上 で、訓練を定期的に実施 ・2017年度の訓練とおいて見 ・30つかの大課題について対応でき あった。 かった課題について対応できる あたう、訓練を企画	
電力、石油・LPガス供給能力・体制の不足等	石油製品の国家備蓄を増強【経済産業省】	・ガソリン、灯油などの石油製品 について、全国需要の約4日分 及び各地域需要約4日分に相 当する国家偏蓄を維持	・災害時に石油の安定供給が図られるよう、石油製品について、各地域需要約4日分に相当する国家備蓄の蔵置を維持	石油製品の備蓄目標達成率   95%(H25)→100%(H29)→100%[毎年度]
	情報伝達手段の多重化・多様化を推進【総務省】	・全国の自治体への災害情報 伝達手段の多様化を進めるた ありアバイザー派遣事業を継 結めに実施 ・戸別受信機を含む多様な伝 達手段を活用して高齢者等に きか細やかに伝えることを目的 とした自治体提案型モデル事 業を実施し、優良事例等の事 業な実施し、優良事例等の事 業及果を手引きに反映 ・広連手段の整備を継続的に 支援	·全国の自治体への災害情報伝達手段の多様化を進めるため、アドバイザー派遣事業を継続的に実施 ・伝達手段の整備を継続的に支援	
	被災地以外からのバックアップ体制強化等(5-2)	5)		
供給ルートの途絶	交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)			

	2019年度以降   重要業績指標	・取組の定着・拡大を推進	新たな農泊推進対策を含む各種支援対策により、地域資源の保 全等に向けた地域の取組を推進 事業メニューに係る説明会等での周知、相談対応及び関係者間 での情報共有を推進	・引き続き、活動組織による森 林の保全管理活動等を市町村 等の協力を得で支援 ・新の場力を得で支援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・効率的な山地災害対策の実 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮さ 施に向けた検討を継続 ・治山のハード対策・ソフト対策 を総合的に推進 生務(H28) (再掲)	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持・条件不利地等を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐及 増進森林等に区分された育成林のうち 機能が良好び生伐後の再造林の確実な実施に向け、施業コストを低減させると ト保たれている森林の割合とし、森林被害を防止するための鳥影書対策を推進 74%(H25) - 70%(H25) - 73%(以上を維持・事業とれたいる森林の割合
ı	2018年度	・取組の定着・拡大を推進する とともに、共同活動による地域 資源の保全管理が持続的な体 間で行われるよう、活動組織の 広域化を推進	・新たな農泊推進対策を含む各種支援対策により、地域資源の保全等に向けた地域の取組を推進・事業メニューに係る説明会等での周知、相談対応及び関係者間での情報共有を推進	·活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を 得で支援 得で支援 ・支援対象者に市町村を加え、森林情報の収集活動や合意形成、 成活動等を支援	・治山のハード対策・ソフト対策 を総合的に推進 ・航空レーザー計測による崩壊 地等の詳細把種と重点的・集 時の内の山地災害防止対策を創 設するなど、予防・復旧対策を 一体的に実施 ・流木構起式治山ダムの設置 体内に推積した流木の家 株内に推積した流木の家 未対策を推進	·条件不利地等を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐及 10主伐後の再造林の確実な実施に向け、施業コストを低減させる ともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進
ı	2017年度(成果)	・取組の定着・拡大を推進する とともに、これまでの施策の効果 等について中間評価をとりまと め公表	・新たに創設した農泊推進対策 を含める種支援対策により、集 落機能の維持等を推進 ・基盤整備を行う事業メニュー について説明会等で周知	·森林の有する多面的機能発 揮に向け、活動組織による森林 の保全管理活動を支援 ·森林情報の収集活動や合意 形成活動等を支援	・山地災害危険地区の再調査を実施 ・指地 無等を踏まえ、激甚災 ・解本性等を踏ま、激甚災 ・解を強化・実施 ・緊急予防治山事業等により、 山地災害危険地区における事 前防災。減災対策を実施 ・活木災害等に対する治山対 策検討テームを設置し、効果 的な治山対策のあり方を検討 し、中間取りまとかを公妻するとし、、 ともに、全国の山地災害危険地 区等について緊急点検を実施	・条件不利地等における面的な 間伐や主役後の再造林等を効 果的に推進するとともに、鳥獣 害対策を実施
発生させない 降による被害の拡大	事態を回避するための取組施策	農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進【農林水産省】	農村における集落機能の維持等【農林水産省】	山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の 推進【農林水産省】	荒廃地等における治山施設の整備【農林水産省】	森林の国土保全機能(土壌浸食防止、洪水緩和等)の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備[農林水産省]
制御不能な二次災害を発生させない 7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	事態が発生する要因		地域コミュニティの脆弱 化による農地・森林の 管理水準の低下		山地災害発生リスクの 増大(集中豪雨発生頻 度の増等)	

・都道府県への交付金事業等による取稲を推進 ・狩猟者育成・確保に向けたフォーラム等を開催 ・鳥獣種別の優新の知見を都道府県等へ情報提供 ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の捕獲技術向上等支援 強化	・生態系を活用した防災・減災の評価・実施方法に関する研究の 推進 事業の検討 ・自然再生方針に基づき、自然生態系が有する防災減災機能を踏 ・自然再生方針に基づき、自然生態系が有する防災減災機能を踏 ・15次に高減災機能を踏 ・15次、減災機能など持つサンゴ礁保全のための体制構築に向け たモデル事業を実施	・国立公園満喫プロジェク先行 8公園をはじめ、全国の34公園 施設整備を実施 インラ長寿命化計画の策定 方針に基づき、公園施設の長 寿命化計画を策定し、長寿命 化対策を実施 ・登山道をはし、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調査を行い、貴重な自然 環境の調金を行い、情報発信 場面を行うともに「情報発信 地点施設等の整備を實施	8を国の営繕基準へ反映
・都道府県への交付金事業等による取組を推進 ・特猟者育成・確保に向けたフォーラム等を開催 ・ 鳥 軟種別の最新の知見を都道府県等へ情報報 ・ 認定 鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の捕獲 ・ 強に	・生態系を活用した防災・減災の ・生態系を活用した防災・減災の ・生態を活用した防災・減災の 事項の検討 ・自然再生力針に基づき、自然・ まえた自然再生の推進 ・防災・減災機能など持つサンゴ たモデル事業を実施	・国立公園満喫ブロジェケル先行 施設整備を実施 ・インフラ長集命化計画の策定 オンラ長帯の化計画の策定 方針に基づき、順次計画の策 深を実施 ・登山道を打じめ、貴重な自然 環を実施 ・登山道を行い、方域減災 を目的とした整備を実施 ・公園内の圏地、歩道、利用拠 点施設等の整備を実施 点施設等の整備を実施	·標準的な設計·施工に係る情報を国の営繕基準へ反映 ·設計·積算ツールの検討·作成 ·講習会の別催 ·CLT標準規格の検討·作成
・捕獲の担い手となる狩猟者の 育成、確保のためのフォーラム の開催など世を発名支施 ・都道府県による科学データ等 を踏まえたガイドラインの改定な と、最新知見の収集及び情報 提供等を実施 ・認定 鳥獣捕獲事業者の育成・ 確保や、効果的・効率的な捕獲 確保や、効果的・効率的な補獲 確保や、効果的・効率的な補獲	・生態系を活用した防災・減災の所価・実施方法に関する研究の評価・実施方法に関する研究・必能に向けての普及発・必要事項の検討・自然再生を大力的に対象が変態を発表が有する防災減災機能を踏まえた自然再生の推進・サンゴ礁のもつ防災・減災機能をと、生態系からもたされる極速では、保軽のからかの極悪を可視化し、保全のための極悪を可視化し、保全のための体制構築に同けた収組を実施	・国立公園ステップアッププログラム2020等に基づき、公園施設の整備を実施・インフラ長寿命化計画の策定指針に基づき、順次計画策定及び公園施設の長寿命化対策を実施・グリーン復興ごヴェクトに基づき、復興に資する公園施設の整備等を実施	CLTを用いた建築物の一般的 な設計方法の手示を制定 ・仕様告示化に向けた試験データ収集整理や部材開発を実施 ・設計施行マニュアルを作成 ・し、講習会を実施 ・し、調置会を実施 ・し、「の施行ノグハウを蓄積・ ・し、「等の木材加工流通施設の 整備を実施 ・「本登計画・設計基準及び同 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣捕獲対策の推進【農林水産省】【環境省】	サンゴ礁や海岸部の森林等の自然生態系のもつ 防災・減災機能の定量評価及びそれを踏まえた 自然環境の保全・再生【環境省】	森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備【環境省】	CLT(直交集成板)等の開発・普及【農林水産省】【国土交通省】
	森林整備・保全の水準の低下		

(参考2)国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策

1. 予算等						
府省庁名 (主務に〇)	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1 1-2 3-4 4-2 4-3 5-1 5-2 5-7 6-4 7-3	住宅・建築物の耐震化の促進	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度、耐震性に係る表示制度等の可能では、大き、建築物の耐震化を推進。 は等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。・あわせて、防災・安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	(交付金) 平成7年度 (補助金) 平成25年度	①防災・安全交付金等の内数 ②住宅対策 26,128の内数
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1 7-1	密集市街地の改善に 向けた対策の推進	密集市街地において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難地、避難路の整備や建築物の 不燃化等の取組を支援する。	①(交付金) 平成7年度 ②(補助金) 平成27年度	<ul><li>①防災・安全交付金等の内数</li><li>②住宅対策</li><li>26,128の内数</li></ul>
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1 2-1 2-5	主要駅周辺等における帰宅困難者対策	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	平成24年度	101
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1	地下街の防災対策の 推進	都市内の重要な公共的空間を提供している地下街について、大規模地震発生時には、避難者等が混乱状態となることが懸念されるとともに、施設の老朽化も進んでいることから、地下街管理者が行う地下街の安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。	平成26年度	市街地整備 400
〇国土交通省	2)住宅·都市	5–2	5	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化による災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD:Business Continuity District)の構築を推進するため、民間事業者等に対する施設整備事業(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等)を支援する。	平成27年度	86
〇国土交通省	2)住宅・都市	1–1	サステナブルな社会 の形成を目指すリー ディング・プロジェクト への支援	住宅・建築物の省エネルギー・省CO2対策、木造化による低炭素化、災害時の継続性等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対し支援を行い、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトを支援する。	平成27年度	10,221の内数
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1 2-1 2-5 2-6	帰宅困難者・負傷者 対応のための防災拠 点の整備促進	首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者への 対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。	平成26年度	住宅対策 26,128の内数
〇国土交通省	2)住宅・都市	1–1	空家等対策の推進に 関する特別措置法に 基づく市町村の取組 を推進	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等 と連携した総合的な空き家対策を支援する。	平成28年度	住宅対策 26,128の内数
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-4	特定地域都市浸水被 害対策事業	下水道法に規定する浸水被害対策区域もしくは都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に 定められた都市機能誘導区域において、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域に おける雨水流出抑制に資する施設の整備を支援。	平成27年度	242

1. 予算等						
府省庁名 (主務にO)	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇厚生労働省	3)保健医療· 福祉	1-1 2-7	社会福祉施設等の耐震化	日力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設の安全を確保するため、社会福祉施設の耐震 は 保護 ( ) 福祉医療機構による低利融資を行う。	(大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	①7.129の内数 ②66,371の内数 ③3,516の内数 ④7,154の内数 ⑤1,870の内数
〇厚生労働省	3)保健医療· 福祉	1-1 1-2 2-6	医療施設の耐震化	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行う。	平成8年度	医療提供体制施設整備交付金3,242の内数
〇環境省	3)保健医療· 福祉	2-7	中小規模福祉施設へ の省エネ設備導入支 援	福祉施設に対する高効率設備等の導入支援事業として、小規模福祉施設等において、一定のCO2 削減が期待される高効率給湯・空調設備等の導入を支援し、省エネ化する。	平成28年度	5,000の内数
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害対応型SSの整 備及び能力強化	災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備や、災害対応能力を強化するための研修や訓練による人材育成、地下タンクの入換・大型化に係る費用を支援。	平成22年度	2,403
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	地域における石油製 品流通網の最後の砦 であるSSの維持	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事等に係る費用を支援。	平成23年度	離島・SS過疎地 における流通合 理化支援事業費 4,760の内数
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1		避難所や病院といった社会的重要インフラなどにおいて、災害時に自家発電機等を稼働させるため の燃料備蓄を推進すべく、災害対応型LPガスタンクや石油タンク、発電機等を導入する者に対し、購入費用や設置工事に要する費用を支援。	平成26年度	729
〇経済産業省	4)エネルギー	6–1	災害時において事業 所内に電力を共有す るための自立・分散 型エネルギー設備の 導入支援	エネルギー供給源の多様化のため、電力小売の自由化等により、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等によるV2X(自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム)について、標準化を進めるなど普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。	平成27年度	70,000の内数

	H30予算等 (百万円)	394	39	石油コンビナート の生産性向上及 び強じん化推進 事業 13,500の内数	208	1250	330	1,830	港湾空港鉄道等 103.343の内数 防災·安全交付 金の内数	港湾空港鉄道等 103,343の内数 防災・安全交付 金の内数	3,982の内数
	施策の 開始時期	平成30年度	平成28年度	平成24年度	平成26年度	平成29年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成25年度
	施策の概要	森林資源をエネルギー等として地域内で持続的に活用する取組(地域内エコシステム)の構築に向け、地域密着型の熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等に係るサポート体制の構築、技術開発等を支援する。	農山漁村における地域主導による再生可能エネルギーの地産地消を支援し、農林漁業者等が主導する再生可能エネルギーの取組への導入を促進させるため、再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援する。	製油所等の耐震・液状化対策や入出荷機能を維持すべく、平成25年に実施した地震や液状化等に対する耐性総点検の結果を踏まえ、①耐震・液状化・津波対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強策を支援する。	今後想定される大規模災害等に備え、特定石油ガス輸入業者等に対して防災訓練や訓練により抽出された課題について議論する「中核充塡所委員会」等の運営事業等を支援することにより、LPガスの防災組織の対応能力の向上を図る	災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び天然ガスステーションの機能維持・強化を行う事業者を支援。	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置(固定資産税)による支援を行い、当該整備を推進する。	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として特に大きな役割を果たすラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備を行う民間ラジオ放送事業者等に対し、予算措置による支援を行い、当該整備を推進する。	港湾で働ぐ労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津 波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進する。また、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援を行う。	非常災害が発生した際に、コンピナート災害の発生・拡大防止と、機能停止時のエネルギー供給を確保するため、民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進する。	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、国土強靭化の観点から、地震時において、 鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保及び社会・経済的影響の軽減等を図る ため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。
	施策名	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 出力強化対策のうち 「地域内エコシステム」構築事業	持続可能な循環資源 活用総合対策のうち 循環資源活用支援事 業(農山漁村再生可 能エネルギー地産地 消型構想支援事業)	製油所の耐震強化等 による石油製品入出 荷機能の確保	災害時石油ガス供給 連携計画の訓練の継 続及び計画の見直し	災害時対応可能な天 然ガス利用設備の導 入及び機能維持強化: により天然ガスシフト: の促進及び災害時の 強靱性を向上	災害対策としてのラ ジオ中継局の整備を 推進	難聴地域解消のため のラジオ中継局の整 備を推進	港湾における津波避 難対策の実施	コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	鉄道施設の耐震対策
	45のプログラ ム番号	6–1	6–1	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 5-3 6-1 7-2	2-1 2-4 3-4 5-2 6-1	2-1 2-4 5-2 6-1	1-6 4-3	1-6 4-3	1-3 1-6 2-1	5-2 5-3 6-1 7-2	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4
	施策分野	4)エネルギー	4)エネルギー	4)エネルギー	4)エネルギー	4)エネルギー	6)情報通信	6)情報通信	8)交通·物流	8)交通·物流	8)交通·物流
1. 予算等	府省庁名 (主務にO)	〇農林水産省	〇農林水産省	〇経済産業省	〇経済産業省	〇経済産業省	〇総務省	〇総務省	〇国土交通省	〇国土交通省	〇国土交通省

1. 予算等						
府省庁名 (主務に〇)	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇国土交通省	8)交通·物流	老朽化対策	鉄道施設の戦略的維 持管理・更新	鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。	平成20年度	3,982の内数
〇国土交通省	8)交通·物流	1-4	地下駅を有する鉄道 の浸水対策	各自治体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、鉄道事業者が実施する止水版や防水ゲート等の浸水対策に必要な経費の一部を補助することにより、防災・減災対策の強化を図る。	平成27年度	3,982の内数
〇農林水産省	9)農林水産	2–8	官民連携新技術研究 開発事業	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とし、新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行う。	平成9年度	67
〇農林水産省	9)農林水産	9—2	多面的機能支払交付 金	農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う、施設の長寿命化等の農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付し、多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進。	平成26年度	48,401
〇農林水産省	9)農林水産	9—2	林業・木材産業成長 産業化促進対策のう ち木材産業等競争力 強化対策	木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備を支援する。	平成30年度	12,290の内数
〇農林水産省	9)農林水産	9-2	木材産業・木造建築 活性化対策のうちCL T等新たな木質建築 部材利用促進・定着 事業	新たな木材需要の創出に向け、中高層建築物等に活用できるCLT等の利用を促進するため、 ・CLTを用いた建築物の設計・建築、指導・助言を行う専門家派遣、発注・企画能力向上の研修・技術基準の整備に必要なデータ収集、民間の創意工夫を活用した独自性、新規性が高い製品・技術開発	平成30年度	1,087の内数
〇農林水産省	9)農林水産	9—2	木材産業・木造建築活性化対策のうち非・住宅分野を中心とし、た無垢構造材等利用が大事を利用が大手が	木造率が低位な非住宅分野を中心に木材需要を開拓するため、JAS構造材(CLT、無垢製材)の活用を拡大する事業者の見える化、地域の先例となり得る建築の実証等を支援する。	平成30年度	1,087の内数

2. 税制						
府省庁名	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇国土交通省 内閣府	2)住宅·都市		【税制】住宅・建築物 の耐震化の促進[再 掲】	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度や区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度、耐震性に係る表示制(度等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。あわせて、防災・安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震が対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震(対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	(住宅) 平成18年度 (非住宅) 平成26年度	I
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1 7-1	[税制]密集市街地の 改善に向けた対策の 推進	密集市街地において、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設への転換を行う防災街区整備事業を推進するため、所得税・法人税・住民税等の特例措置を講じる。	平成16年度	I
〇国土交通省 内閣府	2)住宅·都市	1-4 6-5	【税制】雨水貯留利用 施設に係る割増償却 制度	下水道法に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が300m3以上の雨水貯留利用施設を 設置した場合、法人税及び所得税について5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる特例 措置を講ずるもの。本施策により、局地的な大雨による浸水被害の軽減が期待される。	平成10年度	I
国土交通省 〇内閣府	2)住宅·都市		【税制】地震防災対策 の用に供する償却資 産に係る課税標準の 特例措置	大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3年度分の固定資産税について課税標準額を2/3に減額する。	昭和58年度	ı
〇国土交通省 内閣府	2)住宅·都市	1–3 1–4	【税制】浸水防止用設 備に係る課税標準の 特例措置	洪水、内水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)の所有者又は管理者が、水防法第15条の2に規定された浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)に係る固定資産税の特例措置を講じる。	平成26年度	ı
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1		所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し、事業の用に供した場合、譲渡価額のうち、譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)措置により、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保する。	昭和44年度	ı
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1	【税制】市街地再開発 事業の施行に伴う新 築の施設建築物に係 る税額の減額措置	新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3(第一種市街地再開発事業は、1/4)を減額する措置により、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保する。	昭和50年度	ı
〇経済産業省 農林水産省 国土交通省 環境省	4)エネルギー		【税制】省エネ再エネ高度化投資促進税制	く省エネ> 省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資に対して、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業のみ)が可能。 (税目)所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税 く再エネ> 固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対して、特別償却20%が可能。 (税目)所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税	平成30年度	ſ
〇経済産業省 環境省	4)エネルギー	6–1	【税制】コージェネ レーションに係る課税 で 標準の特例措置	一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年度、6分の5とする措置。 <税目>(地方税)固定資産税	平成25年度	ı
〇総務省	6)情報通信	4–1	【税制】地域データセンター整備促進税制	法人税及び固定資産税の特例措置。 地域のデータセンターを整備するため、当該事業に用いるものとして認定された実施計画に従って取得した電気通信設備に対して支援。	平成30年度	I

2. 税制						
府省庁名	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇総務省	6)情報通信	1-6 4-3	【税制】災害対策とし てのラジオ中継局の 整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置(固定資産税)による支援を行い、当該整備を推進する。	平成26年度	I
〇内閣府	7)産業構造	5–1	【税制】地方拠点強化 税制	東京一極集中を是正し、地方に安定した良質な雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体が作成する計画に沿って、地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を実施。具体的には、地方にある企業の本社機能を強化する取組(拡充型)に対してオフィス減税、雇用促進税制により支援をするとともに、東京23区からの移転の場合(移転型)、拡充型よりも深掘りした支援措置を行う。	平成27年8月	I
〇国土交通省 内閣府	8)交通·物流	1-3 5-3 7-2	【税制】津波対策に資 する港湾施設等に係 る特例措置	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨 港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置によ り、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進するもの。	平成24年度	ı
〇国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	8)交通·物流	1-1 1-3 1-4 1-6 2-1 2-2 2-3 2-4 2-6 3-3 3-4 4-1 5-1 5-2 6-1 6-4 8-4	【税制】防災・減災に 資する道路の無電柱 化の促進に係る特例 措置	緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進する。	平成28年度	ſ
〇国土交通省 内閣府	8)交通·物流	5-2 5-3 6-1 7-2	【税制】コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネル・カール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・サー・サー・サー・・・・・・・・	非常災害が発生した際に、海上輸送機能を維持しエネルギー供給等を確保するため、法人税及び 固定資産税の特例措置により、石油桟橋等に至る航路沿いの民有護岸等の耐震改修を推進するもの。	平成26年度	I
〇国土交通省 内閣府	8)交通·物流	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4	【税制】鉄道施設の耐 震対策	鉄道事業者が実施する高架橋等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税について、 課税標準を5年間2/3に軽減する税制特例措置により、鉄道事業者の負担の軽減を図ることで、よ リー層の推進を図っているところ。	平成25年度	ı
〇国土交通省	8)交通·物流	2-2	【税制】港湾の整備、 維持管理及び防災対 致 策等に係る作業船の 冒 買換え等の場合の課 復 税の特例措置	環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進することで、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保するもの。	平成26年度	I
〇国土交通省 内閣府	10)国土保全		【税制】津波避難施設 に係る特例措置	津波避難施設の確保の促進のため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村が指定又 は管理協定を締結した津波避難施設について、その避難用部分及び附属する避難の用に供する償 却資産(誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備)に対す る、固定資産税の課税標準の特例措置を講じる。	平成24年度	I

3. 規制改革・情報提供	<b>青報提供</b>					
府省庁名	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H30予算等 (百万円)
〇総務省	1)行政機能/警察·消防等	5–3	危険物施設の震災等 対策ガイドライン	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策(事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復日対応等)を適切かつ容易にするためのガイドラインを作成し、消防本部等を通じて事業者に周知した。	平成25年度	ı
〇総務省	1)行政機能/警察·消防等	6–1	非常災害時における 危険物の貯蔵・運搬	東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険 物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮 貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知した。	平成25年度	ı
〇総務省	1)行政機能/警察·消防等	5-3 6-1	内面の腐食を防止するためのコーティング等の指置の実施並びに地下貯蔵タンク等の規制の合理化の規制の合理化の規制の合理化	既設の地のとなれるのとなった。 で地下野行った。	平成22年度	ı
〇総務省	1)行政機能/ 警察·消防等	6-1	石油タンクの耐震化	過去の地震被害等を踏まえ、容量が500KL以上の屋外タンク貯蔵所について、タンク本体及び基礎   地盤の耐震化を主な内容とする危険物の規制に関する政令等の改正を行った。	平成10年度	1
〇国土交通省	2)住宅·都市	1-1	老朽化マンションの 建替え等の促進	耐震性不足のマンションについて、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度及び容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法が平成26年12月に施行された。また、複数棟型マンションでのマンション敷地売却制度活用の仕組みを構築すべく、マンション建替円滑化法施行規則等の改正を平成30年3月に行った。住宅団地の再生促進に向けての都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が平成28年6月に成立し、同年9月に施行された。	平成26年度	ſ
〇内閣府	2)住宅·都市	1-1 2-1 2-5	都市再生緊急整備地 域における滞在者等 の安全の確保	国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。	平成24年7月	ı
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	被災地以外からの バックアップ体制強化	燃料供給のバックアップ体制を強化するため、事業者、国、地方公共団体による訓練の実施を通じて「得られた課題の改善を図る。また、被災地域内の製油所の精製機能が停止した際、地域外からの石油製品の供給を確保すべく、石油精製・元売各社において策定された「系列BCP」について、外部有識者による系列BCPが付け審査等を通じ、不断の見直しを促進する。	平成25年度	ı
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	が害時石油供給連携 計画の訓練及び計画 の見直し	石油備蓄法により、大手石油精製・元売会社に対し、災害時の石油供給を大手石油精製・元売会社 が一致協力して行えるよう全国10地域ごとに共同作業体制の構築、設備の共同利用、石油輸送協 が一致協力して行えるよう全国10地域ごとに共同作業体制の構築、設備の共同利用、石油輸送協 が手の計画(災害時石油供給連携計画)の共同作成が義務づけられており、災害により石油供給不 (計画 足が発生する場合等に備え、計画に基づいた訓練や計画の見直しを促す。具体的には、①コンビ ナート防災訓練等で得られた課題の改善、②関係機関合同でのコンビナート防災訓練や燃料供給に かかる実動訓練の継続的な実施及び連携強化等に取り組む。	平成24年度	Ĺ
〇経済産業省	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	石油サプライチェーン   の維持・強化に向け   1 の維持・強化に向け   1 た関係機関の協議体 ! 制を強化	関係省庁、業界団体等を構成員とする「SS過疎地対策協議会」において、災害対応を含めた「SS過 疎地問題」の解決に向け、問合せ窓口の設置等、自治体・地域住民等への支援を実施。 SSの立地情報等のデータベースを活用した石油製品流通網把握システムにより、地域における石油供給網の維持強化の取組を促進。	平成27年度	ı
〇金融庁	5) 金融	5-7	金融機関等の業務継続体制に対するモニタリングの実施	各業態向けの監督指針において、金融機関に対するモニタリングの中で、金融機関における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとしている。 具体的には、地震等の自然災害を含む危機を対象とした危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定状況や、定期的な点検・訓練の実施状況のほか、システムセンター等のバックアップや重要業務の再開等の体制整備の状況について留意することとしており、危機発生時においても、国民生活・経済にとって重要な業務の継続が確保されるようモニタリングを行うこととしている。	平成16年5月	1

3. 規制改革・情報提供	<b>青報提供</b>					
府省庁名	施策分野	45のプログラ ム番号	施策名	施策の概要	施策の 開始時期	H30予算等 (百万円)
〇内閣府	6)情報通信		準天頂衛星システム の開発・整備・運用	測位衛星の補完機能(測位可能エリアの拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッ   セージ機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備し、衛星安否確認サービス、災害危機   ・質理情報の提供による早期異常検知・避難誘導支援等を実現。	平成30年度	15,330の内数
〇経済産業省	7)産業構造	5–1	製造業の緊急時対応 力向上のため、民間 企業におけるBCP策 定の取組を推進	自然災害等の事業継続を脅かすリスクに対処するBCPを民間企業が策定する取組を支援し、我が 国製造業のサプライチェーンの強靱化を図る。サプライチェーンでの取組を軸に、特に、BCP策定率 の低い中堅・中小企業を巻き込み、全国に専門家を派遣して実効的なBCP策定のためのワーク ショップ等の開催。	平成30年度	15
〇経済産業省	7)産業構造	5–1	中小企業における団体や地域との連携も 含めた効果的なBCP 作成の促進	大規模地震の発生などの緊急事態に遭遇した場合でも早期の復旧、復興、事業の継続を可能とするため、中小企業・小規模事業者のBCPの策定・運用を促進する。	平成29年度	700
〇農林水産省	9)農林水産	2–8	土地改良施設に係る 施設管理者の業務継 続体制の確立(継続 計画策定)の推進及 び体制強化	大規模災害時に農業生産や周辺地域への影響の軽減を図ることを目的として、平成28年度から「業 務継続計画策定マニュアル」を活用し、関係機関と連携のもと基幹的農業水利施設を管理している 土地改良区等の施設管理者へ業務継続計画策定等の支援を行っている。	平成28年度	ı
〇農林水産省	9)農林水産	5—8	官民連携新技術研究 開発事業【再掲】	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術 開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを 目的とし、新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要す る経費の補助を行う。	平成9年度	97
〇経済産業省		1-3 2-1 7-3 7-4	災害対応等のためのロボット・小型無人機(ドローン)の技術開発・実証	ロボットやドローンの性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等を福島ロボットフトフィー ルド等を活用し開発する。その成果を国際標準化につなげるとともに世界の最新技術を集め、日本 発のルールでロボットの開発競争を加速させる仕組みを構築する。	平成29年度	3,220

(参考3) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について

〇 標記関係府省庁の支援についての方向性

地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、以下に掲げる30の関係府省 庁所管の交付金・補助金による支援を講じる。

(単位:百万円)

(参考) 平成 30 年度 政府予算	39, 068 の内数	9, 646
交付対象	都道府県、 市区町村等	都道府県
交付率	1/2等	5/10
国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する 支援の内容	国土強靭化施策も 含む連携事業とし て、地域再生計画 にも位置づけられ た場合、交付等の 判断にあたって、 一定程度配慮	交付の判断にあた って、一定程度配 慮
交付金・補助金の概要	地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、地方創生の深化のための基盤整備に対して支援を行う。	都道府県が実施する警察施設 (都道府 県警察本部、警察署等)の整備に対し て支援を行う。
交付金・補助金の名称	地方創生整備推進交付金	都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備 (警察施設整備関係)
府省庁名	内閣府	警察厅

(単位:百万円)

2, 497	330	
都道府県	部 市 川 町 中 大 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	
5/10	1/2,	
交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮	
道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。)の実施に対して支援を行う。	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の整備に対して支援を行う。 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備(条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象) ③条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等の整備	
特定交通安全施設等整備事業に 系る補助金	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	
續 <b>欧</b> 一	終	

(単位:百万円)

1, 830	1, 432	1, 320
都道府県、 市町村、特 定地上基幹 放送事業者 等	都道府県、 市町村、第 三セクター	地方公共団体
1/2, 2/3	1/2, 2/3	1/3, 1/2, 5.5/10
交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して支援を行う。	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	地方公共団体が整備する消防防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫(地域防災拠点施設)、高機能消防指令センター等)の整備に対して支援を行う。
無線システム普及支援事業費等 及支援事業費等 補助金 (民放ラジオ難聴解消支援	無線システム普及支援事業費等補助金 (公衆無線 LAN 環境整備支援事業)	消防防災施設整備費補助金
総務省	総務省	総務省

(単位:百万円)

(単位:百万円)

66, 371 の内数	50, 827	20, 020	2,305の内数
市区町村	都道府県、市町村等	都道府県、 市町村、土 地改良区等	都道府県、 市町村、農 林漁業者の 組織する団 体等
定額 (1/2 相当等)	1/2、 5.5/10等	1 / 2、 定額等	定額 (1/2以内 等)
交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあた って、一定程度配 慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮
「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備により、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するため、農村地域における総合的な防災減災対策に対して支援を行う。	農業の持続的な発展を後押しする ため、農業生産活動の基盤となる農業 水利施設の機能の安定的な発揮に必 要な機動的かつ効率的な長寿命化対 策及び防災減災対策を、早期に効果が 発現する地区を対象にきめ細かく推 進するとともに、効果を最大限に発揮 するための取組を支援。	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援を行う。
保育所等整備交付金	農村地域防災減災事業	農業水路等長寿命化·防災減災事業	農口漁村振興交 付金のうち 農山 漁村活性化整備 対策
厚生労働省	農林水産省	農林水産省	農林水産省

(単位:百万円)

(単位:百万円)

1, 483	44, 798	6,770 の内数
地域協議会	都道府 市町村等	都道府県、 市町村等
定額、 1/2 1/3以内	1/2等	定額 (1/2等)
交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあた って、一定程度配慮
地域住民、森林所有者等が協力して行う森林の保全管理や森林資源の利用等の取組に対して支援を行う。(本交付金は、地域の活動組織からの申請に応じて、各地域協議会の裁量により予算を配分する仕組み。)	地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策に対して支援を行う。	漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等に対して支援を行う。
森林 - 山村多面的機能 発揮 对策 对话会	水産基盤整備事業	浜の活力再生交付金
農林水産省	農林水産省	農林水産省

(単位:百万円)

91, 650	669	729
都道府県、 市町村	都道府県、 市町村	都道府県、 市区町村等
1/2等	2/3	2/3 (中小企業) 1/2 (中小企業以 外)
交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮
地方の裁量によって実施する農山漁 村の防災・減災対策や農林水産業の基 盤整備に対して支援を行う。	海岸法に基づき、国土の保全を目的として、津波、高潮、波浪による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進	災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害対応型LPガスタンク、石油タンク等の導入について支援を行う。
農山漁村地域整備交付金	海岸事業(漁港海岸)	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事の推進を推進を推進を推進を推進を推進を推進を推進事業費補助金
農林水産省	農林水産省	経済産業省

(単位:百万円)

2, 404	1, 640
都 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	都 古 区
10/10 (定額、地方公 共団体実施)、 3/4 (過疎※条件付 き・中小企業)、 2/3 (非過疎・中小 企業)、 1/4 (中小企業以	10/10 (定額、地方公 共団体実施)、 3/4 (過疎※条件付き・中小企業)、 2/3 (非過疎・中小 企業)、 1/4 (中小企業以
交付の判断にあた って、一定程度配 慮	交付の判断にあたって、一定程度配慮
災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、地下タンクの入換・大型化、緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練に対して支援を行う。	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事などを行うことで、石油製品供給網の維持を図る。
災害時に備えた 地域におけるエ ネルギー供給拠 点の整備事業費	離島・SS過疎地における流通合理化支援事業費(過疎地等における活通合ける方面製品のける石油製品の流通体制整備事業
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A

(単位:百万円)

地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備に対して総合的・一体的に支援を行う。
生活排水を適正に処理し、健全な水環循環型社会形成 境を確保するとともに、災害に強い浄推進交付金(浄化 化槽の特徴を活かし、強靭なまちづく槽分) りに資する浄化槽の整備に対して支援を行う。

## (参考4) 国土強靱化基本計画を反映した国の他の計画等

名称	決定主体	主要分野名	直近の改正等
海岸保全区域等に係る海岸の	農林水産大臣及び	国土保全	H27.2.2
保全に関する基本的な方針	国土交通大臣		
交通政策基本計画	閣議決定	交通物流	H27.2.13
首都直下地震緊急対策推進基 本計画	閣議決定	分野横断	H27.3.31
食料・農業・農村基本計画	閣議決定	農林水産	H27.3.31
国土形成計画(全国計画)	閣議決定	分野横断	H27.8.14
国土利用計画(全国計画)	閣議決定	土地利用	H27.8.14
社会資本整備重点計画	閣議決定	分野横断	H27.9.18
廃棄物の減量その他その適正 な処理に関する施策の総合的 かつ計画的な推進を図るため の基本的な方針	環境大臣	環境	H28.1.21
科学技術基本計画	閣議決定	研究開発	H28.1.22
活動火山対策の総合的な推進 に関する基本的な指針	内閣総理大臣	分野横断	H28.2.22
住生活基本計画	閣議決定	住宅都市	H28.3.18
建築物の耐震診断及び耐震改 修の促進を図るための基本的 な方針	国土交通大臣	住宅都市	H28.3.25
北海道総合開発計画	閣議決定	土地利用	H28.3.29
宇宙基本計画	閣議決定	情報通信	H28.4.1

世界最先端IT国家創造宣言	閣議決定	情報通信	H28.5.20
森林・林業基本計画	閣議決定	農林水産	H28.5.24
都市再生基本方針	閣議決定	住宅都市	H28.8.24
土地改良長期計画	閣議決定	農林水産	H28.8.24
健康・医療戦略	閣議決定	保健医療· 福祉	H29.2.17
地理空間情報活用推進基本計 画	閣議決定	情報通信	H29.3.24
漁港漁場整備長期計画	閣議決定	農林水産	H29.3.28
観光立国推進基本計画	閣議決定	分野横断	H29.3.28
医療提供体制に確保に関する 基本方針	厚生労働大臣	保健医療・ 福祉	H29.3.28
防災基本計画	中央防災会議	分野横断	H29.4.11
水産基本計画	閣議決定	農林水産	H29.4.28
総合物流施策大綱	閣議決定	交通物流	H29.7.29
土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	国土保全	H29.8.10
高齢者社会対策大綱	閣議決定	保健医療・ 福祉	H30.2.16
中心市街地の活性化を図るた めの基本的な方針	閣議決定	住宅都市	H30.3.30

<参考>国土強靱化政策大綱(平成 25 年 12 月)を踏まえて改正等された国の 他の計画等

名称	決定主体	主要分野名	直近の改正等
政府業務継続計画 (首都直下地震対策)	閣議決定	分野横断	H26.3.28
南海トラフ地震防災対策推進 基本計画	中央防災会議	分野横断	H26.3.28
エネルギー基本計画	閣議決定	エネルギー	H26.4.11
森林整備保全事業計画	閣議決定	農林水産	H26.5.30